

秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前

徳川将軍家と比較して

大藤 修

Life Ceremonies and Naming of the Children of The Satake Family in Akita Han : A Comparison to The Tokugawa Family

OTOU Osamu

はじめに

- ① 男子の産育儀礼と名前
 - ② 男子の成育儀礼と名前
 - ③ 男子の成人儀礼と名前
 - ④ 女子の産育儀礼と名前
 - ⑤ 女子の成育・成人儀礼と名前
- まとめ

【論文要旨】

本稿は、秋田藩佐竹家子女の近世前半期における誕生・成育・成人儀礼と名前について検討し、併せて徳川将軍家との比較を試みるもので、次の二点を課題とする。第一は、幕藩制のシステムに組み込まれ、国家公権を将軍から委任されて領域の統治に当たる「公儀」の家として位置づけられた近世大名家の男子は、どのような通過儀礼を経て社会化され政治的存在となったか、そこにはどのような特徴が見出せるか、この点を嫡子Ⅱ嗣子と庶子の別を踏まえ、名前の問題と関連づけて考察すること。その際、徳川将軍家男子の儀礼・名前と比較検討する。第二は、女子の人生儀礼と名前についても検討し、男子のそれとの比較を通じて近世のジェンダー性に迫ること。従来、人生儀礼を構成する諸儀礼が個別に分析されてきたが、本稿では一連のものとして系統的に分析して、個々の儀礼の位置づけ、相互連関と意味を考察し、併せて名前も検討することによって、次の点を明らかにした。

①幕藩制国家の「公儀」の家として国家公権を担う将軍家と大名家の男子の成育・成人儀礼は、政治的な日程から執行時期が決められるケースがあったが、女子にはそうした事例はみられないこと。

②男子の「成人」は、政治的・社会的な成人範疇と肉体的な成人範疇に分化し、とりわけ嫡子は政治的・社会的な「成人」化が急がれたものの、肉体的にも精神的にも大人になってから江戸藩邸において「奥」から「表」へと生活空間を移し、そのうえで初入室していたこと。幼少の藩主も同様であったこと。これは君主の身体性と関わる。

③女子の成人儀礼は身体的儀礼のみで、改名儀礼や政治的な儀礼はしていないこと。

④男子の名前は帰属する家・一族のメンバー・シッパや系譜関係、ライフサイクルと家・社会・国家における位置づけⅡ身分を表示しているのに対し、女子の名前にはそうした機能はないこと。

はじめに

本稿は、秋田藩主家であった佐竹家の子女の近世前半期における誕生・成人・成人儀礼と名前について検討し、併せて徳川將軍家との比較を試みるものである。「生老死と儀礼に関する通史的研究」という共同研究の趣旨からすれば、ライフサイクル全体を通して人生儀礼を分析し、もって生老死に迫り、時代的な変化も明らかにならなくてはならないのであるが、史料の分析がそこまで進んでいないので、とりあえず分析対象とする時期と人生儀礼の範囲を限定する次第である。今後、古い儀礼と葬送儀礼も含め、時期的にも広げて分析を進めていきたい。当面、本稿では次の二点を課題とする。

一つは、幕藩制のシステムに組み込まれ、国家公権を將軍から委任されて領域の統治に当たる「公儀」の家として位置づけられた近世大名家の男子は、どのような通過儀礼を経て社会化され政治的存在となったか、そこにどのような特徴が見出せるか、この点を嫡子・嗣子と庶子の別を踏まえ、名前の問題と関連づけて考察すること。その際、徳川將軍家男子の儀礼・名前と比較検討する。いま一つは、女子の誕生・生育・成人儀礼と名前についても検討し、男子のそれとの比較を通じて近世のジェンダー性に迫ること。以上である。

筆者は、人生儀礼研究には以下の分析視角と方法が求められると考える。第一は、特定の家の嫡子・庶子・女子それぞれの人生儀礼を系統的に分析し、個々の儀礼の位置づけと意味を嫡庶・性別を踏まえて考察する必要がある。種々の人生儀礼を個別にはなく、一連のものとして分析することによって、ある儀礼を執行するためにはその前提としてどのような儀礼を済ませておかねばならなかったかが確認でき、それぞれの儀礼

の相互関連性と意義が明らかとなる。ことに將軍家や大名家のような政治権力を担う家の男子が「成人」するための諸儀礼は、多分に政治的日程によって執り行われるので、「成人」儀礼の構成とその意味を把握するためには、かかる分析方法がとりわけ求められる。

近年、儀礼の分析を通して近世社会の政治文化構造や秩序維持システムを解明しようとする研究が盛んになり、本稿の対象とする武家子女の成人期までの儀礼に関わるものとしては、産育儀礼、元服儀礼、將軍への初御目見得儀礼、官位叙任儀礼、代替わり・家督相続儀礼、婚姻・養子縁組儀礼などについて研究成果が出されている⁽¹⁾。しかしながら、人生儀礼研究の観点から系統的に分析したものは少なく、それぞれ異なった問題関心から特定の儀礼を個別に分析したものが多⁽²⁾。また、女子の人生儀礼研究は手薄で、ジェンダーの視点から男女の人生儀礼を比較して考察した研究は乏しい⁽³⁾。

第二は、人生儀礼と名前の問題を関連づけて考察する必要がある。なぜなら、前近代の男子はライフサイクルの折々に改名し、人生段階や家・社会における地位・身分の変更を表示していたからである。女子は室町時代以降、一部の身分の女性を除いて幼名を成人後も使用しつづけたが、そのジェンダー性を問わねばなるまい。

従来、日本における人生儀礼研究と名前研究は別個になされてきた。人名は多様な問題と関わるだけに学際的に関心を集めてきており、歴史学に限定しなければ研究蓄積は決して少なくはない⁽⁴⁾。日本の人名の歴史に関する書物も少なからず刊行されている⁽⁵⁾。その多くが概説的な書物であるのは、一般市民にとっても身近な関心対象であることの反映でもあるろう。しかしながら、日本史学における実証的な人名研究の蓄積はそれほど多くはなく、関心を寄せる研究者もいまだ一部にとどまっている。以下、各時代の研究状況について概観しておこう。

早くは玉村竹二氏による通字研究があり、古代の氏族や籍帳研究の一

環としても人名の分析がなされている⁽⁷⁾。古代の人名研究中世人名研究に架橋し、研究史上画期的な位置を占めるのが、飯沼賢司氏の「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐって―」⁽⁸⁾である。本論文は、人名を史料と見なし、そこに投影される社会のあり方を分析するという視角から、古代の人名体系の崩壊と中世の人名体系の成立を社会変化との関係で追究したもので、後者が中世的身分体系と中世的「イエ」の成立と対応していたことを、きわめてクリアーに解析している。飯沼氏はその後、中世の女性名についても分析を加えている⁽⁹⁾。中世の村落住民の名前については坂田聡氏と藪部寿樹氏の研究⁽¹⁰⁾があり、坂田氏は近年の実証的研究の成果を踏まえて姓・苗字・名前の通史も著している⁽¹¹⁾。

近世では、筆者などによる庶民の襲名慣行の研究⁽¹²⁾、今野真氏によって先鞭がつけられた禁字法令の研究⁽¹³⁾、禁字をはじめとする幕藩権力の名前統制策から君臣関係や身分格式に迫るとともに、武家社会における呼び名と「家」内秩序の関係を検討した近年の堀田幸義氏の研究⁽¹⁴⁾などがある。また、本文で述べるように、武家官位制研究においても名前に関わる議論がなされている。

以上のような成果が出されているとはいえ、日本史学界、なかでも近世史の分野における名前への関心はそれほど高くはない⁽¹⁵⁾。近世は名前研究をしようとすれば史料は豊富であり、名前の分析を通じて多岐にわたる問題にアプローチできる可能性を秘めた研究分野であるので、今後の研究の進展が待たれる。筆者は、当面、ライフサイクル論とジェンダー論の観点から名前の研究に取り組んでみたいと考えている。

さて、本稿で分析対象とする佐竹氏は、源頼義第三子義光の孫の昌義が一二世紀に常陸国久慈郡佐竹郷・太田郷周辺に本拠を置き、「佐竹」の名字（苗字）を名乗ったのが始まりであり、姓は「源」を称した。戦国時代には北関東の有力大名となり、慶長七年（一六〇二）、徳川家康の命で義宣は出羽国に国替えとなり、初めは安東氏の本拠湊城に入った

が、翌年、秋田郡久保田に築城し、藩政の基礎固めに努めた。城下町の名が久保田から秋田に改められるのは明治四年（一八七二）であるが、「久保田藩」よりも「秋田藩」の名称の方が一般的に通用しているので、本稿では「秋田藩」に表記を統一する。表高は二〇万五〇〇〇石余、国持大名の格式で、江戸城の殿席は代々「大広間詰」であった。

主たる使用史料は『国典類抄』⁽¹⁶⁾である。本書は九代藩主佐竹義和の命により文化・文政期に編纂され、藩政の典例となる文書・記録も豊富である。この他、原武男編『新編 佐竹氏系図』⁽¹⁷⁾、『新訂 寛政重修諸家譜』⁽¹⁸⁾第三卷を併せ使用する。用語と表記について断っておくと、「嫡出子」は正室腹の子、「庶出子」は妾腹の子、「嫡子」は嫡出・庶出を問わず嗣子に指定された者、「庶子」は嫡子以外の男子を表す。出典註記は、『国典類抄』は「国」と略記して、例えば「一―四三二」というふうに巻数と頁を示し、『新編 佐竹氏系図』は「佐」と略記する。

本稿では、三代藩主義処の子女、言い換えれば四代藩主義格の兄弟・姉妹までを主対象とし、問題によってはそれ以降の事例も適宜取り上げる。義格の世代までを一応の区切りとしたのは、それ以降、養嗣子がつぶくためである。表1に当該期の佐竹家子女の一覧表を示したが、このうち史料で人生儀礼の判明する者について「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧」を作成し、別表として末尾に付した。以下、これにもとづいて分析を加えるが、まず四代までの歴代藩主の襲封事情について簡単に述べておこう。

藩主義宣には男子がいなかったので、末弟で一門北家の佐竹義廉の養子となっていた申（猿）若丸を元和七年（一六二一）七月に養嗣子（嫡子）とし、「義直」と名乗らせたが、寛永三年（一六二六）三月二日に嫡子となった。その後、岩城貞隆（義宣の次弟で岩城家に養子入りして家督相続）の嫡子吉隆を同年四月二五日に養嗣子とし、「義隆」に改名さ

表1 本稿の対象とする時期の佐竹家子女一覧

父親(養父を含む)	子女の名前	統柄	生年	母親	備考	別表記号・番号
よししげ 義重	よしのぶ 義宣	嫡子(嫡出)	元亀元年 (1570)	正室：伊達晴宗女	初代藩主	A①
初代藩主義宣	よしなお 義直	養嗣子	慶長17年 (1612)	義重側室：細谷氏	義宣弟で義宣養嗣子となつたが廃嫡	A②
同	よしなか 義隆	養嗣子	慶長14年 (1609)	岩城貞隆正室：相馬義胤女	2代藩主	A③
2代藩主義隆	不明	女子(庶出)	寛永6年 (1629)	侍妾：多羅尾氏	筑前秋月城主黒田長興室	
同	よしあき 義眞	庶子(庶出)	寛永10年 (1633)	同	分家	
同	よしぢみ 義処	嫡子(嫡出)	寛永14年 (1637)	正室：南佐竹義章女	3代藩主	A④
同	千松	庶子(嫡出)	寛永16年 (1639)	同	1歳で没	
同	不明	女子(嫡出)	寛永18年 (1641)	同	11歳で没	
同	よしやす 義慰	庶子(嫡出)	正保2年 (1645)	同	29歳で没	B①
同	よしなが 義長	庶子(嫡出)	明暦元年 (1655)	同	分家：佐竹岩岐守家	B②
3代藩主義処	いち 市	女子(嫡出)	寛文8年 (1668)	正室：出雲松江城主松平直正女	5歳で没	C①
同	かめ 亀	女子(嫡出)	寛文10年 (1670)	同	6歳で没	
同	よしみつ 義苗	嫡子(嫡出)	寛文11年 (1671)	同	家督相続前に没	A⑤
同	なべ 鍋	女子(嫡出)	延宝3年 (1675)	同	2歳で没	C②
同	よしはる 義珍	庶子(嫡出)	延宝5年 (1677)	同	陸奥中村城主相馬昌胤養子	B③
同	きよ 清	女子(嫡出)	延宝7年 (1679)	同	伊勢久居城主藤堂高通養女	
同	※いよ 弥	女子(嫡出)	延宝8年 (1680)	同	8歳で没	C③
同	いさ 岩	女子(庶出)	貞享4年 (1687)	側室：谷氏「お清」	美作津山城主松平長矩室	C④
同	きゅう 久	女子(庶出)	元禄2年 (1689)	側室：室谷氏	筑前秋月城主黒田長範室	C⑤
同	よしただ 義格	庶子(庶出) のち嫡子	元禄7年 (1694)	侍妾：布施氏「おりう(隆)」	4代藩主	A⑥
同	げん 源	女子(庶出)	元禄10年 (1697)	同	7歳で没	
同	じゅん 順	女子(庶出)	元禄16年 (1703)	同	出雲松江城主松平直雅室	C⑥

- ・典拠 原 武男編『新編 佐竹氏系図』(加賀谷書店、1973年)。
- ・※を付した3代藩主義処女子「弥」は『新編 佐竹氏系図』では「弁」となっているが、『国典類抄』第1巻所収史料では「弥」となっているので、それを採用した。
- ・嫡出=正室腹、庶出=妾腹、嫡子=嫡出・庶出を問わず嗣子に指定された男子、庶子=嫡子以外の男子。
- ・別表記号・番号は『秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧』に載せた人物に付したもので、Aは嫡子、Bは庶子、Cは女子を示す。同一覧には『国典類抄』所収史料等で人生儀礼の判明する者のみを載せた。

せている。義隆は寛永一〇年（一六三三）二月二六日に遺領を襲封して二代藩主となる。彼には義貞（庶出子）、義処（嫡出、嫡子）、義慰（嫡出、庶子）、義長（嫡出、庶子）の三人の男子があり、義処が寛文二二年（一六七二）二月九日に遺領を襲封して三代藩主となる。義処の嫡子は嫡出長男の義苗であったが、襲封前の元禄一二年（一六九九）一二月二八日に死去し、嫡出次男の義珍はすでに元禄九年（一六九六）七月に陸奥國中村城主相馬昌胤の養子となっていたので、庶出三男の千代丸が嫡子となり、「義格」を名乗って元禄一六年（一七〇三）八月一二日に遺領を襲封、四代藩主となっている。

①男子の産育儀礼と名前

I 帯祝

二代藩主義隆正室懐妊の際には、「御台様正月より之 御懐胎閏三月十三日 御帯御祝」〔片岡宮内政世日記〕寛永一四年（一六三七）閏三日条とある。帯祝は通常、妊娠五カ月目に行われ、これを機に妊婦は出産に備えて忌みの生活に入るが、この場合は正月に懐妊し、閏三月一三日に執行しているので、妊娠四カ月目くらいとなる。出生の子は嫡子「徳千代」（のち「徳寿丸」と改名）で、元服して「義処」を名乗り、三代藩主となった。

この義処襲封前に「若御前」の最初の懐妊が判明した時には、仮帯結びに際して飛脚で国元にも報知している。仮帯は二代藩主義隆正室の「御台」が結び、その後、重臣の小野崎大蔵内儀に「御新造様御懐胎之帯」を調え差し上げるよう命じ、祈禱所の宝鏡院に吉日を選定させ、帯に加持祈禱をさせた上で正式の帯祝を行い、「多賀谷隆家御家老勤中日記」寛文八年（一六六八）五月四日〜六月二日条、一方国元では家老の梅津

半右衛門に幕目御用を申し付け江戸に上らせている（同前寛文八年七月九日条・八月一七日条）。

この時の生児は女子で「市」と名付けられたが、世子正室の最初の懐妊では嫡子誕生の可能性がある。そこで国元にも報知し、幕目役には家老を任命したのであろう。仮帯は藩主の正室が結び、正式の帯祝用の腹帯は重臣の妻に調えさせている。それは嫁・姑の絆、主家と家臣家の女性を通じた絆を強める契機となるし、そうした女性相互の連帯の力によって妊婦を守り、新たな生命を迎え入れようとしたのである。また、呪力によっても妊婦と胎児を守ろうとした。腹帯に加持祈禱をしているのは、言うまでもなく呪力をこめるためである。宝鏡院は、この例の他にも佐竹家の様々な儀礼において重要な役割を果たしている。

義処正室の二度目の出産も生児は女子であった（亀）。三度目の出産でようやく待望の嫡子が誕生するが、その懐妊時には、寛文一一年（一六七二）九月晦日、「若御前様当四月より御懐妊之由」江戸より国元に知らせがあり、幕目役、矢取役、御膳奉役を選任して翌月中旬に江戸に上らせることに決定している（「多賀谷隆家老勤中日記」寛文一一年九月晦日条・一〇月一日条）。懐妊から六カ月目くらいに国元に知らせが届いているので、帯祝を機に国元にも若御前の懐妊を報知したものと思われる。出生の子は嫡子「徳寿丸」（のち義苗）であった。

以上の事例から、藩主や世子の正室が懐妊した時、いまだ嫡子不在であれば、その誕生の可能性があるので、仮帯結びや正式の帯祝を機に国元の家中にも報知され、国元では出産儀礼を分担する男性役人を決定して江戸に上らせたことが知られる。妾の懐妊や正室でも嫡子誕生後の懐妊については、国元に報知された記録は『国典類抄』に収められていない。出生の子が自動的には嫡子にならないので、国元には報知されなかったのではなからうか。三代藩主義処までは側室も江戸藩邸に住み、そこで出産しているが、四代藩主義格と五代藩主義峰の側室が国元で出

産した際には男子誕生であつても家中には披露されず、江戸表・他国への弘めもしない方針がとられている。⁽²⁶⁾しかしながら、義峰側室腹の仙寿丸誕生時には家中に内々に知れ渡るところとなり、祝賀したいという声が高まつたため、身分を限定して祝賀の登城を許可せざるをえなくなつている。⁽²⁷⁾

II 誕生儀礼

藩祖義宣よしのぶが元亀元年（一五七〇）七月一六日に誕生した際には、一人の男性家臣が産と祝儀に関わつて役割分担をし、九人の付人が定められている。「義宣様元亀元年七月十六日御誕生御産処御祝儀之覚」⁽²⁸⁾。役割は「御産母湯」「御墓目之役」「御矢取之役」「御酌」「御膳之仕配」「御膳之役」「御膳奉」「義重様御太刀・御刀・御産母衣・鶴・御樽進上」「御弓・御馬進上」などであるが、注目されるのは「御産母湯」役を「北左衛門」という佐竹一門の佐竹北家の当主が務めていることである。室町將軍の足利義教も嫡男誕生の際に自ら産所に赴いて産湯を注いでいる⁽²⁹⁾ので、中世には産湯役を男性が務めるのは珍しくなかつたのであろう。

近世の佐竹家では、産湯の場合における男性家臣の役割は墓目役と矢取役に限定されているところから、産湯役は女性が担つたものと思われる。近世に入ると男性が産産に関わることがタブー化したことが指摘されている。⁽³⁰⁾佐竹家においても墓目役と矢取役を除いて男性は産産に関与しなくなつたのではなからうか。後述するように、三代藩主義処正室が延宝三年（一六七五）正月二二日に女子を産した際には、家老の梅津半右衛門忠実が立ち会い、産湯もかけているが、この場合は生児を梅津の養子にすることが予定されていたので、自分が生児の父親であることを示すための特例的な行為であつたと思われる。

出産時には墓目が重要な儀礼をなしていた。これは、武家の射技の鳴矢に用いる大鐳の一種で、墓目の音響は破邪・降魔の呪力を発現すると

いう信仰から、安産を祈つて誕生墓目を射るのが恒例となつたものである。嫡子誕生時の墓目役は、義重（義宣父）Ⅱ和田安房守、義宣Ⅱ小野崎越前、義処Ⅱ小野崎基三郎、義苗Ⅱ梅津茂右衛門で、宿老・家老クラスが務めていたことが記録で確認できる。⁽³¹⁾三代藩主義処正室が長女と次女を産した際も、家老の梅津半右衛門と後に家老となる梅津茂右衛門がそれぞれ墓目役を務めているが、いまだ嫡子不在で、その誕生の可能性があつたが故であらう。

『国典類抄』所収の庶子誕生時の墓目役に関する記事は、寛永一六年（一六三九）正月九日に二代藩主義隆庶子の千松が生まれた時の事例のみで、赤須三郎が務めている。同人は寛永年中の「一番座」「二番座」「御回座」には列しておらず、⁽³²⁾格式の高い家臣ではなかつたようである。千松は正室腹の子ではあるが、兄で嫡子の徳千代（のち義処）誕生時には中世以来の宿老である小野崎氏が墓目役を務めているのに比べれば、同役人の格差は明らかである。ただし、これは男子間の嫡庶の差異のみならず、嫡子不在でその誕生の可能性があるかどうかによつて、墓目役人に格差がつけられたと解される。したがつて、嫡子不在であつても妾が産する場合、墓目役も格下の者が務めたに相違なからう。

寛文一一年（一六七二）二月二九日、三代藩主義処嫡子の徳寿丸（のち義苗）誕生の際には、当時、江戸にいた一門四家（佐竹北家、佐竹南家、佐竹東家、佐竹西家）の当主が翌正月三日に出生したばかりの「若君様」に「御肴代」を献上し、「御右筆所日記」寛文一二年正月三日条⁽³³⁾、国元の家老の多賀谷左兵衛隆家に対しては藩主の直書でもつて「御曹司様御誕生」の報知をし、家老の梅津半右衛門忠実とともに佐竹氏菩提寺の天徳寺に参詣するよう命じている。「多賀谷隆家御家老勅中日記」寛文一二年正月九日条⁽³⁴⁾。

つまり、佐竹宗家の嫡子誕生をまず一門が祝つるとともに先祖に報告し

ているわけである。そこでは、宗家嫡子は一門との横のつながりと先祖との縦のつながりを併せもつ存在であることが意識されているよう。

義処庶子の仁寿丸（のち義珍^{よしはる}）が延宝五年（一六七七）四月四日に誕生した際には、藩主直書による国元への報知はされておらず、生母である正室の「御広敷御番」に詰めていた家臣二人が国元に下って知らせているが、特に天徳寺に参詣したことは記録されていない。貞享四年（一六八七）四月十九日、義処側室が女子「岩^{いわ}」を産んだ時は、江戸家老が書状で国元に報知し、「御祝儀飛脚差上候義無用之由」指示している。⁽³⁸⁾

父親は同じ義処であっても、誕生した子が嫡子か庶子・女子かで対応に明らかに差異があったことが知られる。

III 七夜の儀礼と名付け

三代藩主義処の嫡子は七夜に「徳寿丸」と名付けられ（のち義苗）、生母の里方の出雲国松江城主松平出羽守と一門衆が集まり祝儀を催している。ただし、祖父義隆が徳寿丸誕生の二四日前に死去していたため、七夜の祝儀は三カ月半ほどたつて行っている（「多賀谷隆家御家老勤中日記」寛文二二年（一六七二）三月二六日条⁽³⁹⁾）。五代藩主義隆の庶子も七夜に「仙寿丸」と名付けられた（「今宮義透家老勤中日記」享保一六年（一七三二）一〇月四日条⁽⁴⁰⁾）。他の名付け時期は記録で確認できない。

二代藩主義隆の庶子千代松（のち義長）の七夜の祝儀については、比較的詳しい記録が『国典類抄』に収録されている。それによると、義隆母の慶雲院（相馬義胤女^{よしたね}）が重臣たちを振る舞い、「若殿様」こと義隆嫡子の義処より産婦の「奥様」に産着・脇差・酒樽・肴などを遣わし、「奥様」より女房衆にお金、奥付医者と思われる「江春」に銀子一枚を下し、「子取りは、」（産婆）には、「奥様」より小袖、「殿様」こと義隆より銀子一〇枚、「若殿様」より銀子五枚と布団などをそれぞれ下賜している

〔後藤裕道御留守居勤中日記〕正保二年（一六四五）九月一〇日条⁽⁴¹⁾。

中世では医師の出産への関わりは産前産後の薬の調査や異常産への対処を任としていたとされ、平常産の介助は産婆が行っていたので、右の「江春」も医師だとすると、そうした役割を担っていたのであろう。七夜の祝儀では、出産に関わった産婆や医師および女房衆に慰労の金品が生母やその家族から下賜されたことが、右の事例から知られる。ただし、千代松の母は一門南家の佐竹義章息女であるが、一門衆の参加は記録されていない。義苗と義長では一代違うが、あるいは嫡子と庶子の差異を示しているのかもしれない。

IV 幼名（童名）の特徴

(一) 嫡子の幼名

『寛政重修諸家譜』所収の佐竹氏系図をみると、鎌倉時代より嫡出の第一男子が嫡子となる原則が確立しており、藩祖義宣の曾祖父義篤^{よしあつ}の代から幼名が記載されているが、嫡子は代々「徳寿丸」と名付けられている。嫡出の長男子は、誕生時から将来佐竹宗家を継ぐ存在であることを名前で内外に表示したわけである。

ただし、二代藩主義隆の嫡子は、初め「徳千代」と命名され（「片岡政世日記」寛永一四年（一六三七）八月二一日条⁽⁴²⁾）、七歳の袴着儀礼に際して「徳寿丸」と改めている（「国事要略」寛永二〇年（一六四三）二月一日条⁽⁴³⁾）。出生時に「徳寿丸」と命名しなかった理由は不明だが、佐竹氏が徳川氏の支配下に置かれて最初に誕生した嫡子であるので、あるいは時の將軍家光の幼名「竹千代」と佐竹宗家先祖代々の幼名を合わせて「徳千代」と名付け、主君である徳川將軍および先祖双方との絆を示そうとしたのかもしれない。七歳の袴着を機に佐竹宗家先祖代々の幼名を襲名したのは、先祖との関係をより強く意識した故なのか、これまた定かではない。徳川將軍家では周知のように、家康の幼名「竹千代」が嫡

子名として継承されている。

ところで、佐竹宗家の嫡子は領国の統治者となることが予定されているので、「徳寿丸」という幼名には、将来有徳の君主となり長寿を全うするようにという願望がこめられていたにちがいない、佐竹氏の君主理念が示されている。『新編 佐竹氏系図』所収の佐竹一門の系図をみると「徳寿丸」と命名された人物は見当たらず、宗家嫡子の幼名は一門にとって憚るべき特別の名前であったことがうかがえる。それは他の家臣においても同様であったであろう。

養子をとって嫡子にするか庶子を途中で嫡子にした場合は、幼ければ幼名を「徳寿丸」に改め、成長していれば宗家嫡子の元服後の通称である「次郎」を称させ、他氏から迎えた養子であれば実名を佐竹氏の通字である「義」を組み込んで改名させる措置をとっている。

佐竹宗家の嫡子は成人までは家臣たちから「御曹司様」と呼ばれる⁽⁴⁵⁾。三代藩主義処の庶子千代丸（のち義格）は嫡子義苗が死去したため嫡子となり、元禄一三年（一七〇〇）年十一月五日、七歳の紐解儀礼に際して江戸・国元の家臣たちに披露され、「千代丸様」を以後「御曹司様」と呼ぶようにとの命がなされている（『御右筆御日記』元禄一三年一月二六日条⁽⁴⁶⁾）。義処は前年、下国発駕前に公儀に千代丸を嫡子にすることを申し出て許可されていたが、それに伴い、生母の妾「おりう」（隆引用者註）は「お町のつばね（局 引用者註）」に移った（『後藤祐寿御本方勤中日記』元禄一二年八月三日条⁽⁴⁷⁾）。元禄一五年七月一三日には、「御曹司様御母儀故」、「お袋様」と唱えるよう江戸勤番諸士へ仰せ渡しがなされている（『御右筆御日記』元禄一五年七月一三日条、「山方泰護御大番頭勤中日記」同年七月二七日条、「田崎秀満日記」同年七月二九日条⁽⁴⁸⁾）。

この呼称の変更は、「御姫様かた」（義処六女「岩」と同七女「久^{きゆう}」である⁽⁴⁹⁾）と「志岐守」（二代藩主義隆の庶子義長で、分家大名となる）が「図書頭」（義処の庶子義珍で、陸奥国中村城主相馬昌胤の養嗣子となり叙胤に改名）に

相談したうえで「御前」（義処正室）に仰せ上げた結果であり（『山方泰護御大番頭勤中日記』同前条）、藩主が決めたことではない。奥勤めの女性の身分に関わる事柄は正室が決定権をもっていたことが知られる。千代丸を嫡子にし「御曹司様」と呼称を変えることは表の領域の決定事項であり、藩主が決定権をもつ。千代丸の呼称変更から一年八カ月もたつて生母の呼称変更がなされたのは、「表」と「奥」の意思決定権者の違いによる。

他出した親族男性が相談を受けているのも注目される。奥向のことに ついて佐竹家内部の男性に相談すると、表の領域からの介入につながる。このような場合、相談相手としては、血縁者でありながら佐竹家から出ている男性のほうが都合がよかったのではなからうか。

（ii）庶子の幼名

表2に中世末期〜近世前半期における佐竹家庶子の幼名嫡子一覧を示した。嫡子の幼名は代々襲名され先祖とのつながりが表示されたのに対し、庶子の幼名は個別的で、先祖との系譜関係は示されない。父親によって特色があり、父親個人としての願望や意向・好みも投影しているように見受けられる。

全体的に長寿を願って「寿」「鶴」「松」「千」「千代」「仙」を用いた名前が多いが、義重は特徴的な名前を付けている。「喝食丸^{かつじま}」「能化丸^{のうけ}」は寺院・仏教にちなんだもので、「喝食」は禅宗・律宗寺院の侍童の呼称、「能化」は師として他を教化できる者で、主として仏菩薩を指す。系図をみると中世の佐竹氏は庶子を仏門に入らせている例が少なくないので、出家させることを予定した名付けだったと思われるが、実際には他家を継ぐチャンスに恵まれ、喝食丸は陸奥国白川城主白川義親の養嗣子となつて実名「義勝」を名乗り、能化丸は豊臣秀吉の命により、陸奥国平城主岩城常隆の跡を継いで実名「貞隆」を名乗る。

岩城貞隆は嫡子に自分の幼名と同じ「能化丸」と命名、この能化丸は

表2 中世末期～近世前半期における佐竹家庶子の幼名一覧

父親	庶子の幼名(生年 嫡出・庶出の別 元服後の実名)
義篤	菊寿丸(庶出 早世)、乙寿丸(1543 庶出 義昌)
義昭	鶴寿丸(1550 嫡出 義尚)
義重	喝食丸(1557 嫡出 義勝)、能化丸(1583 嫡出 貞隆)
	申(猿)若丸(1612 庶出 義直)
義隆(2代藩主)	所化丸(1633 庶出 義眞)、千松(1639 嫡出 早世)
	松之助(1645 嫡出 義慰) 千代之助(1655 嫡出 義長)
義処(3代藩主)	仁寿丸(1677 嫡出 義珍)、千代之助(のち千代丸 1694 庶出 義格)
義峰(5代藩主)	仙寿丸(1731 庶出 早世)

・典拠「新訂 寛政重修諸家譜」第3巻、原 武男編「新編 佐竹氏系図」。
 ・幼名の記されていない者は省いた。

一二歳で父の遺領を継ぎ、元服して実名を「昌隆」と名乗り、のちに「吉隆」と改めたが、佐竹宗家当主義宣の養嗣子となつて「義隆」と改名し、妾腹の長男に「所化丸」、正室腹の次男には既述のように最初「徳千代」、のち佐竹宗家嫡子名の「徳寿丸」と命名し、後者は三代藩主義処となる。「所化」も仏語で、仏菩薩などにより教化される修行僧を指し、当初は出家させることを予定していたのであるが、実際には分知して分家させ、実名「義眞」を名乗らせている。

子義長が分家して創設した佐竹壱岐守家から宗家に養子に入り五代藩主となつた義峰は、庶子の幼名について「元」の祈禱所宝鏡院に諮問し、答申を受けて自己の幼名と同じ「仙寿丸」と命名している(「今宮義透御家老勤中日記」享保一六年(一七三二)九月二十九日・晦日条⁵⁰)。義篤は末子に「乙寿丸」と命名しているが、「乙」は「末」を表す。庶子は成人名に改めるまでは家臣の記録では「幼名+様」で表記されており、それは日常の呼び名でもあつただろう⁵¹。

V 産屋明の儀礼

産婦が産の忌を終え産屋から出て平常の生活に戻る産屋明は、男子出座時については二例確認できる。一例は三代藩主義処正室が嫡子徳寿丸(のち義苗)を出産した時のもので、二二日目に行つてゐるが、「御曹司様御誕生正月二十日二御産屋より 御台様被為 出」(「梅津忠実御家老勤中日記」寛文一二年(一六七二)正月二〇日条⁵²)としか記されておらず、儀礼の内容は不明である。もう一例は二代藩主義隆正室が庶子千代松(のち義長)を出産した時のもので、二二日目に産屋明となつてゐるが、家老・留守居の日記には次のようにある。

(A) 「御台様二十一夜過候而表へ御出被 成、慶雲院様(義隆母

引用者註) 御祝儀之御振舞御座候、拙者方ニも御酒肴被下候」

(「梅津忠実御家老勤中日記」明暦元年(一六五五)九月二四日条⁵³)

読点は引用者が付した。以下同)

(B) 「奥様ニて御枕直之御悦有、何も御肴進上申候、従 奥様何も

江御樽肴被下候、私共江も蕨樽式荷被下候」(「後藤祐道御留守

居勤中日記」明暦元年九月二四日条⁵⁴)

(A) は「表へ御出被 成」と表現しているが、単に産屋の外に出るといふ意味ではないだろう。周知のように、大名の江戸藩邸は大名家族の私的な生活空間で女中衆の勤める「奥」と、公務を行う「表」の空間とが区画されていた。三代藩主義処正室が女子「鍋」を出産した時の産屋明では

(C) 「御台様御機嫌能今日表之御座敷江被為出、御火合之御祝儀在之」(「梅津忠実御家老勤中日記」延宝三年(一六七五)二月六日条⁵⁵)

とあるので、「奥」の空間に設けられた産屋から「表」の空間に出て、表座敷で祝儀を行ったものと思われる。その祝儀を主催したのは藩主の母、言い換えれば産婦の姑であつたことが(A) から知られる。(B)

ではそれを「御枕直之御悦」、(C)では「御火合之御祝儀」と表現しており、後者においては藩主を除く家族と親族・重臣たちが参加したことが続けて記録されている。

産婦は産穢を伝染させないために産屋に入っている時は別火で調理した物を食するが、産穢の忌が明けると、同じ火で調理した物を家族・親族・重臣たちと共食する火合わせと、穢れた枕を清浄な枕に替える枕直しの儀礼を行っていたことが、以上の事例から判明する。注目されるのは藩主の参加は記録されていないことである。産の忌が明けたとはいえ、産婦にはいまだ産穢が残っている可能性もあると考え、藩主は接触を避けたのであろうか。

千代松出産の際は、二一日目の産屋明の儀礼を済ませた後、二日後に産婦の「奥様」より奥の「御奉公之衆」全員に吸い物が振る舞われている〔後藤祐道御留守居勤中日記〕明暦元年九月二六日条⁽⁵⁶⁾。産屋明の儀礼が表座敷で催されるならば、当然、奥女中たちは参加できない。そこで後日、奥女中衆への振る舞いをしたのであろう。

VI 宮参と箸初

(i) 宮参

本稿の対象とする時期では男子の宮参について三例確認できる。

(A) 二代藩主義隆庶子の千代松(のち義長)は誕生から三二二日に神田明神へ参詣〔梅津忠国御家老勤中日記〕明暦元年(一六五五)一〇月五日条⁽⁵⁷⁾。

(B) 三代藩主義処嫡子徳寿丸(のち義苗)の場合は、祖父義隆死去後の忌中のため誕生から三カ月半ほどたって七夜の祝いをし、それから五日目に神田明神へ参詣〔御記録所御日記〕寛文二一年(一六七二)三月一六日条⁽⁵⁸⁾。

(C) 義処庶子仁寿丸(のち義珍)は誕生から五〇日目に神田明神に

参詣〔梅津忠国御家老勤中日記〕延宝五年(一六七七)五月二三日条⁽⁵⁹⁾。

(D) 義処庶子千代之助(のち義格)は誕生から三カ月余たった元禄八年(一六九五)三月一三日、浅草鳥越明神へ参詣〔八島朝見取纏〕⁽⁶⁰⁾。

(B)は忌中のために宮参が遅れているが、他の事例でも時期は一定していない。参詣対象は(A)(B)(C)では神田明神である。それは当時、上屋敷が神田に存在していたことによる。この神田上屋敷は延宝八年(一六八〇)に焼失した。そのため藩主とその家族は浅草の下屋敷に移り、貞享二年(一六八五)に下谷に上屋敷を与えられた⁽⁶¹⁾。下谷屋敷に生まれた(D)千代之助は浅草鳥越明神へ参詣している。しかし彼が嫡子になると神田明神と浅草観音への参詣を行い〔山方泰護御大番頭勤中日記〕元禄二二年(一六九九)一月二六日条⁽⁶²⁾、五代藩主義峰の養嗣子^{よしかた}義堅死後、義堅の男子左吉が嗣子になった時も、佐竹宗家の嫡子名「徳寿丸」に改めたうえで神田明神と鳥越明神へ参っている〔田崎秀満徳寿丸様御付御頭役勤中江戸詰日記〕元文五年(一七四〇)九月二七日条⁽⁶⁴⁾。神田上屋敷から移住したのちも嫡子は神田明神へ参詣しているのであり、それが嫡子としての儀礼であったことが知られる。

宮参の際のお供の身分・人数にも嫡子と庶子では大きな格差があった。(B)と(C)の場合は日記に行列編成も記されている。それによると、義処嫡子徳寿丸の宮参行列は、お供衆が九グループに編成され、家老の梅津与左衛門以下江戸藩邸の惣家中が参加し、威容を誇る陣容になっている。対して義処庶子仁寿丸のそれは三グループ編成で、生母正室の付人、祖母に当たる二代藩主義隆後室(未亡人)光聚院の付人、および叔父に当たる分家大名佐竹彦岐守義長の付人を中心とする陣容である。つまり、将来「御家」の主となる嫡子の宮参は家中挙げての「御家」の行事として盛大に執り行われているのに対し、庶子のそれは親族主催の行

事として簡素になされているのである。

(ii) 箸初

箸初はしぞめの儀礼が確認できるのは、二代藩主義処庶子仁寿丸(二六七七)八月二日(二六七七)、五代藩主義峰庶子御家老勤中日記「延宝五年(一六七七)八月二日(二六七七)」、仙寿丸(二六七七)「大越貞国御家老勤中日記」享保一七年(一七三二)二月六日(二六七七)の二例のみであるが、いずれも二九日目に行っている。前者の時は江戸家老の梅津半右衛門忠宴も祝儀に参加し、国元にいた家老梅津茂右衛門と、当時家老ではないものの家老筋の家柄であった梅津与左衛門も祝儀の肴を献上している。ただ嫡子の箸初の記録がみえないので、嫡庶で差異あったのかどうかは不明である。

② 男子の成育儀礼と名前

I 成育儀礼の構成と実施年齢・月日

中世の公家・武家の成育儀礼は、髪型と服装を大人のそれに近づけていく「髪置」(頭髮を伸ばし始める儀式)、「袴着」、「帯直」(紐付きの小袖を脱ぎ、付け紐のない小袖を着て帯を締める儀式で、帯解とか紐解とも言う)が重要な意味をもっていたとされる。⁽⁶⁷⁾近世に入ってから一八世紀初頭までの佐竹家と徳川將軍家における男子の成育儀礼の一覧を表3、4に示しておいたが、これを見ると、近世の徳川將軍家と大名佐竹家もその伝統を踏襲していたことがわかる。二木謙一氏によれば、髪置は中世では公家は二歳、武家は三歳の十一月の吉日を選んで行っていたのが、近世では公家・武家ともに三歳の十一月五日に行うようになり、袴着と帯直は古くは男女ともに三歳から八歳頃までに行い、期日も一定していなかったのが、近世以降、五歳または七歳の十一月五日に行うようになったといふ。⁽⁶⁸⁾

表3 佐竹家所生男子の成育儀礼一覧 ()内の数字は年齢

人物	生年月日	髪置	袴着・帯直	下帯(禪)召初	備考
2代藩主義隆嫡子徳千代 (嫡出 義処 A④)	寛永14年(1637) 8月21日	寛永16年11月15日 (3)	寛永20年2月14日 (7) 徳寿丸に改名	正保2年11月16日 (9)	元服(10)
同庶子千代松 (嫡出 義長 B②)	明暦元年(1655) 9月4日	明暦3年11月15日 (3)			
3代藩主義処嫡子徳寿丸 (嫡出 義苗 A⑤)	寛文11年(1671) 12月29日	延宝元年11月15日 (3)	延宝5年2月23日 (7)	延宝7年2月24日 (9)	元服(11)
同庶子仁寿丸 (嫡出 義珍 B③)	延宝5年(1677) 4月4日	延宝6年12月2日 (2)	天和元年4月9日 (5)		元服・帯直・ 中剃(7)
同庶子(のち嫡子)千代之助 (庶出 義格 A⑥)	元禄7年(1694) 12月11日	元禄9年11月27日 (3) 髪置・袴着同時 千代丸に改名	元禄13年11月15日 (7) 紐解・嫡子成披露	元禄15年6月19日 (9)	元服(16)

・別表「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧」に基づく。
・17世紀における佐竹家所生の男子のうち史料で成育儀礼の確認できる者のみを掲げた。

表4 徳川將軍家所生男子の成育儀礼一覧 ()内の数字は年齢

人物	生年月日	髪置	袴着	備考
3代將軍家光嫡子竹千代 (庶出家綱)	寛永18年(1641) 8月3日	寛永20年正月11日 (3)	正保2年正月3日 (5)	元服(5)、中剃(8)
同庶子長松(庶出 綱重)	寛永21年(1644) 5月24日	正保3年正月11日 (3)	慶安元年正月11日 (5)	中剃(7)、元服(10)
同庶子徳松(庶出 綱吉)	正保3年(1646) 正月8日	正保4年11月27日 (2)	慶安3年正月26日 (5)	元服(8)
6代將軍家宣庶子(のち 嫡子)鍋松(庶出家継)	宝永6年(1709) 7月3日	宝永7年7月25日 (2)	正徳3年正月4日 (5)	元服(5)、同年4月 2日將軍宣下

・「幕府祚胤伝」(『徳川諸家系譜』第2巻、統群書類従完成会、1974年)による。
・18世紀初頭までの徳川將軍家所生男子のうち上記系譜に成育儀礼が記載されている者のみを掲げた。

世紀段階の佐竹家男子の成育儀礼は「三歳髪置→七歳袴着・帯直→九歳
させる必要性があったからである。
佐竹家では元服前の九歳で下帯(禊)召初の儀礼をしており、一七

では、佐竹家と徳川將軍家ではどうであったか。髪置は佐竹家では五人中四人が三歳、二歳は一人のみ、徳川家では二歳と三歳が二人ずつ、袴着は佐竹家では七歳が多く、徳川家では全員五歳である。しかし、実施月日は十一月一日に定例化してはいない。二本木の言われるような定例化はいつ頃成立しているのか、階層・男女・嫡庶の差異を踏まえて検討を要しよう。徳川將軍家男子の成育儀礼の実施年齢は概して早く、元服も幼少のうち実施している。これは、幕藩制国家の最高権力を担っていたため、後述するように、政治的企図から所生の男子を早く社会的に「成人」

下帯召初」を基本とし、嫡子はこの通りに実施されているが、庶子については例外措置がとられている。三代藩主義処庶子の仁寿丸は二歳で髪置、五歳で袴着、七歳で元服・帯直・中剃(頭の中央部だけ髪を取り去る儀式)をし、義処庶子の千代之助は三歳で髪置と袴着を同時にに行い、嫡子となったのちに七歳で「紐解」(帯直)をし、家中への嫡子成の披露を行っている。庶子は嫡子が異なる年齢で段階的に行っていた儀礼を同時に済ませて、儀礼執行の手間と費用を省いているわけである。
なお、千代之助は髪置・袴着の際に「千代丸」に改め、二代藩主義隆嫡子徳千代は七歳で袴着・帯直を行い「徳寿丸」に改めているが、これは例外的な改名であり、後で述べる成人儀礼の一環としての改名とは性格を異にする。

II 儀礼の執行役人

三代藩主義処嫡子徳寿丸の髪置御用は、「御代々之御嘉例御北之家二而被相勤候二付」一門北家当主の佐竹左衛門、「代々御祝儀相勤候二付」太田九郎左衛門が御用を仰せ付けられ、太田は当時「赤津」の苗字を名乗っていたが、太田の苗字で代々祝儀を勤めてきた故、太田で勤め「梅津忠宴御家老勤中日記」延宝元年(一六七三)一〇月二日(69)条、また袴着においても両人が水干着用役を勤めている「梅津忠宴御家老勤中日記」延宝五年(一六七七)二月三日(70)条。

一方、義処庶子千代之助の場合は、同時に行った髪置・袴着の御用は「子共多く持目出度者として」大嶋介兵衛が勤めている(「後藤祐寿御本方勤中日記」元禄九年(一六九六)一二月一九日(71)条)。

嫡子の儀礼では先例を重視し、佐竹宗家の嘉例を務めてきた由緒のある家の者を役人に任じているのに対し、庶子の儀礼では縁起をかついで場当たりに役人を選定しているわけである。祝儀も嫡子のそれは盛大に行われ、義処嫡子徳寿丸の袴着儀礼後の「御祝詞之御振舞」には「御

客」として親類の出羽亀田藩主岩城重隆嫡子権之介、幕臣の神尾若狭守（御使番）、神尾市左衛門（新御番頭）、神尾伊右衛門（市左衛門倅）、能勢市十郎（新御番頭）、千本兵左衛門（御使番）、土屋平十郎、鈴木喜右衛門（御台所頭）、鈴木宇右衛門（喜右衛門倅）、それに侍医と思われる三人も招かれている（「梅津忠宴御家老勤中日記」延宝五年三月七日条）⁽⁷²⁾。

③ 男子の成人儀礼と名前

I 成人儀礼の構成と実施年齢・時期

成人男子の象徴は身体面では烏帽子をかぶる加冠、前髪を取って月代さかやぎをした髪型、振袖を普通の長さの袖に留める「袖留」、名前の面では幼名を改めて実名と通称を名乗ることであるが、近世大名家の男子の場合には將軍に初御目見得して主従関係を結び、官位叙任を受けることが重要な意味をもつ。

(一) 佐竹家の場合

表5に佐竹家男子の成人儀礼を一覧表にして示した。これをみると、佐竹家では身体・名前の面での成人儀礼と時期的に連続して將軍への初御目見得と官位叙任儀礼、嫡子・藩主の場合は加えて初入部儀礼を行っており、後者も成人儀礼の一環を成している。また成育・成人儀礼の一環として手習初、読書初、弓初、兵法初、切合初、馬稽古初などの文武の稽古初を行っている（別表A⑥義格の例を参照されたい）。つまり、男子の成人儀礼は身体的儀礼、改名儀礼、政治的儀礼、文武修練儀礼によって構成されているわけである。

戦国時代に生まれ育った義宣よしのぶは天正一〇年（一五八二）二月、一三歳で元服しているが、その末弟で元和七年（一六二二）七月に義宣の養嗣子となった申（猿）若丸は同年七月七日、一〇歳で元服して実名「義直よしのぶ」、

通称「彦次郎」改め、同年十一月四日に將軍徳川秀忠に初御目見得している。義直廢嫡後、岩城吉隆が寛永三年（一六二六）四月二五日、一六歳で義宣の養嗣子となると、翌二六日に実名を「義隆よしたか」に改めたうえで二七日には將軍家光と大御所秀忠に初御目見得した。

二代藩主義隆嫡子義処よしずみ以下は佐竹家所生の男子で、嫡子・庶子ともに成人儀礼の最初には元服（加冠）や御判ごはん・名乗初なりのぞめ（花押の使用と実名の名乗りを始める儀式）が位置づけられているが、年齢は嫡子は九、一〇、一一歳、庶子は七、一三、一四歳とまちまちで、いずれも肉体的な成人年齢とされていた一五歳未満で行っている。三代藩主義処庶子仁寿丸が最も早く七歳で元服しているが、これは本来、帯直・中刺の後に行うべき元服を同時に済ませて手間と費用を省いたためであり、幼名から成人名（実名・通称）への改名は一六歳と元服から間隔が空いている。これを例外とすれば嫡子の方が庶子よりも早く元服している。

義隆庶子義慰よしやす以外は全員、実名の名乗初をして間もなく將軍への初御目見得を済まし、その後、一六、一七歳で袖留や前髪取がなされ、その後には官位叙任を受けている。嫡子・庶子とも中刺や前髪取をした際、髪は国元に運ばれて、佐竹氏の氏神を祭る八幡宮へ納められた⁽⁷³⁾。

大友一雄氏によれば、將軍への初御目見得を済ませないうちは武家社会において一人前扱いはされず、年中行事において家臣から十分な祝いを受けられず、対外的な交際も制約され、嫡子・藩主の將軍への初御目見得は対外的な活動の始まりであったことから「乗出」と称したという⁽⁷⁴⁾。この指摘に従えば、佐竹家における男子の成人儀礼のあり方は、將軍への初御目見得を早く済ませて幕藩制国家の公儀の一員として認められる必要から、その前提条件の元服・名乗初は若年で行い、服装・髪型に関わる成人儀礼の袖留や前髪取はそのあと肉体的な成長を待つて行ったもの、と理解されよう⁽⁷⁵⁾。

幕府への縁組許可申請も元服・名乗初↓將軍への初御目見得↓官位叙

表5 佐竹家男子の成人儀礼一覧 ()内の数字は年齢

<p>○義重嫡子^{よしのぶ}義宣(嫡出 初代藩主 幼名「徳寿丸」A①) 元服:天正10年2月(13)〔実名「義宣」、通称「次郎」〕→襲封(生前相続):天正14年(17)→従四位下・侍従・右京大夫:天正18年12月23日(21)→転封(常陸国→出羽国):慶長7年(33)→従四位上・左近衛権中将:寛永3年8月29日(59)</p> <p>○初代藩主義宣養嗣子^{よしなお}義嗣(義重庶子 庶出 幼名「申(猿)若丸」A②) 義宣養嗣子:元和7年7月(10)→元服:同年7月7日〔実名「義直」 通称「彦次郎」〕→乗出(将軍秀忠に初御目見得):同年11月14日→廃嫡:寛永3年3月21日(15)</p> <p>○義宣養嗣子^{よしなか}義隆(岩城貞隆嫡子 嫡出 幼名「能化丸」A③) 岩城貞隆の遺領襲封:元和6年(12)→名乗初:同年閏12月18日〔実名「昌隆」のち「吉隆」 通称「四郎次郎」〕→従五位下・修理大夫:寛永元年12月29日(16)→佐竹義宣養嗣子:寛永3年4月25日(18)→実名を「義隆」に改名:同年4月26日→乗出(将軍家光・大御所秀忠に初御目見得):同年4月27日→従四位下・侍従:同年8月28日→遺領襲封:寛永10年2月26日(25)→家督御礼(将軍家光へ):同年3月28日→家督後初入部:同年5月27日→婚礼:同年7月28日〔正室:南佐竹義章女〕→左近衛権少将:寛永6年12月28日(58)</p> <p>○2代藩主義隆嫡子^{よしずみ}義処(嫡出 幼名「徳千代」のち「徳寿丸」A④) 元服:正保3年7月28日(10)〔実名「義処」 通称「次郎」〕→乗出(将軍家光に初御目見得):同年8月12日→袖留:承応元年11月15日(16)→従四位下・右京大夫:承応3年12月26日(18)→縁組:明暦2年4月13日(20)→結納:同年5月6日→初入部:同年6月19日→婚礼:寛文元年4月26日(25)〔正室:出雲国松江城主松平直政女〕→侍従任官:寛文9年12月25日(33)→遺領襲封:寛文12年2月9日(36)2月9日(36)→家督御礼(将軍家綱へ):同年2月21日→家督後初入部:同年6月→左近衛権少将:元禄11年12月9日(62)</p> <p>○義隆庶子^{よしやす}義慰(嫡出 幼名「松之助」B①) 名乗初:明暦3年11月15日(13)〔実名「義慰」〕→袖留:万治3年11月15日(16)→名改:寛文8年3月3日(24)〔松之助を通称「玄蕃」に改名〕→没:寛文13年4月20日(29)</p> <p>○義隆庶子義長(嫡出 幼名「千代松」B②) 御判・名乗初:寛文8年9月22日(14)〔実名「義知」 通称「左近」〕→将軍家綱へ初御目見得:同年→袖留:寛文10年11月10日(16)→従五位下・左近将監:同年12月28日(21)→老岐守:延宝4年12月16日(22)〔実名を「義長」に改名〕→婚礼:延宝6年12月13日(24)〔正室:陸奥国中村城主相馬昌胤女〕→分家:元禄14年2月11日(47)〔新田2万石分知〕</p> <p>○3代藩主義処嫡子^{よしみつ}義苗(嫡出 幼名「徳寿丸」A⑤) 元服:天和元年2月23日(11)〔実名「義林」 通称「次郎」〕→乗出(将軍綱吉に初御目見得):同年4月11日→従四位下:貞享元年12月25日(14)→修理大夫:同年12月28日→縁組:貞享2年2月25日(15)→袖留:貞享3年11月12日(16)→結納:貞享4年6月3日(17)→前髪取:同年12月晦日→婚礼:元禄2年2月11日(19)〔正室:和歌山城主徳川光貞女〕→初入部:元禄7年6月24日(21)→名改:元禄9年12月28日(26)〔実名を「義苗」と改名〕→没:元禄12年6月18日(29)</p> <p>○義処庶子^{よしはる}義珍(嫡出 幼名「仁寿丸」B③) 元服・帯直・中剃:天和3年11月27日(7)→名改:元禄5年11月2日(16)〔実名「義珍」 通称「求馬」〕→将軍綱吉に初御目見得:同年12月15日→袖留・額直:元禄7年8月13日(18)→前髪取:元禄8年6月22日(19)→養子成:元禄9年7月25日(20)〔陸奥国中村城主相馬昌胤養子 実名を叙胤に改名〕→従五位下・図書頭:同年12月22日→婚礼:元禄10年正月15日(21)〔正室:相馬昌胤女〕</p> <p>○義処庶子(のち嫡子)^{よしただ}義格(庶出 幼名「千代之助」のち「千代丸」A⑥) 御判・名乗初:元禄15年12月11日(9)〔実名「義格」〕→乗出(将軍綱吉に初御目見得):元禄16年4月1日(10)〔「千代丸」を通称「源次郎」に改名〕→遺領襲封:同年8月12日→家督御礼(将軍綱吉へ):同年8月28日→従四位下・侍従:宝永5年12月18日(15)→大膳大夫:同年12月19日→束帯召初:宝永6年5月1日(16)→表へ出初:同年6月27日→袖留・額直:同年7月19日→前髪取:同年11月6日→初入部:正徳元年5月19日(18)→没:正徳5年7月19日(22)</p>
--

・別表「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧」に基づく。

任を済ませたのちに行っている。婚姻儀礼は「縁組」（幕府から縁組許可）↓「結納」↓「婚札」という三段階から成り、各成人儀礼の前後に行われ、一九歳〜二五歳で婚札を挙げている。

佐竹家の正室は義宣の代までは岩城家、大掾家、伊達家、那須家、多賀谷家など常陸または近隣の下野・陸奥の国人領主家や大名家から迎えられており、戦国期特有の婚姻のあり方を示していた。⁽⁶⁾ それが幕藩体制下においては大きく様変わりする。初代藩主義宣嫡子義隆正室は一門佐竹南家の生まれであるが、二代藩主義隆嫡子義処は松江城主松平家から、三代藩主義処嫡子義林（のち義苗）は和歌山城主徳川家から正室を迎えている。義隆庶子義長は、陸奥中村城主相馬昌胤息女と婚姻したのちに分家して佐竹壱岐守家を創設。義処庶子義珍は、相馬昌胤の養子となり、その息女と婚姻して家督を相続した。

四代藩主義格は婚姻前に死去したが、以降の歴代藩主は、婚姻後に分家大名の佐竹壱岐守家から宗家に入って家督を継いだ七代義明と、一二代義堯（陸奥相馬家から壱岐守家に養子入り、家女と婚姻後佐竹宗家を継ぐ）以外は、非一族の有力大名家から正室を迎えている。婚姻相手も筑前黒田家（五代義隆正室）、加賀前田家（六代義貞）、土佐山内家（八代義敦、一一代義睦）、下総堀田家（九代義和）、越中富山前田家（一〇代義厚）と全国にわたっている。⁽⁷⁾

戦国期にあつては同盟や停戦の手段として近隣の有力大名家や国人領主家と婚姻関係を結んでいたのが、幕藩制下においては格式を重視して徳川御三家、徳川家門・譜代大名家、外様国持大名家と婚姻が結ばれ、婚姻圏は全国に拡大したのである。⁽⁸⁾

嫡子の婚姻儀礼は「御家」の一大イベントであり、『国典類抄』第一巻所収の關係記録はきわめて詳細である。婚姻は姻戚関係のネットワークを形成するのみならず、祝宴・贈答儀礼を通じて将軍、幕府重役、大奥、諸大名家との関係を密にし、家中の結束を固める契機ともなる。婚

姻儀礼は嫡子本人にとつても「御家」にとつて大きな意義をもっていたのである。

(ii) 徳川將軍家の場合

一八世紀初頭までの徳川將軍家男子の成人儀礼は表6の通りである。元服年齢は家康一五歳、秀忠一二歳、家光一七歳で、秀忠と家光は官位叙任↓元服を経て將軍になつてののに対し、家光の男子三人は幼年で元服し、同時に初官位叙任を受け、成長後に袖留や前髪取などをしていく。

①家光嫡子竹千代は四歳で実名「家綱」を名乗り、五歳で袴着に続けて元服しているが、これは將軍家光が病気がちであったため、世子の成人儀礼を急いだのであろう。実際、家綱は一歳で將軍に就任し、その後一六歳で額直（額の髪を剃る儀式）と袖留、一九歳で前髪取を行っている。

②家光庶子の長松と徳松はそれぞれ一〇歳と八歳で元服し、実名「綱重」「綱吉」を名乗り、綱重は袖留（一三歳）↓袖直（一五歳）↓前髪取（一七歳）を経て一九歳で分家して甲斐国府中藩主となり、一方綱吉は一六歳で分家して上野国館林城主となつたのちに袖留（二六歳）、前髪取（一七歳）を行っている。これは、早く大名に取り立て徳川一門を拡大することを意図して、幼年のうちに元服と実名の名乗初を行ったものと思われる。

③六代將軍家宣の嫡子となつた鍋松は、四歳の時、正徳二年（一七二二）一〇月一四日に家宣が死去すると、翌日から「上様」と称され、同月一八日、代替御礼を請け、一二月二五日には実名「家継」を名乗って従二位・権大納言叙任を受け、翌年正月四日に袴着、三月二六日に元服を行ったうえで同年四月二日、將軍に就くが、八歳で死去した。徳川宗家の家督相続から將軍就任まで五カ月半も間隔が空いているのは、將軍になる前提として成人儀礼を済ませておく必要があつたからである。

表6 徳川將軍家男子の成人儀礼一覧 ()内の数字は年齢

○初代將軍家康(幼名「竹千代」) 元服：弘治2年正月15日(15)〔実名「元信」通称「次郎」〕→実名を「元康」に改名：弘治3年(16)→実名を「家康」に改名：永禄6年8月(22)→従五位下・三河守：永禄9年12月29日(25)・・・→征夷大將軍・右大臣：慶長8年2月12日(62)
○家康庶子(のち嫡子)秀忠(庶出 幼名「長松」のち「竹千代」) 従五位下・武藏守：天正15年8月8日(9)→正五位下：天正16年正月5日(10)→元服并従四位・侍従：天正18年正月15日(12)〔実名「秀忠」〕→左少将：天正19年10月(13)→右中将・参議：同年11月8日→従三位・權中納言：天正20年9月9日(14)・・・→正二位・征夷大將軍・内大臣：慶長10年4月16日(27)
○2代將軍秀忠嫡子家光(嫡出 幼名「竹千代」) 従三位：元和6年正月5日(17)→正三位：同年正月7日→權大納言：同年正月11日→元服：同年9月7日(実名「家光」)→右近衛大将・右馬寮御監：元和9年3月15日(20)→正二位・征夷大將軍・内大臣：同年7月27日
○3代將軍家光嫡子家綱(庶出 幼名「竹千代」) 名乗初：正保元年12月17日(4)〔実名「家綱」〕→袴着：正保2年正月3日(5)→元服并従三位・權大納言：同年4月23日(5)→正三位：同年同月同日→中判：慶安元年3月(8)→正二位・征夷大將軍・右近衛大将・右馬寮御監・内大臣：慶安4年8月18日(11)→右大臣：承応2年8月12日(13)→額直・袖留：明暦2年5月3日(16)→前髪取：万治2年4月28日(19)
○家光庶子綱重(庶出 幼名「長松」) 中判：慶安3年11月25日(7)→元服并従三位・右中将・左馬頭：承応2年8月12日(10)〔実名「綱重」〕→袖留：明暦2年5月3日(13)→袖直：万治元年12月13日(15)→前髪取：万治3年12月25日(17)→分家(甲斐国府中城主)：万治4年閏8月9日(19)
○家光庶子綱吉(庶出 幼名「徳松」) 元服并従三位・近衛中将・右馬頭：承応2年8月12日(8)〔実名「綱吉」〕→分家(上野国館林城主)：寛文元年(1661)8月9日(16)→袖留：同年12月9日→前髪取：寛文2年12月18日(17)・・・→正二位・征夷大將軍・右近衛大将・右馬寮御監・内大臣：延宝8年8月21日(35)
○6代將軍家宣庶子(のち嫡子)家継(庶出 幼名「鍋松」) 代替御礼請：正徳2年10月18日(4)→名乗初并従二位・權大納言：同年12月25日〔実名「家継」〕→袴着：正徳3年正月4日(5)→元服：同年3月26日→正二位・征夷大將軍・右近衛大将・右馬寮御監・内大臣叙任：同年4月2日→没：正徳6年4月晦日(8)

・「幕府祚胤伝」(『徳川諸家系譜』第2巻)、「徳川幕府系譜」(『徳川諸家系譜』第1巻)による。
・18世紀初頭までの徳川將軍家所生男子のうち上記系譜に成人儀礼が記載されている者のみ掲げた。
・「・・・→」はその間の官位叙任を省略したことを示す。

これ以降も、將軍家の嫡子は、紀州藩主吉宗の八代將軍就任に伴い將軍世子となった家重が一五歳で、一〇代將軍家治の養嗣子となった家齊が一〇歳で元服している他は、五歳で元服するのが恒例となっている。それは家綱の五歳元服が先例となっていたようである。將軍家においては、男子の元服を大名佐竹家におけるよりもさらに幼年で執り行っていたのである。

以上の佐竹家と徳川將軍家の事例から、「公儀」の家として幕藩制国家の公権を担う將軍家と大名家にあつては、男子の元服(加冠)と実名乗初は肉体的な成長とは無関係に政治的日程によって執行時期が決められ、本来、加冠と一体化していた袖留・前髪取は肉体的成長を待つて行つたことが知られる。すなわち、將軍家や大名家の男子の「成人」は、政治的・社会的な成人範疇と肉体的な成人範疇に分化しているわけである(これに文武の能力的成人範疇を加えてもよからう)。とりわけ嫡子は政治的・社会的成人化が急がれている。

家継は数え五歳で將軍となったが、肉体的・精神的には幼年であつても、將軍就任の前提として実名乗初、官位叙任、袴着、元服を行つており、政治的・社会的には「成人」した存在とする措置がとられていたのである。室町時代の足利將軍家でも元服をしたのちに將軍宣下を受けている。二木謙一氏はこれについて、「元服

という儀礼が、為政者たる將軍の資格として重要な意義を有していたからであろう」と解釈される⁽⁸⁰⁾。

村落社会では、男子は一人前の労働能力を備え領主と村に労役義務を担うようになる一五歳を境に画的に子供から大人に移行する。しかしながら、政治権力を担う武家男子の「成人」は、それとは意味合いをまったく異にしているわけである。

II 元服

武家の元服儀礼において最も重要な役割を担うのは烏帽子をかぶらせる加冠役である。佐竹家における加冠役は、記録で確認できる限りでは、二代藩主義隆嫡子徳寿丸（のち義処）の元服時には一門北家当主の佐竹河内義親が「田崎秀叙日記」正保三年（一六四六）七月二八日条⁽⁸¹⁾、三代藩主義処嫡子徳寿丸（のち義苗）の元服時は北家当主佐竹左衛門義明が「梅津忠宴御家老勤中日記」天和元年（一六八一）二月三日条⁽⁸²⁾、義処庶子仁寿丸（のち義珍）の元服時は小野崎藤兵衛が「真崎隆紀御家老勤中日記」天和三年一月二七日条⁽⁸³⁾、それぞれ務めている。

小野崎家も名門ではあるが、一門の佐竹北家に比べれば格下である。つまり、嫡子と庶子では加冠役の格式に格差が存在したのである。ちなみに、徳川將軍家では世子元服時の加冠役は、家綱以降、譜代大名筆頭すなわち將軍家筆頭家臣の井伊家当主が代々務めている⁽⁸⁴⁾。

儀礼の規模にも格差が認められる。三代藩主義処嫡子徳寿丸の元服の儀式には、親類大名家の出羽国亀田藩岩城家（二代藩主義隆実家）と出雲国松江藩松平家（義処正室実家）からの来客、分家親族の佐竹壱岐守義長（義隆庶子）と佐竹四郎三郎義實（義隆庶子）、家老他の重臣、侍医なども出席し、「此外諸士群参」して祝い、祝儀の饗宴には幕府の御使番、新御番頭などを勤める旗本とその子弟一〇人も招かれている⁽⁸⁵⁾。「梅津忠宴御家老勤中日記」天和元年二月三日条⁽⁸⁶⁾。対して義処庶子仁寿丸の

元服式には、加冠役などの役を務める家臣の他は家族と分家親族しか出席していない⁽⁸⁷⁾。「真崎隆紀御家老勤中日記」天和三年一月二七日条⁽⁸⁸⁾。

嫡子の元服は家中挙げての「御家」の行事としてなされ、対外的なお披露目をしているのに対し、庶子のそれは身内の行事であったことが判明する。

ところで、義宣は常陸時代に佐竹氏の氏神を祀る八幡宝殿において元服儀礼を行っている⁽⁸⁹⁾。「御記録御書物」⁽⁹⁰⁾。秋田移封に伴い八幡宮も秋田に移されたが、義処嫡子徳寿丸が江戸屋敷で元服する際には書院上壇床台に秋田より八幡宮を勧請し、神前において儀式を執行していたことが確認できる⁽⁹¹⁾。「梅津忠宴御家老勤中日記」天和元年二月三日条⁽⁹²⁾。先述したように、切り取った髪も国許の八幡宮に奉納しており、佐竹家男子の成人儀礼においては氏神との結びつきが強く意識されている。八幡宮は平安時代末以降、源氏の氏神となったが、佐竹氏は「当家は頼義將軍の後胤なり、嫡子八幡太郎義家、次男加茂次郎義綱、三男新羅三郎義光と号す、……義綱を佐竹の元祖と号し」⁽⁹³⁾（佐竹御家譜⁽⁹⁴⁾）という出自認識をもっていた。それが如上のような行為となつて表出したものと解される。

III 成人名への改名と呼称

成人儀礼の一環として幼名を成人名に改める。この成人名には実名と通称がある。御判・名乗初は、佐竹家、徳川將軍家ともに加冠（元服）儀礼とともに幼少のうちに行つており、嫡子の方が早い。それは、実名を名乗り、個人の表徴である花押を用いることは、一人前の男子たる要件であったからにほかならない。であるからこそ、元服とともに御判・名乗初の名乗初を済ませておくことが、將軍に初御目見得する前提条件となつたのである。

次に、佐竹家男子の実名と通称の命名法、そこにこめられた意味と機

能について検討しよう。

(i) 実名(名乗・諱)^{いみな}

日本の名前の歴史上、画期をなすのは嵯峨天皇期(八〇九〜八二三年)に名前の唐風化がはかられたことである。すなわち、童名(幼名)と実名(成人名)を区別し、実名には嘉字(意味の良い字や縁起の良い字)二字を使用することにし、以後、これが男子の実名の基本となって広まったのである。⁽⁹⁰⁾

中国では父系血縁組織(宗族)が発達し、姓によって父系血縁を表示したが、その内部の世代序列は「輩字」(系字)によって示された。これは兄弟が同一の一字を共有して同一の世代であることを表示するもので、韓国では「行列字」と称する⁽⁹¹⁾。この「輩字」は日本に導入されると、「家」の形成に伴い家系を示す「通字」^{とほじ}に転換したと解されているが、家筋に限定されず、養親子の擬制を含む父系血統に沿って継承され、一族のシンボルとなっている例もある。佐竹氏の場合もそうである。

佐竹氏は先に述べたように源頼義の後胤という出自認識をもっており、平安時代末期に佐竹の苗字を最初に名乗った昌義^{まさよし}以来、「頼義」の偏諱^{へんき}の「義」を通字とし、佐竹氏所生の男子には「義」と他の嘉字一字を組み合わせて実名を付与して佐竹一族の標識としている⁽⁹²⁾。姓は「源」を称する。他氏から入った養子は「義」を組み込んだ実名に改名し、他氏の養子になった男子はその氏の通字を継承して改名している。例えば、初代藩主佐竹義宣の養嗣子となった岩城吉隆は「義隆」に改名し、三代藩主佐竹義処庶子の義珍は陸奥国中村城主相馬昌胤の養嗣子となると、相馬氏の通字「胤」を継承して「叙胤」^{のぶたね}に改名しているごとくである。

徳川將軍家では三代將軍家光以後、家康の「家」を通字とするが、嫡子のみが継承し、庶子には「家」以外の將軍の偏諱を付与している⁽⁹³⁾。つまり、佐竹氏の通字「義」が養親子の擬制を含む父系血統で継承される一族のシンボルで、源頼義後胤というアイデンティティを表示していた

のに対し、將軍家の通字「家」は家康の後継者たる將軍と世子のシンボルであったのである。將軍家嫡子の幼名も家康の「竹千代」が継承されており、やはり家康の後継者であることが示されている。

佐竹氏にあつては、源頼義の後胤という出自と父系血縁による紐帯が強く意識されていたことは、養嗣子の選定にも表れている。藩祖義宣は末弟で一門北家の佐竹義廉^{よしかど}の養子となつていた申(猿)若丸を養嗣子とし、廢嫡した後は義宣の次弟である岩城貞隆の嫡子を養嗣子としていた。三代藩主義処が弟の義長に二万石を、甥の義都^{よしと}(庶出の兄義實の子)に一万石をそれぞれ分知して、姓と苗字を同じくする大名家を創設したのも、佐竹宗家に嗣子が不在の事態に備え、同じ父系血縁に連なる男子を確保しておく措置であつたと思われる。一門の北・南・西・東の佐竹家は家臣の立場にあるので、大名格の同姓・同苗分家を創設し、宗家に嗣子がいない場合はそこから養嗣子を迎えようとしたのであろう。実際、四代藩主義格が佐竹義長の男子を養嗣子としたのを初めとして、以降はそうした措置がとられている。

仙台藩主伊達氏は、君臣関係を規律するために、一七世紀後半から藩主家成員の名前を中心に同名禁止令や個別の禁字法令を幾度も発布し、一八世紀初頭には伊達氏の通字「宗」も禁字に指定し、一八世紀半ばには藩主家の歴代家長や嫡系成員を中心とした体系的な禁字システムを構築し、家臣家とは隔絶した存在として藩主家を位置づけた⁽⁹⁴⁾。これに対し佐竹氏は、通字「義」を宗家が独占することはしておらず、分家大名の佐竹老岐守家と一門家臣の佐竹北家・東家・南家・西家の当主は代々「義」を継承している⁽⁹⁵⁾。

佐竹宗家では代々、元服の時に氏神を祀る八幡宮で「御名乗」(実名)の候補を三つ調べ、元服した本人が神前でその中から選択して「御幣」に付けるのを慣例とした⁽⁹⁶⁾。「御当家旧記」。「義篤公より 御代々撰者之覚」⁽⁹⁷⁾によると、名乗の撰者は藩祖義宣までは僧侶、二代藩主義隆と三代

藩主義処は佐竹氏の祈禱所の宝鏡院である。以降も宝鏡院が名乗・御判を占考していたことが記録で確認できる。⁽⁹⁸⁾

実名を途中で改名した事例もある。三代藩主義処嫡子徳寿丸は、一歳で元服した際は宝鏡院が占考し「義林」と名乗ったものの「梅津忠宴御家老勤中日記」元和元年（二六八）二月三日条⁽⁹⁹⁾、藩主義処が「若殿様御名乗字反り悪くと兼々被 聞召」、今度は一乘院へ命じて調べさせ「山方泰護御寺社方日記」元禄九年（二六九六）二月八日条⁽¹⁰⁰⁾、二六歳の時に「義苗」と改名し、老中戸田山城守忠政に届け出て許可を得ている。「御記録処御日記」元禄九年二月二十八日条⁽¹⁰¹⁾。いかに実名の善し悪しを気にかけていたかが知られよう。それは実名の善し悪しはその人物の運命を左右すると考えられていたからにはかならず、「名実一体」の觀念にもとづいていよう。

ところで国持大名の嫡子は、佐竹氏と藤堂氏を除き、將軍の御前で元服して將軍の偏諱を賜与されるのが通例であった。例えば仙台藩主伊達氏は、二代藩主忠宗から一〇代斉宗まで、歴代藩主は將軍の偏諱と伊達氏始祖「朝宗」以来の通字「宗」や四代藩主「綱村」以降通字化した「村」を組み合わせて実名としている。⁽¹⁰²⁾すなわち、仙台藩主と嫡子の実名は、將軍との主従関係と伊達氏先祖との系譜関係を示しているわけである。

これに対し佐竹氏の場合、將軍の偏諱は賜与されていないので、実名は先祖との系譜関係のみを示すことになる。しかも男子全員が通字「義」を継承しているのであるから、実名には嫡庶の区別を表示する機能はない。それは後述するように通称で示される。

大名が家臣に偏諱を賜与している例は多いが、佐竹氏にあっても同様である。例えば四代藩主義格は、正徳元年（二七一）五月十九日に初入部した直後の二二日、家格上位の一門・引渡・廻座の面々に対し、一門には佐竹氏通字の「義」、引渡・廻座には「格」の偏諱を賜与している。

ただし、佐竹北家と佐竹東家は以前より「義」を名乗っているので、改めて賜与することはしていない。⁽¹⁰³⁾このことは、一門の中で重きをなした北家と東家を例外として、家臣は藩主から偏諱を賜与されない限り藩主の実名と同じ字を実名に使用できなかったことを示す。

五代藩主義峰嫡孫の徳寿丸が寛保二年（二七四二）二月二十六日、実名「義真」を名乗った際には、実名に「真」の字や「まさ」と同音の字を用いている者に改名が命ぜられている。「今宮義透御家老勤中日記」寛保三年正月二日条⁽¹⁰⁴⁾。注目されるのは、義真のうちの「真」の字のみを、禁字に指定していることである。このことは、佐竹氏通字の「義」の方は、それを使用することが容認されていた一門以外の家臣はさすがに自主的に憚ったのに対し、藩主・嫡子の実名であっても通字以外の字は家臣も使用していたことを示す。それも禁止の対象にし、しかも同音の名前も不可としたのである。これは秋田藩における禁字例の初見とされる。⁽¹⁰⁵⁾

秋田藩の政務を執り行った会所の記録係が、明和七年（二七七〇）から明治二年（一八六九）に至る約百年間の藩法を書き留めた「町触控」をみると、安永二年（一七七三）以降、藩主家子女の誕生時の命名やその後の改名に際して、「同文字」および「同唱」の名前の者は改めるよう領民レベルにまで令達されるようになっていたことが確認できる。また、藩主とその家族が死去した際には、死者の身分に応じて定められた期間、鳴物と普請を禁じる措置がとられ、「町触控」にはその関係の法令も多く収録してある。遅くとも一八世紀後期には、藩主家家族の生と死の儀礼が領民の生活にも直接関わり、規制を及ぼすようになっていたことが知られる。

(ii) 通称

実名は人格の象徴であり、名乗ること、他人の実名を呼ぶことは忌避された。⁽¹⁰⁶⁾そこで通称（仮名）を用いた。佐竹家の嫡子は中世以来、「次郎」あるいは「彦次郎」（初代藩主義宣養嗣子義直）、「源次郎」（四代藩

主義格)のように「次郎」に一字を冠した名前を通称とする。「彦」は男子の美称であり、「源」は佐竹氏の姓である。「次郎」はこの場合、出生順を示す輩行名ではなく、「跡次」であることを示している。伊達家の嫡子も、中世では「次郎」、藩祖政宗以降は「藤次郎」または「総次郎」を通称としている⁽⁹⁾。「藤」は伊達氏の姓「藤原」にちなみ、「総」は総領であることを示している⁽¹⁰⁾。

一方、佐竹家の庶子は、二代藩主義隆庶子義慰は「玄蕃」、同庶子義知(のち義長)は「左近」、三代藩主義処庶子義珍は「求馬」を通称としている。義慰は二三歳で実名の名乗初をしているが、通称は幼名「松之助」をそのまま用い、二四歳になって「玄蕃」に改名している(表5参照)。義珍は七歳で帯直・中刺と同時に元服も済ませているものの、幼名「仁寿丸」を実名「義珍」、通称「求馬」に改めたのは二四歳になってからである。この改名は、「仁寿丸様御成長被遊候二付、御内々御目見之御願被 仰入」〔梅津忠宴御家老勤中日記〕元禄五年(一六九二)一月二日条⁽¹¹⁾、「仁寿丸様御名御改之儀、山城守様江御相談被遊候処、求馬様ニ被為成可然由被 仰遣候」〔同前元禄五年一月二日条⁽¹²⁾〕とあるように、成長したため幕府に將軍への初御目見得願いをする前提として行ったのであり、老中戸田山城守に相談して「求馬」に改めている。義処嫡子千代丸は、九歳で実名「義格」を名乗り、三カ月半ほどのちに將軍への初御目見得を行うに当って幕府に願ひ出て、通称「源次郎」に改めているが〔広瀬有族御刀番勤中日記〕元禄一六年(一七〇三)三月晦日条⁽¹³⁾、他の嫡子は元服時に実名・通称に改名している。それに比べ、庶子の成人名への改名にはかなり変則的な事例もみられるのである。

(iii) 成人後の呼称

『国典類抄』所収の家臣の日記で成人後の嫡子・庶子がどのように表記されているかを確認してみよう(別表「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧」参照)。それは家臣による呼称でもありとみなされるから

である。

初代藩主義宣の養嗣子猿(申)若丸は、元和七年(一六二一)七月七日の元服時に実名「義直」、通称「彦次郎」に改めたにもかかわらず、「梅津政景日記」では、同年一月一日に將軍に初御目見得する以前は「御猿若様」と幼名で表記し、それが済んだのを機に「彦次郎殿」と表記を改めている。

義直庶嫡後、寛永三年(一六二六)四月二五日、一八歳で養嗣子となつた吉隆は、翌二六日に実名を「義隆」に改める前は「修理様」あるいは「修理大夫様」と表記されていたが(岩城吉隆時代に従五位下・修理大夫に叙任されていた)、改名後は「義隆様」となる。そして、將軍への初御目見得を経て同年八月二九日、従四位下・侍従に叙任されたのを機に「若殿様」と表記されるようになっていく。

一七世紀初期においては、元服、成人名への改名を済ませていても、ただちに「若殿様」と呼ばれていたわけではないことが知られる。

二代藩主義隆嫡子義処、三代藩主義処の最初の嫡子義苗、義苗死後嫡子となつた義格の場合は、元服、成人名への改名を機に「通称+様」あるいは「若殿様」と表記され、將軍への御目見得後は「若殿様」が定着する傾向にある。近世後期には嫡子の成人に伴う呼称変更が領民にも布達されるようになるが、その初見である八代藩主義敦嫡子義和の場合は、天明五年(一七八五)五月七日、「先月二十五日、就御吉辰、御曹司様御元服御祝儀、無御滞相済、同日より奉称若殿様と、且御実名可奉称義和公と旨被仰出⁽¹⁴⁾」とあり、この段階では元服後ただちに「若殿様」と呼ばれていたことが確認できる。

藩主になると、「屋形様」あるいは「殿様」と表記される。秋田藩主家の嫡系成員はライフサイクルにおける位置と身分の変化に応じて、「御曹司様」→「若殿様」→「屋形様」「殿様」と呼称が変化するわけである。近世後期には、庶子の嫡子成り、嫡子の元服や襲封に伴う呼称の

変化が領民にも布達されている⁽¹¹⁾。義敦死去に伴う義和襲封に際しては、天明五年六月一七日、「若殿様御事可奉称屋形様と、御前様御事可奉称後室様と」と布達されている。この段階では藩主の呼称は「屋形様」に統一され、藩主の正室は「御前様」、藩主死去後は「後室様」と呼ばれていたことが知られる。ちなみに、嫡子の正室は家臣の日記では「若御前様」と表記されている。

一方、庶子は、幼名のうちは「幼名+様」、成人名の通称に改名すると「通称+様」で呼ばれる。

堀田幸義氏の研究によると、仙台藩伊達家では、近世前期段階では嫡子もその兄弟ともども「個人名+様」で呼ばれていたのが、嫡庶長幼の序によって家内秩序が規律されるようになった元禄期以降、嫡子Ⅱ「御曹司様」、藩主Ⅱ「屋形様」、前藩主Ⅱ「大屋形様」という身分呼称が成立している。藩主正室の呼称は大名家出身の場合は「御前様」、将軍家や公家出身の場合は「姫君様」と出自によって区別されたが、隠居した前藩主の正室の呼称は「大御前様」で統一されている。

佐竹家では一七世紀半ばには嫡子固有の身分呼称がほぼ成立しており、仙台藩よりも早い。佐竹家にあつては中世段階から嫡出長男子は代々「徳寿丸」と名付けられ、出生時から嗣子であることが内外に示されており、早くより嫡庶長幼の序の家内秩序が成立していたようである。それが嫡子の身分呼称成立時期の差と関係しているのであろうか。また、伊達家では襲封までは嫡子は「御曹司様」と呼ばれたのに対し、佐竹家では成人を機に「御曹司様」から「若殿様」に呼称を変えている。ちなみに徳川将軍家では、世子は「若君様」、官位叙任を受けると官職名、家督を継ぐと「上様」、将軍宣下後は「公方様」、隠居後は「大御所様」と呼ばれていた⁽¹²⁾。

IV 乗出と官位叙任

(i) 乗出

大名家の男子は将軍への初御目見得を済ませて武家社会ではじめて一人前に扱われ、対外的な活動に乗り出したことは、先に述べたところである。それ故、嫡子・藩主の初御目見得は「乗出」と称され、『国典類抄』でも「乗出」の項目を設けている。

その項目に収録された関係記録をみると、乗出では将軍へ御目見得し、太刀・黄金・馬代を献上するとともに、若君や御台、側室、奥女中の老女、老中・若年寄・側衆・奏者番・大目付・目付・諸奉行等々の幕府の重役たちにも献上儀礼を行っている。すなわち、将軍、世子、大奥女性、幕府重役たちとも関係を結び、これから政治的・社会的活動を展開していく上での人的ネットワークを構築したわけである。

(ii) 官位叙任と名前・姓

佐竹家の男子は嫡子・庶子ともに江戸時代には、実名の名乗初↓将軍への初御目見得の儀礼を済ませたのちに、嫡子は一四〜一八歳で、庶子は二〇歳を過ぎて官位初叙任を受けている。これによって、幕藩制国家の身分体系に位置づけられ、格式が付与される。それが対外的な儀礼や書札礼などの基準の一つとなったことは、周知の事実である⁽¹³⁾。

表5をみると、二代藩主義隆嫡子義処以降は年末に官位叙任を受けるのが恒例化していたことがわかる。寛永期の参勤交代制の確立に伴い大名は隔年で江戸に居住し、子弟は江戸藩邸で出生・成人するところとなった。そのため、大名やその子弟に年末に一齐に官位を叙任し正月参賀の格を付与することが定例化したのである⁽¹⁴⁾。つまり、大名家子弟の成人儀礼の一環としての官位叙任が幕藩制国家の年中行事に組み込まれ、身分格式を獲得することが国家的システム化したわけである。

佐竹義宣は天正一八年(一五九〇)に初官位叙任で従四位下・侍従・

右京大夫となっているが、江戸時代においても、国持大名の格式であった佐竹家の嫡子は最初から四品に叙せられている。対して庶子は諸大夫に從五位下であり（表5参照）、嫡庶の別は官位の格差にも示されている。

近世の武士は官位叙任を受けると官途名（在京の官職名）や受領名（国司名）を通称とした。武士が名乗るそれが、「太政大臣―左大臣―右大臣―内大臣―大納言―中納言―宰相（参議）―中将―少将―侍從―四品―諸大夫―布衣」という近世武家官位の体系に位置づけられた官職ではなく、名前であったことは、かねてから指摘されているところである。⁽¹²⁾ そのカラクリは近年、橋本政宣氏によって明らかにされている。⁽¹³⁾ それによると、將軍は「四品」あるいは「諸大夫」とのみ仰せ付け、それを受けた側が希望の名乗を伺書という形で幕府に申請し、それが認められると朝廷への手続きがとられ、発給された叙任文書には「從四位下」「從五位下」という位階と名乗として希望した官途名や受領名が記されるのだという。

佐竹家嫡子は官位叙任を機に「右京大夫」「修理大夫」「大膳大夫」などを通称とした。記録ではそれを「名改」と表現している。例えば、三代藩主義処嫡子の次郎義林（のち義苗）は、貞享元年（一六八四）一月二五日に將軍から「四品」を仰せ付けられると、老中に伺ったうえで通称「次郎」を「修理大夫」に改めたが、その際の記録は次のようである。

「次郎様御名之義御老中江御伺之処、修理大夫と御改之旨議定ス」

〔御記録宛御日記〕貞享元年二月二十七日条⁽¹⁴⁾

「歳暮之為御礼 若殿様今日御登 城、御名をも御改 修理大夫様ニ被為 成候」〔梅津忠宴御家老勤中日記〕貞享元年二月二十八日条⁽¹⁵⁾

四代藩主義格が宝永五年（一七〇八）二月一日、從四位・侍從

に叙任され、翌日より通称を「大膳大夫」に改めた際には、「同十二月十八日、於江戸屋形様御位被遊、同翌十九日に大膳大夫様と御名公方様より御改之由」と久保田城下町にも通達されている。⁽¹⁶⁾

なお、仙台藩主伊達氏の場合は、藩祖政宗が称した「陸奥守」が伊達家当主の通名となっており、二代忠宗以降代々、襲封を機にそれを継承しているが、佐竹家では当主名の襲名はしていない。近世大名が名乗る受領名は全般的にみれば現実の支配国と一致しているわけではなく、領国支配の正統性の根拠として機能していたとみなすことはできない。しかしながら伊達氏の場合は、中世以来、奥州の支配者としての正統性を奥州守護職（探題職）という地位に求めており、「陸奥守」という通称には伊達氏のアイデンティティがこめられていたことは間違いなからう。⁽¹⁷⁾

ところで、幕府が武家官位制によって上級武士を編成するようになると、私的に官途名・受領名を通称として使用することは規制されるようになる。小宮木代良氏によると、家綱政権後期の寛文期にその動きが出てきて、大名家臣の名前が例えば「佐渡守」「中務大輔」から「下司」をとった「佐渡」「中務」に変わるようになるという。仙台藩でも、一七世紀前半には官途名・受領名を非公式に名乗る者は武士のみならず従属農民層にまで広く存在していたのが、一七世紀後半から一八世紀にかけて整理され、官途名・受領名は身分格式を象徴する「名」となっていったことが、堀田幸義氏の詳細な分析によって解明されている。⁽¹⁸⁾

武家官位の実質的な授与主体は將軍であるが、形式的には將軍の執奏にもとづき朝廷が官位叙任文書を発給する手続きをとることによって、天皇との間にも君臣関係が結ばれることになった。注目されるのは、官位叙任文書の宛名には「姓」が、一方、將軍発給の領知行状の宛名には「苗字」（官職が侍從以上の場合には居城の地名に小路名）が、それぞれ記されている点である（後者の場合、苗字よりも小路名の方が厚礼で

ある)。すなわち、天皇との君臣関係においては姓が、將軍との君臣関係においては苗字や居城地名が機能していたのである。

姓は、中国に生まれた父系血統の標識であり、中華の冊封体制に組み込まれた東アジアの周辺諸国に広まったものである。日本列島では、五世紀、倭の五王の中国王朝への朝貢と皇帝からの冊封を機に王とその一族が「倭」姓を用い、姓制度を継受したが、武（雄略天皇）を最後として中華の冊封体制から離脱し、「倭」姓も用いなくなった。その後、律令制国家のもとで姓制度も導入され、天皇が姓を賜与して「臣民」（王民）として国民編成をした。その結果、有姓者＝王民、無姓者＝奴婢（賤民）という身分区別が生まれ、姓を賜与する主体である天皇自身は姓をもたないことになる。

天皇から官位を授与されるためには、朝臣としての由緒を有する姓をもっていることが要件となっていた。そこで武家領主たちは自らの系譜を由緒づけ、源平藤橘などの天皇の賜姓に由来する「姓」を名乗るとともに、京都の権門勢家に画策して官位を得んと努めたのである。幕藩制下の武家官位制は將軍による上級武士の編成・統制のシステムに作り換えられていたとはいえ、大名が任命される諸大夫以上は最終的には勅許を要し、叙任文書には「姓」が用いられた。武家官位制について論じる際にはこの点にも留意する必要がある。

一方、苗字（名字）は、中世に諸階層において、家名・家産・家業を三位一体として父系直系のラインで継承していく永続的な組織体である「家」が形成されたのに伴い、主として本宅所在地の地名にちなんで家名としたものである。武士相互で授受される文書の差出人名と宛名では苗字が記される。また、主従の絆を強めるために主君が家臣に自己の苗字を賜与した例は多い。

武士は苗字と姓をもったが、武士相互の社会関係においては苗字が、天皇との関係においては姓が機能していたわけである。

V 文武初と表へ出初・初入部

(i) 文武初

『国典類抄』第一巻には「文武御初」という項目を設けて嫡子・藩主のそれに関する記録を収めてある。四代藩主義格については系統的に確認できるので、早い順に次に列記しておく。

- ① 元禄一七年（一七〇四）二月一六日（一一歳） 読書初
- ② 宝永四年（一七〇七）正月一日（一四歳） 弓初
- ③ 宝永七年（一七一〇）二月八日（一七歳） 切合（剣術）初
- ④ 同年九月一三日 馬稽古初

義格は元禄一六年（一七〇三）八月二二日、一〇歳で遺領を襲封しており、上記の文武初は藩主になってからのものである。宝永七年正月二五日に手習初をした記録も収録されているが、読書初の後で正月に行っているのが年頭行事としてのもので、人生儀礼としてのそれは一一歳の読書初の前に済ませていたはずである。読書初では、林大学頭門弟の太田勝五郎を師範として『大学』から読みはじめている。年頭行事としても講釈初が行われている。一八歳の時、正徳元年（一七一二）一月五日には、初めて『論語』学而篇の講釈を受けている。

武術初の方は一四歳で弓初を行い（ただし、正月一日の執行であるので年頭行事の可能性もあるが、武術初の最初に位置づけられていることは確認できる）、切合（剣術）初と馬稽古初は一六歳で東帯召初、表へ出初、袖留、前髪取を済ませた後、翌年、一七歳で執行している。後者は政治的にも肉体的にも成人したうえで行っていたわけである。

以上のように、大名家子弟の人生儀礼には文武初の儀礼も組み込まれており、その修練を通じて治者・武士としての能力を培ったのである。

(ii) 表へ出初

大名家の江戸屋敷は「表」と「奥」が空間的に分離しており、子女は

奥で育てられ、男子は成人後に表に移る。四代藩主義格は一〇歳で遺領を襲封し、その後、將軍綱吉への家督御礼、官位叙任を経て、一六歳の時、宝永六年（一七〇九）五月一日、家宣の將軍宣下のために江戸城に登ったのに際して束帯召初（¹⁹）の儀礼を行ったうえで、同年六月二十七日、「御先代之通今日より表江被為 出」、「表衆」の御目見得を受け、以後、昼間は毎日表に出て、夕飯も表の「御座之間」でとるようになっていた（「後藤祐元日記」宝永六年六月二十七日条）。「御先代之通」とあるから、先例に従っていたことがわかる。

つまり、藩主であっても、肉体的・精神的に大人になった暁に初めて表の空間に出て表の役人たちの御目見得を受け、公務に従事しているわけである。その前後で、藩の意思決定と藩政運営のシステムがどのように異なっているのか。この点を明らかにすることは藩政史研究にとって重要な課題となろう。

（iii）初入部

二代藩主義隆嫡子義処、三代藩主義処嫡子義林（のち義苗）、義苗死後嫡子となり一〇歳で義処の遺領を襲封した義格は、いずれも初名乗、元服、袖留、前髪取という身体・名前の面での成人儀礼と將軍への御目見得、官位叙任という政治的成人儀礼をすべて済ませたのちに、義処は二〇歳、義林は二四歳、義格は一八歳で初入部している（表5参照）。つまり、大名家子弟の成人たる要件をすべて兼ね備えたうえで初入部しているわけである。義格が一〇歳で藩主となりながら一八歳まで初入部しなかったのは、成人儀礼を完了していなかったためであったことがわかる。

『国典類抄』第二巻には元禄七年（一六九四）の義林入部時の記録が収められているが、それから次の点が知られる。①領内の各宿所で給人たちの御目見得を受け、領民たちも行列を見物している。②父義処が嫡子として初めて久保田城に入ったの同六月十九日に入城し、ただちに

菩提寺天徳寺の先祖代々の廟所に参詣、以後、一カ月近くかけて順次、各層の家臣たちの謁見を受けている。②城下の惣町と土崎湊惣町では踊りが献上されて上覧している。⁽²⁰⁾

大名家嫡子は、肉体的にも政治的・社会的にも成人したうえで国元の家臣・領民およびの先祖の前に姿を現し、家臣たちと主従の絆を結んでいるわけである。

以上から、初入部は嫡子にとって、成人儀礼の総仕上げとして位置づけられていたことが確認できる。従来、もっぱら家督相続後の初入部が注目され、家中統制と領民支配の上で重要な意義をもっていたことが指摘されているが、嫡子の初入部の意義にも目を向ける必要がある。また家督相続後の初入部であっても、幼少相続の場合はかなり年数がたつて肉体的にも精神的にも大人になってから初入部しているのであるから、家督相続儀礼というよりも成人儀礼であったとみなしたほうがよい。仙台藩では三代藩主伊達綱宗の逼塞後、亀千代丸（のち綱村）が二歳で襲封しているが、入部したのは一七歳になってからである。

藩主にしろ嫡子にしろ、幼少では君主としての「威厳」「御威光」を家臣や領民に示せない。そこで、肉体的・精神的な成人年齢に達してから、江戸藩邸において「奥」から「表」へと生活空間を移し、そのうえで初入部したのであろう。これは君主の身体性と関わる問題である。

④ 女子の産育儀礼と名前

『国典類抄』の「御姫様御式」には、三代藩主義処（²¹）以降の女子の人生儀礼に関する記録が収められている。ここでは義処女子のうち人生儀礼の判明する者について検討し、適宜、五代藩主義峰女子（²²）の事例も参照する。

I 誕生儀礼

出産までは性別は不明である。したがって、藩主や世子の正室が懐妊した時、いまだ嫡子不在であれば、その可能性があるので、仮帯結びや正式の帯祝を機に国元の家中にも報知され、幕目役には家老クラスの重臣が任命されたこと、先述した通りである。

誕生したのが女子であっても国元へは飛脚でもって知らせているが、義処側室の「お清」が五女「岩」を出産した際には国元から「御祝儀飛脚差上候義無用之由」指示している（「梅津忠実御家老勤中日記」貞享四年（一六八七）四月二日条）。義処襲封前、その「若御前」が長女「市」を生んだ際は、国元のみならず親類大名や交友のある諸大名にも報知して祝儀を受けており、出産したのが正室か側室かで、当然ながら対応の仕方と祝儀に格差が存在する。

女子の誕生では次のような興味深い事例もみられる。義処襲封後、「御台」が延宝三年（一六七五）正月二日に三女「鍋」を出産した時には、家老の梅津半右衛門忠実が仰せ付けられて胞衣刀（「御衣那刀」と表記）を差し上げ、産湯もかけている。そして、誕生の「御姫様」を「娘分」（養女）にされたので、「代物五百八拾七文二姥手前より買」い、代物に鯉二つを添えて献上している（「梅津忠実御家老勤中日記」延宝三年正月二日条）。名前も養父の梅津が付けている。

加藤美恵子氏によれば、中世の天皇家・将軍家では跡継ぎの男子誕生時には天皇・将軍自らが胞衣緒を裁つ儀礼を行って世嗣の認知をしていたのが、近世以降、産穢の禁忌から男性が出産に関わることがタブー化され、出産への関与を専門の産婆に転嫁するようになったという。梅津忠実が出産に関与したのは、予め生児を養子にすることになっていたため自分が父親であることを示す行為であったと思われる。

生児の性別を問わず養子にする約束だったのか、女子の場合に限つ

ていたのかは不明であるが、当時、義処には男子は嫡子徳寿丸しかいなかった点を考えると、後者の可能性の方が高い。なぜなら、嫡子が死亡する事態に備えて予備の男子を確保しておく必要があったし、しかも正室の出産であったからである。代物を献上して、誕生後ただちに生児を買い取るといふ形をとっていることも注目される。梅津の日記では、「今度御誕生之 御姫様」と表記していたのが、買い取り「なへ」（鍋）と名付けて以降は「おなへ様」と表記している（藩主の他の女子については「名前+姫様」と表記）。

七夜の正月二八日、梅津は「おなへ様」に産着を献上、正月晦日には「おなへ様」を取り上げた「鶴屋姥」に祝儀銀三枚を遣わした。二月六日、梅津より「おなへ様」へ「御産脇指」を献上したところ、産屋に召し出され、義隆後室の光聚院と「御台」より御札を下されている（以上、「梅津忠実家老勤中日記」延宝三年正月二八日条、二月六日条）。産穢の禁忌にもかかわらず、産屋に梅津は召されているわけである。その後の産屋明、宮参、箸初においても梅津は養父としての儀礼を果たしている、これについては後述しよう。

II 名付親と女子名の特徴

(i) 名付親

三女「鍋」の名付けは養父の家老梅津半右衛門忠実が行っていたことは先述したところである。五女「久」については、兄で義処庶子の仁寿丸（当時一三歳、のち義珍）が七夜に名付けている（「御右筆所御日記」元禄二年（一六八八）六月二七日条）。九女「順」の名付けは誕生から二カ月余たつて家老の梅津半右衛門忠実が「親分」となつて行った（「梅津忠実御家老勤中日記」元禄一六年（一七〇三）九月二日条）。

他の義処女子の名付親は不明であるが、五代藩主義峰の長女と次女の名付親は家老の小野岡市太夫である（「大越貞国御家老勤中日記」享保

五年(一七二〇)一〇月一七日条⁽¹⁵²⁾、「今宮義透御家老勤中日記」享保七年正月二四日条⁽¹⁵³⁾。

以上から、女子の名付親には家老がなっている例が多いのが特徴で、兄が名付ける例もあったことが判明する。女子は藩主家と家老家の絆を強化する媒体物として利用されることが多かったのである。男子の場合、嫡子の幼名は「徳寿丸」と代々決まっております、庶子の名付けは誰がしたのかは記録では確認できないが、おそらく父親であったと思われる。

(ii) 女子の名前の特徴と呼称

女子は二音節の名前が通例で、漢字で表記する場合は同音の一字を使用する。例えば義処女子の名前は、「いち」||「市」、「かめ」||「亀」、「なべ」||「鍋」、「きよ」||「清」、「いわ」||「岩」、「きう」||「久」といった具合である。「かめ」を「加免」、「いわ」を「伊和」と漢字二字で表記している場合もあるが、これは変体仮名とみなすべきである。

二音節の女子名は、九世紀初期の嵯峨天皇期に内親王に「二音節の嘉字一字+子」、臣籍に降下した皇女に「二音節の嘉字一字+姫」と命名した⁽¹⁵⁴⁾の由来する。ただし、近世の武家の女子名は二音節を漢字一字で表記する場合でも嘉字とは限らない。庶民の女子名は、室町時代前期に、平仮名書きで二音節二字型の名前(「はつ」「くり」「ねね」「つる」「かめ」等々)が現れ、室町時代後期に加速度的に増加し、江戸時代にはそれが一般的な名前となる⁽¹⁵⁵⁾。

ここで問題にすべきは、集団のメンバー・シップおよび系譜と名前との関係である。男性の場合、佐竹氏にあっては嫡庶にかかわらず実名に通字「義」を組み込んで系譜関係とメンバー・シップが表示され、宗家の嫡子は代々同じ幼名・通称を名乗って宗家の継承者であることが示される。庶民では当主名の襲名慣行が広くみられ、武家でも家によっては当主の通称が代々一定している。それに比べ、女性の名前には帰属する家・一族のメンバー・シップや系譜関係を表示する機能はないのである。

佐竹家の女子は家臣の日記では「名前+姫様」で表記されている。それは呼称でもあっただろう⁽¹⁵⁶⁾。

III 産屋明・宮参・箸初

(i) 産屋明

長女「市」、三女「鍋」を産んだ「御台」はいずれも^{みなぬか}三七日の二一日に、六女「岩」を産んだ妾「お清」は二四日目に、産屋明の儀礼を行っている。

鍋出産後の産屋明では、養父の梅津半右衛門忠実が「おなへ様御臍帯包候紙」を調べ、「延宝三年正月二日卯刻御誕生 御臍帯 梅津半右衛門忠実自筆」と銘書をし、前藩主義隆後室光聚院と「御台」の御前に罷り出て包んでいる(「梅津忠実御家老勤中日記」延宝三年(一六七五)二月二日条⁽¹⁵⁷⁾)。そして、この産屋明後、養子縁組の祝儀として梅津家と藩主家との間で贈答がなされた(「同前延宝三年二月二日・一五日条、五月二日条⁽¹⁵⁸⁾」)。

(ii) 宮参

長女「市」は三三日月目に、三女「鍋」は五〇日近くたって、五女「弥」^{いよ}は三四日目に、六女「岩」は四カ月たって、神田明神へ参詣、七女「久」は三四日目に、九女「順」は一三カ月たって、浅草鳥越明神へ参詣している⁽¹⁵⁹⁾。七女と九女が浅草鳥越明神に参詣したのは浅草屋敷に生まれ育つたためと思われるが、嫡子の場合には先述のように、延宝八年(二六八〇)の神田上屋敷焼失後、浅草屋敷や下谷屋敷に生まれ育つても神田明神へ参詣している。

鍋が下屋敷を出て神田明神へ参詣した際には、養父の梅津半右衛門忠実が「私養子分」により紋梅鉢付幕を神田明神へ持参、鍋は帰りに梅津の屋敷に立ち寄り馳走を受けている(「梅津忠実御家老勤中日記」延宝三年(一六七五)三月九日条⁽¹⁶⁰⁾)。鍋は梅津の養女となったのちも江戸藩邸で

養育されていたことがわかる。藩主の娘が家臣の養女となった場合、いつ家臣の屋敷に移るのが問題となるが、鍋は翌年二歳で死去したので、その点は不明である。

(iii) 箸初

三女「鍋」は一〇〇日近くたって、六女「岩」は三カ月たって、七女「久」は五カ月近くたって、それぞれ箸初をしていたことが記録で確認できる⁽¹⁶⁾。鍋の箸初では養父の梅津忠実が奥に罷り出て鍋に箸を差し上げている⁽¹⁶⁾。「梅津忠実御家老勤中日記」延宝三年(一六七五)四月二十七日条⁽¹⁶⁾。

なお、岩の生母の妾「お清」については、誕生から一年余たった時点で「お岩様段々御成長被遊候二付」、以後「御袋様」と唱えるよう江戸の諸士へ仰せ渡されている⁽¹⁶⁾。「後藤祐寿御本方奉行勤中日記」元禄元年(二六八八)五月九日条⁽¹⁶⁾。先に生児が嫡子になったのに伴い生母の妾が「御袋様」と呼ばれるようになった事例を紹介したが、女子を産んでも同様の呼称に改められたことが知られる。それ以前には、家臣の日記では「お清との」「おりうとの」というふうに「名前+との」で表記されている。

⑤ 女子の成育・成人儀礼と名前

I 成育・成人儀礼の構成と実施年齢

三代藩主義処女子のうち成長し成育・成人・婚姻儀礼を記録で確認できる者について、それを一覧表にして掲げておこう(表7)。

これから、女子の成育・成人儀礼は髪置↓帯直↓鉄漿初^{かねぞめ}という順序で執り行われていたことがわかる。義処の女子は全員、三歳で髪置、七歳で帯直を行っている。ちなみに、五代藩主義峰の女子四人についてみると、髪置は二歳・三歳各二人、帯直は全員七歳である⁽¹⁶⁾。

表7 3代藩主佐竹義処女子の成育・成人・婚儀礼一覧 ()内の数字は年齢

○5女「弥」 ^{いよ} (嫡出 c③) 延宝8年(1680)12月22日誕生 髪置:天和2年2月24日(3) → 帯直:貞享3年11月16日(7) → 没:貞享4年4月21日(8)
○6女「岩」 ^{いわ} (庶出 c④) 貞享4年(1687)4月19日誕生 髪置:元禄2年正月10日(3) → 帯直・琴初:元禄6年2月14日(7) → 手習初:同年2月23日 → 縁組:元禄11年12月5日(12) → 結納:元禄12年2月27日(13) → 婚儀:元禄16年11月9日(17) [美作国津山城主松平家に嫁す]
○7女「久」 ^{きゅう} (庶出 c⑤) 元禄2年(1689)6月20日誕生 髪置:元禄4年11月15日(3) → 帯直:元禄8年2月2日(7) → 縁組:元禄15年6月27日(14) → 結納:元禄16年4月23日(15) → 婚儀:宝永4年7月21日(19) [筑前国秋月城主黒田家に嫁す]
○9女「順」 ^{じゅん} (庶出 c⑥) 元禄16年(1703)7月10日 髪置:宝永2年11月15日(3) → 縁組:宝永5年12月21日(6) → 帯直:宝永6年4月29日(7) → 手習初:正徳元年2月13日(9) → 結納:正徳2年6月21日(10) → 鉄漿初:正徳3年2月9日(11) → 婚儀:享保5年9月21日(18) [出雲国松江城主松平家に嫁す]

- ・別表「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧」に基づく。
- ・成長し史料で人生儀礼の判明する者のみを掲げた。

義処六女「岩」は七歳で帯直をすると同じ日に琴初も行い、その九日後に手習初をしている。同九女「順」の手習初は九歳であった。他の女子に関する記録は『国典類抄』には収録されていないが、同様に成育儀礼の一環として琴初、手習初を行っていたに相違なからう。

女子の成人儀礼の鉄漿初は、義処女子では九女「順」が縁組（幕府から縁組許可）↓結納を終えたのちに一一歳で執行していたことが記録で確認でき、生母の側室智清院より家老の小野崎権太夫の妻へ筆の献上を仰せ付け、小野崎夫妻が自宅で鉄漿付役を務めている。⁽¹⁶⁾

義峰女子では、二女「常」と三女「直」は縁組儀礼を終えた後に一三歳で鉄漿初を執行、長女「栄」は縁組が済んでいなかったものの、「御年被為長候事故」、一五歳で行っている（『今宮義透御家老勤中日記』享保一九年（一七三四）一〇月一日条）。常と栄は同時に執行行っており、常に対しては「若御前」（嫡子義堅正室）が、栄に対しては「大御前」（藩主義峰正室）が筆を贈っている。両者が鉄漿付けもしたのである。

以上から、武家の女子の鉄漿初は縁組を済ませたうえで行うのが通例で、お歯黒は成人であると同時に婚約済みであることのシンボルであったこと、ただし、縁組をしていなくても一五歳以上になれば鉄漿付けをしたこと、が知られる。

武家の女子は婚姻をすることにより、当主や嫡子の妻として家の存続に責任を負い、家内外の儀礼において「公的」な役割を果たす。その婚姻には主君、大名家の場合は幕府の許可を要した。したがって、主君から婚姻を許可される「縁組」は、女子が武家社会における「公的」な存在として認知されたことを意味しよう。⁽¹⁷⁾それが武家の女子の「成人」において重要な意義をもったのも、その故であろう。佐竹家女子の成人までの通過儀礼は藩主家族の身内の儀礼として行われており、その際の祝儀も家老クラスが献上する程度であるが、「縁組」↓「結納」↓「婚礼」という婚姻儀礼は、幕府や諸大名家との関係における「公儀」の儀礼と

して執行されている。⁽¹⁸⁾

近世末期の江戸の風俗を描いた『守貞謄稿』には次のようにある。

今世モ、前ニ云ル如ク、染齒テ始テ嫁スルヲ本トス。…（中略）…
江戸ハ、未嫁、既ニ嫁スル女モ、齒ヲ染ル者ハ、専ラ髪ヲ丸曲ニ更メ、
眉ヲ剃ル也、江戸モ、武家ノ新婦ハ齒ヲ黒メ、髪ヲ丸曲ニ結ベドモ、
眉ヲ剃ラズ。二十三才ニ及デ始テ、眉ヲ剃ル。…（中略）…
京坂ニテ、齒ヲ染メ、眉ヲ剃ルヲ、顔ヲ直スト云。江戸ニテハ、元
服スト云也。又、江戸ニテ齒ヲ黒メテ、眉ヲ剃ザル者ヲ、半元服ト
云。⁽¹⁹⁾

本稿で対象とする時期とは異なるものの、ここで述べられている江戸における武家女子の成人儀礼のあり方は、一八世紀前半期の佐竹家女子のそれと基本的に同じである。お歯黒をしたうえで嫁するのが基本で、江戸では鉄漿付けをする髪を「丸曲」（丸髻）に改め、眉を剃るのが風習であるが、武家の新婦は「二十三才」になって初めて眉を剃るのだという。佐竹家女子の成人儀礼では眉剃については記録に出てこないが、おそらく嫁いってから剃ったのであろう。

義処と義峰の女子は、義峰長女「栄」の二二歳を例外として一七〜一九歳で婚礼を挙げている。嫁ぎ先はいずれも大名家で、義処六女「岩」は美作国津山城主松平家、同七女「久」は筑前国秋月城主黒田家、同九女「順」は出雲国松江城主松平家、義峰長女「栄」は伊予国松山城主松平家、同二女「富」は信濃国松本城主松平家、同三女「直」は佐竹壹岐守家（二代藩主義隆庶子の義長が分家創設した大名家）、同四女「寿」は肥前国平戸城主松浦家に、それぞれ嫁いでいる。⁽²⁰⁾

徳川家門・譜代大名家、外様大名家と姻戚関係を形成するほか、一族大名の佐竹壹岐守家にも娘を入嫁させて佐竹氏の血筋の確保もはかっている。佐竹宗家に嗣子不在の時は佐竹壹岐守家から養子を迎えたこと、先述した通りである。

II 男子の成育・成人儀礼との比較

男子と女子の成育・成人儀礼を比較すると、次の点が指摘できる。

①将軍家・大名家の男子の成育・成人儀礼は政治的日程から執行時期が決められるケースがあり、ことに成人儀礼に顕著であったが、女子の場合は政治的理由で執行時期が左右されることはない点。ただし、大名家女子にあつては、婚姻を幕府から許可される「縁組」を済ませたうえで鉄槩初という成人儀礼を行うのが基本になっている点からすると、大名家女子が武家社会における公的な存在として国家的な認知を得る「縁組」は、大名家男子が武家社会において一人前に扱われる条件となる將軍への初御目見得に対比される意義をもっていた、と言えるかもしれない。

②女子の成人儀礼は身体的儀礼のみで、男子のように改名儀礼や將軍への御目見得、官位叙任、初入部などの政治的儀礼はしていない点。

女子は幼名を成人名に改名することはしないのが一般的であった。室町時代以降、公家女性が叙位や宮仕えに際して「・子」型の実名に改めた他は、幼名を成人後も使用するのが原則となった。⁽¹⁷⁶⁾これは女性の社会的地位の低下を反映している。徳川將軍家の女性も子型の名は皇女・王女で徳川家に降嫁した者、ないし入内した息女に限られ、將軍の生母で叙位または贈位された者には改めて子型の実名が付けられたが、それ以外は將軍の息女でも二音節型の名で子型の名を称することはなかった。⁽¹⁷⁶⁾

佐竹義峰女子では次のような改名事例がみられる。⁽¹⁷⁶⁾

○長女「よね」↓「栄」（生後二カ月余経過）↓「照」（二〇歳、婚約者の伊予国松山城主松平隠岐守の母と同名のため）

○二女「常」↓「富」（一八歳、婚約者の信濃国松本城主松平丹波守母の名に障るため）

○三女「阿久里」（女子ばかり生まれて男子がほしい場合の名付け）

↓「直」（六歳、四女出生のため）

以上のように、女子の改名は成人儀礼の一環として成人名に改めたものではない。⁽¹⁷⁷⁾右の三例のうち二例は婚約者の母親の名前と同名もしくは類似のために改名したものである。所属する集団が変われば、新たな帰属先の集団の身分関係に規制され、上位者の名前を憚って改名したわけである。これは男性でも起こりうる事態であり、ジェンダー原理によるものではない。

ただし男性の場合は、他家に養子に入れば嫡子名や当主名を襲名したり、通字を継承して改名したりして、その家と一族のメンバーとなり系譜関係に位置づけられたことが名前によって示される。一方、女性の名前には、先述のように帰属する家・一族のメンバー・シップや系譜関係を表示する機能はなく、帰属の変更に伴いそれを示すために改名することも少ない。ただ庶民の家では、嫁が姑の名前を譲り受けている事例も見出されている。⁽¹⁷⁸⁾これは主婦の地位・権限の継承と関わっていると思われるので、主婦名の襲名事例がどの程度の広がりをもっていたのか、今後、検証することが求められよう。

まとめ

以上の検討から判明した主要点をまとめておこう。

①出産までは性別は不明である。藩主や世子の正室が懐妊した時、いまだ嫡子不在であれば、その誕生の可能性があるので、仮帯結びや正式の帯祝を機に国許にも報知され、出産時の重要儀礼である墓目も宿老・家老クラスの重臣が役人に任命された。すでに嫡子がいる場合の出産は、正室腹の子であっても自動的に嫡子にはならないので、格下の家臣が墓目役を務めている。

②中世においては男性が出産に関与することは珍しくなく、天皇家や将軍家では跡継ぎの男子誕生時には天皇・将軍自らが胞衣緒を裁つ儀礼を行って世嗣の認知をしていたこと、また室町将軍が嫡男に産湯をかけていたことが確認されている。それが近世になると、産穢の禁忌から男性が出産に関わることがタブー化され、出産への関与を専門の産婆に転化するようになったとされる。佐竹家においても、藩祖義宣が元亀元年（一五七〇）に誕生した際には産湯役を一門の佐竹北家当主が務めていたのが、近世には出産の場における男性家臣の役割は褻目役と矢取役に限定されている。

しかし女子出産では、予め養女にすることが約束されていた家老が胞衣刀を差し上げ、産湯もかけていた事例もみられる。これは自分が生児の父親であることを示す行為であったと解される。

③嫡子誕生の際には、江戸藩邸において一門の佐竹北家・南家・東家・西家の各当主が祝い、藩主の直書でもって国元に「御曹司様御誕生」の報知をし、家老に佐竹氏菩提寺の天徳寺に参詣して先祖へ報告するよう命じている。つまり、嫡子の誕生では先祖との縦のつながりと一門との横のつながりを確認する儀礼がなされているわけである。

それに対し庶子や女子誕生の際には家老によって国元に報知され、天徳寺への参詣は特に指示されていない。また国元から祝儀の飛脚を江戸に差し上げさせることは無用と指示している例もあり、生児が嫡子か庶子・女子かで対応に明らかな差異が認められる。

④名付けは男子については七夜になされた例が二件確認できるが、他の名付け時期は不明である。佐竹家では中世から嫡出の長男子が嫡子となる原則が確立しており、嫡子は代々「徳寿丸」と名付けられ、将来宗家を継ぐべき存在であることが内外に示された。養子をとって嫡子にするか庶子を途中で嫡子にした場合は、幼少であれば幼名を「徳寿丸」に改め、成長していれば宗家嫡子の元服後の通称である「次郎」を称させ、

他氏から迎えた養子であれば実名を佐竹氏の通字である「義」を組み込んで改名させている。

佐竹家の嫡子は成人までは家臣たちから「御曹司様」と呼ばれた。庶子は「幼名+名前」で呼ばれたが、嫡子になると「御曹司様」と呼称変更された。それに伴い生母の妾の呼称も「名前+との」から「お袋様」に変わるが、「奥」における女性の身分に関わる事柄は正室が決定権をもっており、生児が嫡子になると直ちに生母の呼称変更もなされたわけではない。

⑤嫡子の幼名は代々襲名され、先祖とのつながりが表示されていたのに対し、庶子の幼名は個別的で先祖との系譜関係は示されない。父親によって特色があり、父親個人としての願望や意向・好みが投影しているように見受けられる。全体的に長寿を願って「寿」「鶴」「松」「千」「千代」「仙」などを用いた名前が多いが、中世の佐竹氏は庶子を仏門に入らせている例が少なくなく、戦国期～江戸時代初頭にも寺院・仏教にちなんだ名前もみられる。これも出家させることを予定した名付けであったと思われるが、実際には他家を継いだり分家したりして一家の主となっている。

⑥誕生後の儀礼としては、七夜の祝儀、産屋明（確認できる例では二一日目と二二日目）、宮参（時期は一定しておらず、早い例で三二日目、遅い例では三カ月余たってから）、箸初（確認できる二例はいずれも二二九日目）がなされている。

初めて外出する宮参では、嫡子と庶子ではお供の身分・人数に大きな格差があった。嫡子の宮参行列は家老以下江戸藩邸の惣家中が加わり、家中挙げての「御家」の行事として盛大に執り行われている。それに比べ、庶子の宮参行列は親族の付人を中心とする陣容であり、親族主催の行事として簡素になされていたことがうかがえる。

⑦中世の公家・武家の成育儀礼は、髪型と服装を大人のそれに近づけ

ていく「髪置」、「袴着」、「帯直」が重要な意味をもっていたとされるが、近世の佐竹家と徳川將軍家にあつてもその伝統は踏襲されている。

佐竹家男子の成人儀礼は「三歳髪置↓七歳袴着・帯直↓九歳下帯(褌)召初」を基本としており、嫡子はこの通りに実施されているが、庶子は嫡子が異なる年齢で段階的に行っていた儀礼を同時に済ませて、儀礼執行の手間と費用を省いている例もみられる。また、嫡子の儀礼では先例を重視し、佐竹宗家の嘉例を務めてきた由緒のある家の者を役人に任じているのに対し、庶子の儀礼では縁起をかついで場当たりの役人を選定している。祝儀も嫡子のそれは盛大に行われ、袴着の祝宴には親類の他に、使番・番頭・台所頭クラスの幕臣も招かれている。

幕藩制国家の最高権力を担っていた徳川將軍家では、政治的企図から所生の男子を早く社会的に「成人」させようとしており、男子の成育儀礼の実施年齢は概して早く、元服も四代將軍となる家綱以降、幼少のうち実施している。

⑧成人男子の象徴は身体面では烏帽子をかぶる加冠、前髪を取つて月代さかやきをした髪型、振袖を普通の長さの袖に留める「袖留」、名前の面では幼名を改めて実名と通称を名乗ることであるが、近世大名家の男子の場合は將軍に初御目見得して主従関係を結び、官位叙任を受けることが重要な意味をもつ。また、成育・成人儀礼の一環として各種の文武初を行った。つまり、武家男子の成人儀礼は、身体的儀礼、改名儀礼、政治的儀礼、文武修練儀礼によって構成されていたのである。

佐竹家と徳川將軍家の事例から、「公儀」の家として幕藩制国家の公権を担う將軍家と大名家にあつては、男子の元服(加冠)と御判・実名名乗初は肉体的な成長とは無関係に政治的日程によって執行時期が決められ、本来、加冠と一体化していた袖留・前髪取は肉体的成長を待つて行うようになったことが知られる。すなわち、將軍家や大名家の男子の「成人」は、政治的・社会的な成人範疇と肉体的な成人範疇に分化して

いるわけである(これに文武の能力的成人範疇を加えてもよからう)。とりわけ嫡子は政治的・社会的「成人」化が急がれている。

家継は六代將軍家宣死去により四歳で徳川宗家の家督を継ぎ、五ヵ月半後に將軍宣下を受けているが、その間、実名名乗初、官位叙任、袴着、元服を行っている。つまり、肉体的・精神的には幼年であっても、將軍就任の前提として政治的・社会的には「成人」した存在とする措置がとられていたのである。室町時代の足利將軍家でも元服をしたのちに將軍宣下を受けており、元服という儀礼が、為政者たる將軍の資格として重要な意義を有していたことが知られる。

⑨佐竹家では、元服儀礼で加冠役を務める家臣の身分格式と儀礼の規模に、嫡子と庶子とで格差が存在した。嫡子の元服儀礼は、一門の佐竹北家の当主が加冠役を務め、家中を挙げての「御家」の行事としてなされ、対外的なお披露目をしているのに対し、庶子の元服儀礼は身内の行事であり、加冠役も格下の家臣が務めている。

佐竹家男子の成人儀礼では氏神との結びつきが強く意識されていた。元服は江戸屋敷に国元から氏神を祀る八幡宮を勧請して神前で執り行われ、名乗(実名)も宗教者が撰定した候補三つの中から元服した本人が八幡宮神前で選択するのを慣例とした。中剃や前髪取をした際には髪は国元に運ばれて八幡宮に納められている。それは源頼義後胤という出自認識とも関係していたようである。

⑩成人儀礼の一環として幼名を成人名に改める。この成人名には実名と通称がある。御判・名乗初は、佐竹家、徳川將軍家ともに加冠(元服)儀礼とともに幼少のうちに行つており、嫡子の方が早い。それは、実名を名乗り、個人の表徴である花押を用いることは、一人前の男子たる要件であつたからにほかならない。それゆえ、元服とともに御判・名乗初の儀礼を済ませておくことが、將軍に初御目見得する前提条件となつたのである。

佐竹氏は源頼義の後胤という出自認識をもっており、平安時代末期に佐竹の苗字を最初に名乗った昌義まさよし以来、「頼義」の偏諱へんきの「義」を通字とし、佐竹氏所生の男子には「義」と他の嘉字一字を組み合わせて実名を付与して佐竹一族の標識としている。姓は「源」を称する。徳川將軍家では三代將軍家光以後、家康の「家」を通字とするが、嫡子のみが継承し、庶子には「家」以外の將軍の偏諱を付与している。

つまり、佐竹氏の通字「義」は養親子の擬制を含む父系血統で継承される一族のシンボルであり、源頼義後胤というアイデンティティを表示していたのに対し、將軍家の通字「家」は家康の後継者たる將軍と世子のシンボルであったのである。將軍家嫡子の幼名も家康の「竹千代」が継承されており、やはり家康の後継者であることが示されている。佐竹氏にあつては、源頼義後胤という出自と父系血縁による紐帯が強く意識されていたことは、養嗣子の選定にも表れている。

①実名は人格の象徴であり、名乗ること、他人の実名を呼ぶことは忌避されたので、通称を用いた。佐竹家の嫡子は中世以来、「次郎」あるいは「次郎」に一字を冠した名前を通称としている。「次郎」はこの場合、出生順を示す輩行名ではなく、「跡次」であることを示している。仙台藩伊達家の嫡子も、中世では「次郎」、藩祖政宗以降は「藤次郎」または「総次郎」を通称としている。

佐竹家では一七世紀半ばには嫡子の身分呼称がほぼ成立しており、成人前は「御曹司様」、元服後は「若殿様」と呼ばれた。藩主になると「屋形様」あるいは「殿様」と呼ばれ、近世後期には前者に統一されている。つまり、嫡系成員はライフサイクルにおける位置と身分の変化に応じて呼称が変化するわけである。一方、庶子は幼名のうちは「幼名+様」、成人名の通称に改名すると「通称+様」で呼ばれた。藩主の娘は「名前+姫様」、嫡子正室は「若御前様」、藩主正室は「御前様」、藩主死去後は「後室様」と呼ばれる。側室の呼称は「名前+との」であった。

秋田藩の禁字法令は寛保二年（一七四二）に初出するが、安永二年（一七七三）以降、藩主家子女の誕生時の命名やその後の改名に際して、「同文字」「同唱」の名前の者は改名するよう領民にも令達されるようになったことが確認できる。近世後期には、藩主家族の名前は家中と領民の名前にも規制を及ぼすようになったのである。また同期においては、庶子の嫡子成り、嫡子の元服や襲封に伴う呼称の変化も領民に布達されている。

②大名家の男子は將軍への初御目見得を済ませて武家社会ではじめて一人前に扱われ、対外的な活動に乗り出した。それ故、嫡子・藩主の初御目見得は「乗出」と称された。佐竹家の男子は嫡子・庶子ともに江戸時代には、御判・実名名乗初↓將軍への初御目見得の儀礼を済ませたのちに、嫡子は一四〜一八歳で、庶子は二〇歳を過ぎて官位初叙任を受けている。これによって、幕藩制国家の身分体系に位置づけられ、格式が付与される。それが対外的な儀礼や書札礼などの基準の一つとなった。

国持大名の格式であった佐竹家の嫡子は最初から四品⇓從四位下に位置づけられた。対して庶子は諸大夫⇓從五位下であり、嫡庶の別は官位の格差にも示される。近世の武士は官位叙任を受けると官途名（在京の官職名）や受領名（国司名）を通称とした。佐竹家嫡子は官位叙任を機に「右京大夫」「修理大夫」「大膳大夫」などを通称としており、記録ではそれを「名改」と表現している。

③大名家の江戸屋敷は「表」と「奥」が空間的に分離しており、子女は奥で育てられ、男子は成人後に表に移った。藩主であっても、肉体的・精神的に大人になった暁に初めて表の空間に出て表の役人たちの謁見を受け、公務に従事している。

嫡子は、身体・名前の面での成人儀礼と政治的成人儀礼をすべて済ませ、肉体的・精神的にも大人になってから初入部を行い、国元の家臣・領民およびの先祖の前に姿を現し、家臣たちと主従の絆を結んだ。した

がって、嫡子の初入部は成人儀礼の総仕上げであったと位置づけられよう。また家督相続後の初入部であっても、幼少相続の場合は、かなり年数がたつて肉体的・精神的成人年齢に達してから初入部しており、家督相続儀礼というよりも成人儀礼であったとみなされる。

藩主にしる嫡子にしる、幼少では君主としての「威敵」「御威光」を家臣や領民に示せない。そこで、肉体的にも精神的にも大人になってから、江戸藩邸において「奥」から「表」へと生活空間を移し、そのうえで初入部したのであろう。これは君主の身体性と関わる問題である。

⑭女子の場合、産育儀礼は男子と同じであるが、成育・成人儀礼は髪置(二、三歳)↓帯直(七歳)↓鉄漿初かねぞめという順序で執り行われていた。鉄漿初は幕府から婚姻を許可される「縁組」を済ませたうえで行うのが通例で、お齒黒は成人であると同時に婚約済みであることのシンボルであったが、縁組をしていなくても一五歳以上になれば鉄漿付けをしている。

将軍家・大名家の男子の成育・成人儀礼は政治的日程から執行時期が決められるケースがあったのに対し、女子の場合はそうした事例はみられない。ただし、大名家女子にあつては「縁組」を済ませてから鉄漿初という成人儀礼を行うのが基本になっている点からすると、大名家女子が武家社会における公的な存在として国家的な認知を得る「縁組」は、大名家男子が武家社会において一人前に扱われる条件となる将軍への初御目見得に対比される意義をもっていた、と言えるかもしれない。

佐竹家女子の成人までの通過儀礼は藩主家族の身内の儀礼として行われており、その際の祝儀も家老クラスが献上する程度であるが、「縁組」↓「結納」↓「婚礼」という婚姻儀礼は、幕府や諸大名家との関係における「公儀」の儀礼として執行されている。

⑮女子の名前は二音節が通例で、漢字で表記する場合は同音の一字を使用する。男子の場合は、家・一族のメンバー・シツプや系譜関係を名

前によって表示している例が多いが、女子の名前にはそうした機能は認められない。

また、女子は幼名を成人名に改名することはしないのが一般的であった。室町時代以降、公家女性が叙位や宮仕えに際して「・子」型の実名に改めた他は、幼名を成人後も使用するのが原則となったからである。徳川将軍家の女性も、子型の名は皇女・王女で徳川家に降嫁した者、ないし入内した息女に限られ、将軍の生母で叙位または贈位された者には改めて子型の実名が付けられた。それ以外は将軍の息女でも二音節型の名で子型の名を称することはなかった。女子の改名事例もみられるが、特別の事情によるものであり、成人儀礼の一環として成人名に改めたものではない。

以上である。人生儀礼を構成する諸儀礼を個別にではなく、一連のものとして系統的に分析することによって、新たな論点が見出せること、および名前も帰属する集団のメンバー・シツプ、系譜関係、ライフサイクルと集団・社会・国家における位置づけ、身分、ジェンダー等々、多様な問題に関わること、それがご理解いただけたならば、本稿の目的は達せられたことになる。長々と叙述してしまっただが、「はじめに」で提示した視角と方法論の有効性を実際の史料分析を通じて検証し、そこで引き出した論点を広く様々な分野と関わらせて論じてみたかったが故である。本稿が近世史研究に新たな視野を切り開くのにいささかなりとも資するところがあれば、幸甚、この上ない。

註

(1) 近世武士社会における誕生から成人期までの人生儀礼に関わる研究成果を、菅見の範囲で次に掲げておく。

○産育儀礼

真下道子「出産・育児における近世」(女性史総合研究会編『日本女性生活史』第三巻、東京大学出版会、一九九〇年)、太田素子「江戸の親子」(中公新書一九九四)、堀田幸義「人生儀礼に見る近世武家の人間関係―仙台藩給人高野家記録の分析から―」(『国史談話会雑誌』第三九号、一九九八年)、菊池慶子「武士の家族と女性」(『仙台市史』通史編4 近世2 仙台市、二〇〇三年)、堀田氏と菊池氏の論考は元服にも触れる。

○宮参り儀礼

皿海ふみ「若君の宮参りと伊井家御成―伊井家奥向との関係を中心に―」(朝尾直弘編『彦根城博物館叢書5 譜代大名伊井家の儀礼』サンライズ出版、二〇〇四年)。

本論文では徳川將軍家の世継である「若君」が生後初めて宮参りを行った際、譜代大名筆頭の井伊家の屋敷に立ち寄り井伊家御成の儀礼を取り上げ、この御成を機に井伊家正室と江戸城大奥との交流が開始されたことを指摘している。將軍家世子の人生儀礼の一つが、大名家奥向が將軍家奥向と関係を取り結ぶ契機ともなっていた事例として興味深い。

近年、將軍家・大名家の奥向について実証的な研究がなされるようになっていくが、両者の関係について検討した先駆的な論考に松崎瑠美「天下統一・幕藩制確立期における武家女性の役割―仙台藩伊達家を事例として―」(『国史談話会雑誌』第四五号、二〇〇四年)、同「近世武士社会のジェンダー・システムと女性の役割―近世中期の仙台藩伊達家を事例として―」(『歴史』第一〇四輯、二〇〇四年)がある。

○元服儀礼

岡崎寛徳「幕府儀礼の裏事情と井伊家の対応」(同著『近世武士社会の儀礼と交際』校倉書房、二〇〇六年。家治の元服も検討)、野田浩子「徳川將軍家の元服儀礼と加冠役井伊家」(『彦根城博物館研究紀要』第一七号、二〇〇六年)。

○將軍への初御目見得儀礼

大友一雄「近世武士社会の年中儀礼と人生儀礼」(『日本歴史』第六三〇号、二〇〇〇年)、同「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」(『日本史研究』第四六三号、二〇〇一年)。

○官位叙任儀礼

近世の武家官位に関する論考は多くあるが、橋本政宣編『近世武家官位の研究』(統群書類従完成会、一九九九年)はその総括的な研究成果であり、「近世武家官位関係文獻目録」を付している。

○代替わり・家督相続儀礼

堀新「大名の官位と「家政」「国政」(岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年)、白根孝胤「近世大名家臣の隠居・家督・継目御礼と家格認識」(『徳川林政史研究所研究紀要』第三五号、二〇〇一年)、同「藩主代替りにおける「御上国」と領民―尾張藩を中心に―」(森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版、二〇〇五年)、岡崎寛徳「家督相続・改易・再興と仕物の相伝」(前掲『近世武士社会の儀礼と交際』)、下重清「藩主代替りと初入部」(『小田原地方史研究』第二二号、二〇〇三年)。

○養子縁組・相続儀礼

岡崎寛徳「津軽・那須家の養子縁組・相続儀礼」(前掲『近世武士社会の儀礼と交際』)。

○婚姻儀礼

武家の婚姻儀礼に関する論考は多いが、佐竹家のそれを対象としたものに、高橋博「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」(『学習院史学』第三二二号、一九九四年)、同「近世中期における大名婚嫁交渉の側面」(『論集』さんせい第一六号、一九九四年)がある。

(2) そうしたなかにおいて、大友一雄氏の「前掲二論文は注目すべき論点を提示している。すなわち氏は、宝暦八年(一七五八)五月一日に十一歳で遺領を継いで秋田藩八代藩主となった秀丸(のち義敦)は、いまだ將軍への初御目見得を済ませていなかったことから武士社会で一人前扱いされず、江戸城殿中儀礼に参加できなかったばかりか前藩主の墓参りもできず、家中からも十分な祝いを受けられなかったことに着目し、初御目見得をするために、前提となる元服や名乗初めなどの準備儀礼を行ったことを明らかにしている。本論文は、人生儀礼を系統的に分析して個々の儀礼相互の関連性を明らかにする必要性を示唆するとともに、人生儀礼と年中儀礼を横断する問題の存在を指摘した点で重要である。

(3) 産育儀礼では特定の家における子女のそれが分析されているものの、他の儀礼では婚姻儀礼を除き男子の儀礼を対象にしている。それは、人生儀礼の観点からではなく、もっぱら幕藩関係や領主・領民関係を明らかにするという問題関心から儀礼研究がなされていることによる。

(4) 一九九六年開催の比較家族史学会第二九回研究大会における、「名前と社会」をテーマとするシンポジウムの記録である比較家族史学会監修『名前と社会』(早稲田大学出版会、一九九九年)所収の上野和男「名前と社会をめぐる基本的問題」は、各学問分野における名前研究の状況と「名前と社会」をめぐる問題を要領よ

く整理したうえで問題提起をしており、今後の名前研究にとって指針となる。本書は諸民族の「名前と社会」に関する論考を収めており、名前がそれぞれの社会のあり方と密接に関わっていることを教えてくれる。

- (5) 穂積陳重『実名敬避俗研究』(刀江書院、一九二六年)。「忌み名の研究」と改題し、講談社学術文庫として一九九二年復刊)、高梨公之『名前はななし』(東京書籍、一九八一年)、井戸田博史『家』に探る苗字となまえ(雄山閣出版、一九八六年)、豊田国夫『名前の禁忌習俗』(講談社学術文庫、一九八八年)、角田文衛『日本の女性名(上)(中)(下)』(教育社、一九八〇、八七、八八年)、奥富敬之『日本人の名前の歴史』(新人物往来社、一九九九年)、紀田順一郎『名前の日本史』(文春新書、一九九九年)、星田晋五『名前の研究』(近代文芸社、二〇〇二年)、坂田 聡『苗字と名前の歴史』(吉川弘文館、二〇〇六年)等。
- (6) 玉村竹二『日本人名の通字について』(同著『日本禅宗論集』上、思文閣、一九七六年。初稿は一九六六年)。
- (7) 岸 俊男『日本古代籍帳の研究』(塙書房、一九七三年)、阿部武彦『日本古代の氏族と祭祀』(吉川弘文館、一九八四年)、吉田 孝『律令国家と古代の社会』(岩波書店、一九八三年)。
- (8) 竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』(東京堂出版、一九八四年)所収。
- (9) 「女性名から見た中世の女性の社会的地位」(『歴史評論』第四四三号、一九八七)、「中世女性の名前について」(『週間朝日百科 日本の歴史 歴史の読み方』8 名前と系図・花押と印章)朝日新聞社、一九八九年)。
- (10) 坂田 聡『中世百姓の人名と村社会』(中央大学文学部紀要 史学科)第四五号、二〇〇〇年)、蘭部寿樹『日本中世村落内身分の研究』(校倉書房、二〇〇二年)、同『村落内身分と村落神話』(校倉書房、二〇〇五年)。
- (11) 註(5)前掲『苗字と名前の歴史』。
- (12) 大藤 修『近世における農民層の「家」意識の一般成立と相統』(東北大学文学部『日本文化研究所研究紀要』別巻第一二集、一九七五年。同著『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、一九九六年、再収)。近世農民層の襲名慣行を最初に見出されたのは大竹秀男氏の「相統」(同著『封建社会の農民家族』創文社、一九六二年。改訂版、一九八二年)においてであり、拙論はそれに示唆を受けて襲名慣行の成立を指標に近世農民層の「家」意識の一般成立過程を分析したもので、名前自体の研究を問題意識としていたわけではない。

農村における襲名の実態分析をしたものに、この他、森 安彦『近世後期信州佐久郡五郎兵衛新田村の構造』(『水と村の歴史』創刊号、一九八三年)、高木 侃『明治民法施行以前における襲名』(『関東短期大学紀要』第二六集、一九八一年)、同『近世の名前』(註(4)前掲『名前と社会』)、軍司礼子『近世農村にお

ける婚姻と家督相統』(『茨城史林』第一六号、一九九二年)、森 謙二『名前の近代化―襲名から一人一名主義へ―』(落合恵美子編『徳川日本のライフコース』ミネルヴァ書房、二〇〇六年)等がある。なお、永田メアリー『改名にみる家の戦略と個人の選択』(同前書)は、農村における改名習俗の分析を通して標題のテーマにアプローチしている。

都市における襲名については、深井甚三『近世都市発達期における大坂舟場町町人社会の動向』(『文化』第三三卷第三四号、一九八〇年)、乾 宏巳『近世大坂の家・町・住民』(清文堂出版、二〇〇二年)で分析されている。

- (13) 今野 真『幕藩制下の生活規制―鳴物停止令と禁字―』(宮城歴史科学研究 第三八号、一九九四年)。

- (14) 堀田幸義『近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令―仙台藩を事例に―』(『史学雑誌』第一一二編第一〇号、二〇〇三年。同著『近世武家の「個」と社会―身分格式と名前に見る社会像―』刀水書房、二〇〇七年、再収)、同『諸藩における禁字政策とその概要』(同前書)、同『武家の「名」と近世社会』(同前書)、同『近世武家社会における呼び名と「家」内秩序』(『文化』第六五卷第一二二号、二〇〇一年。同前書再収)。

以上の堀田氏の諸論考は、社会史と政治史・権力論を結びつける視角と方法論でもって、近世の名前をめぐる諸問題を豊富な事例にもとづいて考究しており、新たな研究領域を切り拓いたものとして高い評価を与えてよい。

- (15) そうしたなかにあつて、様々な題材を取り上げて歴史研究の多様な切り口を示すことを企図した、鶴飼政志・蔵持重裕・杉本史子・宮瀧二・若尾政希編『歴史をよむ』(東京大学出版会、二〇〇四年)は、「わたくし」とは何か―名乗り―名付けの歴史学―という章を設けて、人名をめぐる諸論考取め、人名研究の可能性を示そうとしており、編者のすぐれた見識と評価したい。

- (16) 全一九巻、加賀谷書店、一九七八―八七年。
- (17) 加賀谷書店、一九七三年。
- (18) 続群書類完成会、一九六四年。
- (19) 『国』(『国典類抄』を略記、以下同)一一三―一八。
- (20) 小野崎氏は中世以来の佐竹家宿老で、小野崎大蔵は二代藩主義隆の時代に番頭を勤めていた(佐竹御家譜(『秋田県史 資料 近世編上』秋田県、一九六三年、一〇二頁)。
- (21) 『国』一一三―一八―三一九。
- (22) 『歴代家老名譜』(『秋田県史 資料 近世編上』)によれば、梅津半右衛門忠宴は当時、家老であった。
- (23) 『国』一一三―六七。
- (24) 加藤美恵子氏は、院政期以降、天皇が腹帯を結ぶようになり、源頼朝も政子に

腹帯を結んでいることに着目し、それは家父長制的な「家」の成立と関わり、「胎児の親権が自らにあることを内外に示すとともに、自らの「権力」の強化・継承の誇示への手段の一つとなっていた」との見解を提示している（『中世の出産』『女性史学』第一六号、二〇〇六年）。本文で紹介した事例では仮帯は姑が結んでいるが、正式の帯祝では誰が結んだかは不明である。近世においても腹帯を夫が結ぶ例がみられるかどうかは今後の検討課題となろう。

- (25) 〔国〕一一四。
- (26) 〔国〕一一三三三～三三四。
- (27) 〔国〕一一三三六。
- (28) 〔国〕一一一。
- (29) 二木謙一『中世武家の作法』（吉川弘文館、一九九九年）二二二頁。
- (30) 新村 拓『出産における女と男』（赤坂憲雄他編『女の領域・男の領域』岩波書店、二〇〇二年、註（24）前掲加藤論文。
- (31) 〔国〕一一四、五。
- (32) 〔国〕一一三六七～三六八。
- (33) 〔国〕一一三四〇。
- (34) 「佐竹御家譜」（秋田県史 資料 近世編上）一〇二～一〇三頁。
- (35) 〔国〕一一一。
- (36) 〔国〕一一一。
- (37) 〔国〕一一三三三。
- (38) 〔国〕一一三六五。
- (39) 〔国〕一一七。
- (40) 〔国〕一一三四二。
- (41) 〔国〕一一三三〇～三三一。
- (42) 新村 拓『出産と生殖観の歴史』（法政大学出版局、一九九六年）一七八頁。
- (43) 〔国〕一一一。
- (44) 〔国〕一一一九。
- (45) 仙台藩伊達家では嫡子は襲封まで「御曹司様」と呼ばれたが（註（14）前掲堀田「近世武家社会における呼び名と「家」内秩序」、佐竹家では成人を機に「若殿様」に変えている。
- (46) 〔国〕一一九～一〇。
- (47) 〔国〕一一五六四。
- (48) 以上、〔国〕一五六四～五六五。
- (49) 義処の五女までの娘たちは夭逝している。
- (50) 〔国〕一一四三三。
- (51) これは仙台藩伊達家でも同様である（註（14）前掲堀田「近世武家社会にお

る呼び名と「家」内秩序」。

- (52) 〔国〕一一一。
 - (53) 〔国〕一一三三一。
 - (54) 〔国〕一一三三一。
 - (55) 〔国〕一一三六三。
 - (56) 〔国〕一一三三一。
 - (57) 〔国〕一一三四四。
 - (58) 〔国〕一一一～一三。
 - (59) 〔国〕一一三四四～三四五。
 - (60) 〔国〕一一三四五。
 - (61) 『秋田県史 第二巻 近世編上』（一九六四年）添付「図版六 延宝七年佐竹氏江戸屋敷図」の解説。
 - (62) 〔佐〕（『新編 佐竹氏系図』を略記、以下同）六五頁。
 - (63) 〔国〕一一一三。「御宮参御供酒出金太夫式本御道具、是ハ 御嫡子ニ被為成候ニ付、花色御十文字からの頭御道具為 御持被成候」とあり、嫡子の宮参ではお供の持つ頭道具も特別なものとなっている。
 - (64) 〔国〕一一一五。
 - (65) 〔国〕一一三四八。
 - (66) 〔国〕一一三四九。
 - (67) 註（29）前掲二木著書第四章、菅原正子「七五三の源流」（『日本歴史』第六三〇号、二〇〇〇年）、同「男子の成長と儀礼」（服藤早苗・小島菜温子編『生育儀礼の歴史と文化』森話社、二〇〇三年）。
 - (68) 二木前掲書第四章。菅原正子氏は、髪置・袴着・帯直に七五三の源流を求められ、天保九年（一九三八）刊の『東都歳時記』に、嬰兒宮参・髪置（三歳男女）、袴着（五歳男女）、帯解（七歳女子）等の祝いは一月初め～下旬であるが一月十五日を専らとす、とみえることから江戸時代には日が一月一日～十五日に固定化されはじめたとされる（前掲菅原「七五三の源流」）。太田素子氏は、七五三の儀礼は近世に武家の間で定式化して城下町の町人社会に広まり、一九世紀には農村部にも浸透したことを指摘され、それ以前の農村社会では乳幼児期と元服とに儀礼が限定されていたのが、誕生と成人という二つの間のプロセスにも人々の関心が向けられるようになったからだと言われる（『近世農村社会における子どもをめぐる社交』（国立歴史民俗博物館研究報告）第五四号、一九九三年。同著『子宝と子返し—近世農村の家族生活と子育て—』藤原書店、二〇〇七年、再収）。
- 成育儀礼の実施月日が固定化することは、それが年中行事化することにはかならず、人生儀礼と年中行事の関係を論じる題材となるが、その過程を具体的に明らかにすることは本文でも述べるように今後の研究課題となる。

- (69) 『国』一一一七。
- (70) 『国』一一二一。
- (71) 『国』一一四五〇。
- (72) 『国』一一二一。
- (73) 三代藩主義処嫡子義格が一六歳で前髪取を行った際、髪を八幡宮へ納めたことが記録にみえる(『国』一一四三)。また義処庶子仁寿丸が七歳で元服・中刺した際も、髪は八幡宮へ納めている(『国』一一三五四)。他の男子の場合も同様であったであろう。
- (74) 註(1)前掲大友論文。
- (75) 三代藩主義処庶子千代丸は、嫡子義苗死去により嫡子となったのちに九歳で御判・名乗初を行い、実名「義格」を名乗り、その後、乗出・遺領襲封・家督御礼・官位叙任・束帯召初・表へ出初を経て、一六歳で袖留・額直と前髪取の儀礼をしている。「御記録処御日記」では、袖留・額直を「半御元服」(『国』一一三七)、前髪取を「御元服」(『国』一一四二)と表現している。しかしながら、前髪取の際には加冠儀礼は行っていないので、おそらく御判・名乗初の際に執行していたのではなからうか。他の人物については加冠儀礼を「御元服」と表現しており、「国典類抄」の「御元服」の項に収録されている記録も加冠儀礼に関するもので、義格の半元服と元服に関する記録はそれぞれ「御額直・御袖留」「御前髪」の項に収めている。
- 加冠・名乗初と袖留・前髪取は本来、成人儀礼として同時あるいは間隔をあまりおこなうべきものであったであろう。それが、前二者は政治的日程で幼少時に行い、後二者は肉体的成長を待って行うようになったことにより、「元服」は加冠儀礼に限定されるところとなったのではなからうか。しかしながら、肉体的成人年齢に合わせて執行する袖留・額直を「半元服」、前髪取を「元服」とみならず意識も残っていたことが、右の事例からうかがえよう。義処庶子仁寿丸(のち義珍)は七歳で加冠儀礼、一八歳で袖留・額直を行っているが、家老の日記では前者を「御元服」と記していながら(『国』一一三六三～三六四)、後者についても「御半元服」と表記している(『国』一一三五五)。
- (76) 註(1)前掲高橋「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」。
- (77) 『佐』参照。
- (78) 註(1)前掲高橋「大名佐竹家の婚姻・通婚圏と幕藩関係」は、江戸時代初期～中期における佐竹家当主の婚姻の経緯・手続きを時の政治状況や政治構造と関係づけて考察している。
- (79) 註(1)前掲野田論文。
- (80) 註(29)前掲二木著書二三三頁。
- (81) 『国』一一三三。
- (82) 『国』一一二四。
- (83) 『国』一一三三。
- (84) 註(1)前掲野田論文、「幕府祚胤伝」(『徳川諸家系譜』第二巻、続群書類従完成会、一九七四年)。
- (85) 『国』一一二五～二七。
- (86) 『国』一一三五三。
- (87) 『国』一一二二。
- (88) 『国』一一二四。
- (89) 『秋田県史』資料「近世編上」八九頁。
- (90) 飯沼賢司「人名小考」(註(8)前掲書)。
- (91) 註(4)前掲上野論文。
- (92) 『佐』参照。
- (93) 註(84)前掲「幕府祚胤伝」参照。
- (94) 註(14)前掲堀田「近世武家社会における実名敬避俗と禁字法令―仙台藩を事例に―」。堀田氏は、四代藩主綱村と五代藩主吉村がこうした禁字政策を実施した理由について、三代藩主綱宗が襲封後間もなく逼塞・隠居の憂き目にあつて幼君亀千代(のちの綱村)が誕生し、一門による後見政治がなされたことから、藩主権力の相対的な弱体化を招き、それへの対応として、入部後の綱村と次代の吉村は藩主権力の再強化と地位の絶対化をはかり、その一環として禁字政策を実施した、と説く。
- (95) 「新編 佐竹氏系図」付録「佐竹氏五家略系図」参照。ただし、後述するように、佐竹北家と東家以外は、一門家であっても藩主から偏諱「義」を賜与されることを要件とした。
- (96) 『国』一一一九。
- (97) 『国』一一二九～三〇。
- (98) 『国』一一三〇～三三。
- (99) 『国』一一三〇。
- (100) 『国』一一三〇。
- (101) 『国』一一三〇～三一。
- (102) 「歴代藩主年譜」(仙台郷土研究会編「仙台藩事典」仙台郷土研究会二〇〇二年)参照。四代綱村が始祖以来の通字「宗」を継承しなかったのは、將軍家綱の偏諱「綱」と「宗」を組み合わせると三代綱宗と同名になるためである。以降、「村」も通字化している。
- (103) 「御一門并引渡・廻座山縣清右衛門出仕之節御一字被下候御証文控」(『秋田県史』資料「近世編上」二七八～二七七頁。初入部の際の一斉賜与以外にも、藩祖義宣以来、個別の偏諱賜与も行っている(同前書二六一～二六二頁所収「御下

字御証文)。

(104) 『国』一一三四。

(105) 註(13)前掲今野論文。

(106) 今村義孝・高橋秀夫編『秋田藩町触集』上・中・下として刊行されている(末来社、一九七二、七三、七三年)。

(107) 中川 学「鳴物停止令」と藩政(渡辺信夫編『近世日本の生活文化と地域社会』河出書房新社、一九九五年)によれば、秋田藩『国典類抄』での鳴物停止令の初出は幕府関係・藩関係ともに延宝期であるが、同藩における制度的成立過程は不明であるという。久保田城下上着町の町代が寛文元年(一六六一)より代々書き継いだ日記(『上着町記録』)と題して『第二期 新秋田叢書』第三卷、歴史図書社、一九七三年、収録)では、元禄期に藩主や嫡子死亡時の鳴物停止令が初出する。そして「町触控」にはその関係の法令は多く収録され、慎むべき死者の対象も拡大されているので、近世中期以降、権力者とその家族の死が秋田藩領民の生活にも様々な規制を及ぼすようになっていったことが確認できる。秋田藩主とその家族の死をめぐる儀礼と領民生活との関係については、改めて検討してみたい。

なお、註(13)前掲今野論文は禁字と鳴物停止令を民衆生活規制の観点から論じており、権力・権威を担う家成員の生死と民衆生活の関係を考える上で示唆に富む。

(108) 註(5)前掲の穂積著書と豊田著書参照。

ただし、高橋 修「実名」呼び捨ての習慣はいつ終わつたか(註(15)前掲『歴史をよむ』)によれば、戦国時代の史料には、実名敬避の常識が当てはまらない例が多く見出されるという。すなわち、実力で天下に名を馳せた人物が、例えば「信長」「秀吉」「家康」というふうには、実名で、敬称も付さずに呼び捨て表現されているのである。高橋氏はこれについて次のように解釈する。「戦国争乱の下剋上の世にあつては、その個々人の実力こそが重要な価値観であり、「名字や仮名(通称 引用者註)が省略され、実名のみである人物が特定されるには、かなりの程度、その人の存在が広く一般に認知されていなければならぬ。つまり、実名のみを記すということは、それだけその人物が広く社会的に名の通つた人物であることにつながり、それゆえに敬意の表現とみなされたのであろう」と。そして、天正末頃に豊臣秀吉が天下統一を成し遂げ、官位制によって全大名を統一基準のもとに編成するようになると、「大納言様」「宰相様」という官職での表記に転化していることを指摘する。

収録書物の性格上、短文ではあるが、名前の表記法に着目して、実力重視の戦国時代の価値観から秩序・儀礼重視の近世的価値観への転換に迫っており、名前の研究の豊かな可能性を示唆する好論である。

(109) 註(102)前掲「歴代藩主年譜」参照。

(110) 『国』一一三五六。

(111) 『国』一一三五七。

(112) 『国』一一八。

(113) 『秋田藩町触集』上、二九九頁。

(114) 同前書上・中・下参照。

(115) 同前書上、三〇〇頁。

(116) 註(14)前掲「近世武家社会における呼び名と「家」内秩序」。本論文は仙台藩伊達家を主対象としているが、徳川将軍家、他大名家、旗本、御家人、仙台藩士家などの家族成員の呼称についても検討し、家の格によってその成員の呼称も異なっていたことを明らかにしている。

(117) 同前論文。なお、將軍就職と同時に「公方様」と呼ばれるようになったのは四代家綱以降である(藤井讓治「近世「公方」論」、朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質 近世・近代』思文閣出版、一九九五。同著『幕藩領主の権力構造』岩波書店、二〇〇二年、再収)。

(118) 『国』二一九四、二一〇。

(119) 小宮木代良「幕藩政治史における儀礼行為の位置づけについて」(『歴史学研究』第七〇三号、一九九七年)、堀 新「近世武家官位試論」(同前)、橋本政宣「近世の武家官位」(註(1)前掲「近世武家官位の研究」)等参照。

(120) 山口和夫「近世初期武家官位の展開と特質について」(前掲「近世武家官位の研究」)。

(121) 上野秀治「徳川時代の武家官位」(『歴史公論』第一〇七号、一九八四年)、水林 彪「武家官位制」(『講座前近代の天皇』三、青木書店、一九九三年)、註(119)前掲の堀論文・小宮論文等。

(122) 註(119)前掲橋本論文。

(123) 『国』二一一六一。

(124) 『国』二一一六二。

(125) 註(107)前掲「上着町記録」(『第二期 新秋田叢書』第三卷、一五〇頁)。ただし、祝賀するよう申し付けられてはいない。同記録における藩主・子弟の官位叙任の記事は、元禄一年(一六九八)二月、三代藩主義処が左近衛権少将に任官された時が初見であるが、「同年極月十日に、屋形様にて御官位被為遊少将之御位に被為成候」(同前書一一九頁)とあるのみで、この時も祝賀については何ら記されていない。藩主・嫡子の官位叙任は「御家」の慶事として家中はもちろん祝賀しているもの(『国』二一一三四、一六九参照)、領民を含む「御国」としての祝賀行事はなされていなかったようである。岡山藩でも同様であったことは註(1)前掲堀論文で明らかにされている。

(126) 註(102) 前掲「歴代藩主年譜」参照。

(127) 藤井讓治「日本近世社会における武家の官位」〔『国家』京都大学人文科学研究所、一九八九年。註(117) 前掲書再収〕。

(128) 小林清治「伊達氏と奥州探題職」〔『福大史学』第一八号、一九七四年〕。小林氏は、伊達政宗は強烈な「奥州王」意識をもっており、「陸奥守」を名乗ったのはそうした自意識にもとづくものと解されている。近世における伊達氏の自意識については、高橋 修「仙台藩知行宛行状の文書学的考察(上)」〔『文化』第六〇巻第三・四号、一九九七年〕が参考になる。氏は、伊達騒動後、一七世紀後期に藩主権力・権威の確立に努めた四代藩主綱村は奥羽の「小幕府」の長たらんと自らを位置づけようとしたことを指摘する。

(129) こうした伊達氏の自意識は維新期の仙台藩の動向をも規定したという見解も唱えられている。難波信雄氏は次のように説かれる。「仙台藩は、その地理的・歴史的背景から東方の大藩として、奥州・奥羽の管領あるいは征夷大将軍として軍事指揮権を有する職掌の後継者という自意識を持っていた。その意識は諸藩の龜鑑となり指揮にあたらなければならぬという責任の意識を伴っていて、仙台藩が戊辰戦争に際して奥羽五藩へ呼びかけ自己の建白に同意を求めたことや、それが奥羽列藩同盟結成の契機になったことの背景になっていると考えられる」〔『大藩の選択—仙台藩の明治維新—』『東北学院大学 東北文化研究所紀要』第三七号、二〇〇五年、三五頁〕と。

註(119) 前掲小宮論文でも、領国受領名について、「領国支配の正統性」の文脈とは異なるもので、大名本人のアイデンティティの意識にもとづく要素の方が強いのではないかと、との見解を提示している。

(130) 註(119) 前掲小宮論文。

(131) 註(14) 前掲「武家の「名」と近世社会」。

(132) 吉田 孝「古代社会における「ウジ」」〔『日本の社会史』第六巻、岩波書店、一九八八年〕。

(133) 近世の上級武家領主が、封土を媒介とした「將軍—大名・旗本等」という実質上の封建的な君臣関係と、官位を媒介にした「天皇—將軍・大名等」という形式上の律令的な君臣関係という二重の君臣関係を結び、後者は天皇を頂点とする姓氏のヒエラルヒーと関連していたことは、宮沢誠一氏がつとに指摘しているところである(幕末における天皇をめぐる思想的動向)〔『歴史学研究』一九七五年度大会特集号、「幕藩制期の天皇のイデオロギー的基盤—擬制的氏族制の問題を中心に—」、北島正元編「幕藩制国家成立過程の研究」吉川弘文館、一九七八年〕。筆者も近世における姓と苗字の機能の相違について論じたことがある〔『近世の国家・社会と苗字・姓氏』、註(12) 前掲書所収〕。

近世武家官位制についてはその後も多くの研究が積み重ねられ、実態面の解明

は進んでいるものの、姓の問題は捨象される傾向にある。堀 新氏は、幕藩制国家論の観点からの武家官位制研究が、天皇・朝廷の存在を議論に組み込むことで多くの成果を生み出す一方、肥大化した天皇・朝廷像を生み出したと批判する〔註(1) (119) 前掲論文〕。それを諸階層の官位認識や官位の機能の実態に即した検討を通じて是正しようとする意図は理解できるものの、宮沢氏にあっては姓氏の秩序の問題も組み込んで思想的・社会史的な文脈にも広げて議論されているのに比べ、堀氏の論考ではそれが欠落しており、議論の枠組みがやや狭すぎるとの感を禁じえない。

(134) 庶民の上層でも姓を名乗っている例は近世においても広く見出せる。例えば、甲斐国山梨郡下井尻村の新興地主である依田家の系図は清和源氏に結びつけられており、自家の発展の基礎を築いた依田長安(一六七四—一七五八)は、自らの一代記の表紙に「依田民部源長安一代記」としたためている。「民部」という官名と「源」という姓も組み込んで自己表示しているのである。しかも、長安が享保一五年(一七三〇)に著した「依田家訓身持鑑」では、將軍以下大名・小名はみな「王孫」であり、「土民百姓」といえずとも氏素姓の正しい者は「王孫」であるとして、依田の系譜を引く者は「王孫」であるという矜持をもって「天照大神・御公儀(対)し御奉公」に努めるべきことを説いている(以上の史料は国立史料館編「依田長安一代記」東京大学出版会、一九八五年、所収)。

姓と官位、それと関わる天皇をめぐる問題は、社会史的な広い文脈を踏まえて考える必要がある。なお、朝尾直弘「武家と官位」〔『彦根城博物館叢書5 譜代大名伊井家の儀礼』サンライズ出版、二〇〇四年〕は、武家領主が自家の系譜を古代の名族に結びつけ、「源」「平」「藤原」などの尊貴な姓を名乗って官位を得たことの意味を、百姓の「王孫」意識との関係で考えようとしている。

(135) 〔『国』一一五〇—五三参照〕。

(136) 母利美和「彦根藩伊井家庶子の生活と教養形成—近世中後期庶子教育制度の成立と展開—」、宇野田尚哉「彦根藩伊井家庶子の学問受容」(ともに『彦根城博物館叢書6 武家の生活と教養』サンライズ出版、二〇〇五年、所収)では、近世中後期における伊井家の庶子教育システムを明らかにしているが、手習の始期は七、八歳頃である。

(137) 藩主教育について検討したものに脇 正典「萩藩成立期における藩主教育」〔『山口県史研究』第一四号、二〇〇六年〕があり、初代秀就の時にはカリキュラムが整っていないかったのが、二代綱広の時には江戸藩邸における傳役の制度化と教育内容についてのカリキュラムができたことをつつあったことを指摘している。阿部哲人「江戸に生きる—父景勝から息子定勝への手紙を読む」〔『置賜文化』第一〇七号、二〇〇七年〕でも、江戸時代初期における上杉景勝の嗣子定勝に対する教育について述べている。

なお、近年、近世史研究においては読書論が盛んになり、主体形成の問題とも絡めて議論されているが(例えば、若尾政希「歴史と主体形成―書物・出版と近世日本の社会変容―」『歴史学研究』第八二〇号、二〇〇六年)、近世においてはそれぞれの家職(家業)を通じて身分に応じた職分(社会的役割・責務)を果たすことが規範とされていたのであるから、この時代特有の主体形成のあり方を解明するためには、共通の書物の受容による身分を超えた社会通念・常識の形成を問題するだけでなく、身分・職分が読書の内容と受容の仕方をもどのように規定していたかにも留意せねばならないだろう。とともに、家職・職分を果たすのに必要な技能の習得過程も検討することが求められる。

なお筆者は、読書論にもライフサイクル論やジェンダー論の観点を導入する必要があると考えている。年齢・性別によって読書内容は当然異なるし、主体形成を問題にするならば、男女個人が自己の家や社会における位置づけに応じてどのように主体形成を行ったのかを、人生過程全体を通じて考察しなくてはならない。

(138) 「御記録処御日記」宝永六年五月一日条(『国』一一四四)。

(139) 「国」一一五八。ちなみに彦根城主伊井家では、庶子は元服する一五歳前後に奥住居から表住居に移っている(福田千鶴「近世中期における彦根伊井家の奥向」、註(136)前掲書所収)。

(140) 「国」一一三四九、三三七三。

(141) 「上着町記録」には、「五月二十八日に於江戸若殿様御入部相極り申候由、閏五月五日に町中へ申し渡されたこと、入部後、七月に城下惣町と湊惣町より踊り献上がなされたことが記録されている(第二期「新秋田叢書」第三巻、一〇三、一〇六頁)。

(142) 註(一)前掲の堀 新「大名の官位と「家政」「国政」、白根孝胤「藩主代替りにおける「御上国」と領民―尾張藩を中心に―」、下重 清「藩主代替りと初入部」等。

(143) 「国」一一三六五。

(144) 「国」一一三六〇、三六二参照。

(145) 「国」一一三六二。

(146) 「佐」六二頁。

(147) 註(24)前掲加藤論文。

(148) 「国」一一三六二、三六三。

(149) ただし、嫡子義処の「若御前」が寛文八年(一六六八)一〇月三日、長女「市」を出産した際には、家老の多賀谷隆家が「御産湯御祝儀ニ参候様ニと被 仰付」、「御産屋へ参御産水御祝儀相勤」ている(「多賀谷隆家御家老勤中日記」寛文八年一〇月三日条、「国」一一三六〇)。してみると、近世前期には産穢の禁忌は佐竹

家中ではそれほど強くなかったのかもしれない。ただし、父親の藩主や嫡子が産屋に入ったという記録はない。

(150) 「国」一一三六九。

(151) 「国」一一三六九。

(152) 「国」一一三七〇。

(153) 「国」一一三七〇。

(154) 註(5)前掲角田「日本の女性名(上)」一五三、一五四頁。

(155) 同前書(中)。

(156) 仙台藩伊達家では、藩主の娘たちの呼称は近世前期には嫡出・庶出の別が厳密ではなかったようであるが、中期以降、正室腹の女子は「姫様」、側室腹の女子は「御子様」と区別して呼ばれるようになり、後者であっても正室の養女となれば前者の呼び方に変更されている(註(14)前掲堀田「近世武家社会における呼び名と「家」内秩序」。佐竹家の女子の場合、庶出であっても名付け時点から「姫様」と表記されているので、嫡出・庶出による呼称の区別はされていなかったようである。

(157) 「国」一一三六一、三六三。

(158) 「国」一五六三、五六四。

(159) 「国」一一三六三。

(160) 「国」一一三六三、三六四。

(161) 「国」一一三七三、三七六。

(162) 「国」一一三七三、三七四。

(163) 「国」一一三七二。

(164) 「国」一一三七二。

(165) 「国」一一五六四。

(166) 「国」一一三七八、三八二。

(167) 「国」一一三八一。

(168) 「国」一一三八二。

(169) 「国」一一三八二。

(170) 長野ひろ子氏は、將軍・大名の妻・娘は公的な存在として認められ、儀礼面を中心に政治的役割を果たしていたことを指摘する(「幕藩制国家の政治構造と女性」、近世女性史研究会編『江戸時代の女性たち』吉川弘文館、一九九〇年。同著『日本近世ジェンダー論』吉川弘文館、二〇〇三年、再収)。本論考は幕藩制国家の政治・権力構造に奥向女性を初めて位置づけたもので、これに触発されてその後、大名家や給人家の儀礼において女性が果たした役割の解明が進んでいく。大名の「御家」内部においては大名の娘は誕生後ただちに「公的」な存在としての性格をある程度帯びていたであろうが、武家社会における「公的」な存在

として国家的な認知を得たのは、幕府による婚姻の許可「縁組」を契機として
いよう。

(171) 『国』一―三六〇―五四三頁参照。

(172) 朝倉治彦・柏川修一『守貞謄稿』第二巻（東京堂出版、一九九二年）、五三頁。

(173) 『佐』六四―七四頁参照。

(174) 註(5)前掲角田『日本の女性名(中)』、註(9)前掲飯沼論文。

(175) 角田同前書一八四―一八五頁。

(176) 『国』一―三七〇―三七二。

(177) 將軍家や大名家の「奥」に女中奉公に上がると本名を女中名に改め、地位の
昇進に伴い名前も変更した(註(5)前掲角田『日本の女性名(中)』一八五―
一九〇頁、畑 尚子『奥女中』講談社現代新書、二〇〇一年)。また、遊郭にお
ける遊女は源氏名を名乗り、地位が上がれば名前も変わった(角田同前書二四〇
―二五二頁)。

世俗の社会においては、女性は例えば「某村百姓某娘(妹)某」というふうに、
当主との親族関係において「公儀」権力から身分編成されていた。それが將軍家・
大名家の「奥」や遊郭という世俗社会から隔離された空間に入ると、その世界独
自の身分関係に位置づけられ、世俗社会におけるのとは異なる職能を果たすこと
になる。それ故、名前を変えて別人格となる措置をとったのではなからうか。

武家の男子が幕府や藩の役職に就いても一律に改名することはなかったもの
の、上役と同名の場合は改名したし、仙台藩では、一七世紀後半から一八世紀に
かけて官僚制機構を整備し、役職序列・支配系列や家臣相互の身分序列を明確化
するに伴い、家臣たちに役職相応の名前を名乗らせ、身分格式を反映させたシス
テムティックな改名規定も制定している(註(14)前掲堀田著書二一七頁)。男子
も幕府・藩の役所という職場に身を置けば、上下関係によって名前を規制され、
改名を余儀なくされる場合もあったのである。

職能により独自の名前を使用する例は広くみられる。先の奥女中や遊女の名前
もその例であるが、近世の水主集団を分析した斎藤善之「水主」(『身分的周縁と
近世社会』第二巻、吉川弘文館、二〇〇七年)は、水主の名乗りにも着目してお
り、水主集団に属すると集団内の地位相応の名乗りが与えられ、昇進とともに改
名していく慣行があったことを指摘している。

(178) 柳谷慶子「女性名―ジェンダーの視点からみる名前の不思議」(註(15)前掲『歴
史をよむ』)。

(東北大学大学院文学研究科、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇七年三月三〇日受理、二〇〇七年九月一四日審査終了)

【別表】

秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前一覧

- ・典拠：『国典類抄』（加賀谷書店刊）は『国』と略記し、『国』1-22というふうな巻と頁を表示。原 武男編『新編 佐竹氏系図』（加賀谷書店刊）は『佐』、『新訂 寛政重修諸家譜』第3巻（統群書類従完成会刊）は『寛』と略記。
- ・歳は数え歳。
- ・表記は史料上の呼称表記。

A 嫡子・当主

①^{よしのぶ}義宣（義重嫡子、初代藩主）

- ・誕生 元亀元年（1570）7月16日〔『国』1-1、『佐』〕 於・常陸国太田城〔『佐』〕
父：佐竹義重 母：伊達晴宗女（正室） 幼名「徳寿丸」〔『国』1-1、『佐』、『寛』〕
御産母湯役：佐竹北家の左衛門 御墓目役：小野崎越前 御矢取役：小野崎権八郎
他に御酌役2名、御膳仕配役1名、御前役1名、御膳奉役2名、付人9名〔『国』1-1〕
- ・元服 天正10年（1582）2月卯日卯時 13歳 表記：「義宣様」〔『国』1-22〕
※「八幡御宝殿ニ而御烏帽子召始十三之御年御祝儀」〔『国』1-22〕
通称「次郎」 実名「義宣」〔『佐』、『寛』〕
- ・襲封（生前相続） 天正14年（1586）17歳〔『佐』、『寛』〕
- ・従四位下・侍従・右京大夫 天正18年（1590）12月23日 21歳〔『寛』〕
- ・転封（常陸国→出羽国） 慶長7年（1602）33歳〔『佐』、『寛』〕
- ・従四位上・左近衛権中将 寛永3年（1626）8月29日 59歳〔『国』2-137、『佐』、『寛』〕
表記：「大殿様」〔『国』2-137〕
- ・没 寛永10年（1633）正月25日 64歳〔『佐』、『寛』〕
- ※ 婚礼時期不明 正室：那須資胤女（元亀3年〈1572〉、義宣3歳の時、婚約）、継室：多賀谷重経（下野国下妻城主）女〔『佐』〕

②^{よしなお}義直（義重5男、義宣養嗣子、廃嫡）

- ・誕生 慶長17年（1612）10月（佐竹義宣弟）〔『佐』〕
父：佐竹義重 母：細谷氏（側室） 幼名「申若丸」〔『佐』、『寛』〕
- ・佐竹義宣の養嗣子 元和7年（1621）7月 10歳〔『佐』、『寛』〕
- ・元服 同年7月7日 表記：「御猿若様」〔『国』1-23〕
通称「彦次郎」 実名「義直」〔『国』1-23、『佐』、『寛』〕
- ・乗出（将軍徳川秀忠に初御目見得） 同年11月14日〔『国』2-94、『佐』、『寛』〕
表記：御目見得前は「御猿若様」、御目見得後は「彦次郎殿」〔『国』2-94〕
- ・廃嫡 寛永3年（1626）3月21日 15歳〔『佐』、『寛』〕

③^{よしたか}義隆（義宣養嗣子、2代藩主）

- ・誕生 慶長14年（1609）正月14日〔『国』1-2、『佐』〕
父：岩城貞隆（佐竹義重第3子、義宣弟） 母：相馬義胤女（正室） 幼名「能化丸」〔『佐』、『寛』〕
- ・岩城貞隆の遺領襲封 元和6年（1620）12歳〔『佐』、『寛』〕
同年閏12月18日、通称「四郎次郎」、実名「昌隆」を称し、後に吉隆に改める〔『佐』〕
- ・従五位下・修理大夫 寛永元年（1624）12月29日 16歳〔『佐』、『寛』〕
- ・佐竹義宣の養嗣子 寛永3年（1626）4月25日 18歳〔『国』1-197、『佐』、『寛』〕
表記：「修理様」、義宣は「屋形様」〔『国』1-197〕
同年4月26日、実名を「義隆」に改める〔『国』1-197、『佐』〕
表記：改名前は「修理大夫様」、改名後は「義隆様」

- ・乗出（将軍徳川家光・大御所秀忠に初御目見得） 同年4月27日〔『国』2-95、『寛』〕
表記：「義隆様」〔『国』2-95〕
- ・従四位下・侍従 同年8月29日〔『国』2-150、『寛』〕
表記：「若殿様」 義宣は「大殿様」〔『国』2-150〕
- ・遺領襲封 寛永10年（1633）2月26日 25歳〔『寛』〕
- ・家督御礼（将軍徳川家光へ） 同年3月28日〔『国』2-112、『寛』〕
同年4月21日、下屋敷から上屋敷へ移る〔『国』1-59〕
- ・家督後初入部 同年5月27日 公儀の御暇許可は同年5月8日 表記：「屋形様」〔『国』2-170〕
- ・婚礼 同年7月28日〔『国』1-82、『佐』〕 正室：佐竹義章（南家）女（14歳）〔『佐』〕
- ・左近衛権少将 寛文6年（1666）12月28日 58歳〔『国』2-138、『佐』、『寛』〕
表記：「屋形様」
- ・没 寛文11年（1671）12月5日 63歳〔『佐』、『寛』〕

④^{よしずみ}義勉（義隆嫡子、3代藩主）

- ・懐妊 寛永14年（1637）正月 表記：「御台様」〔『国』1-318〕
- ・帯祝 同年閏月13日〔『国』1-318〕
- ・誕生 同年（1637）8月21日〔『国』1-2、『佐』〕 於：江戸神田邸（上屋敷）〔『佐』〕
父：佐竹義隆 母：佐竹義章（南家）女（正室）〔『佐』、『寛』〕
幼名「徳千代」〔『国』1-2〕 表記：「徳千代様」〔『国』1-2〕
養目役：小野崎甚三郎 矢取役：小貫喜兵衛
- ・髪置 寛永16年（1639）11月15日 3歳 表記：「徳千代様」〔『国』1-16〕
- ・袴着 寛永20年（1643）2月14日 7歳〔『国』1-19〕
表記：「徳寿丸様」「御曹司様」〔『国』1-19〕
袴着役：佐竹河内義親（北家） 介添役：赤須内蔵允乾康〔『国』1-19〕
- ・抱瘡仕舞祝儀 正保2年（1645）2月17日 9歳 表記：「御曹司様」〔『国』1-545〕
- ・下帯（禪）召初 同年11月16日 表記：「御曹司様」〔『国』1-45〕
- ・元服 正保3年（1646）7月28日 10歳〔『国』1-23、『佐』〕
表記：元服前は「御曹司様」、元服後は「次郎様」〔『国』1-23〕
加冠役：佐竹河内義親 理髪役：赤津内蔵〔『国』1-23、『佐』〕
通称「次郎」〔『国』1-23、『佐』、『寛』〕 実名「義勉」〔『佐』、『寛』〕
- ・乗出（将軍徳川家光に初御目見得） 同年8月12日〔『国』1-98、『佐』、『寛』〕
表記：御目見得前は「御曹司様」、御目見得後は「若殿様」〔『国』2-98〕
- ・袖留 承応元年（1652）11月15日 16歳〔『国』1-35〕
表記：「若殿様」、義隆は「大殿様」〔『国』1-35〕
- ・従四位下・右京大夫 承応3年（1654）12月26日 18歳〔『国』2-160、『佐』、『寛』〕
表記：「若殿様」〔『国』2-160〕
- ・公儀より縁組仰付 明暦2年（1656）4月13日 20歳
表記：「若殿様」 義隆は「屋形様」「大殿様」〔『国』1-64〕
- ・結納 同年5月6日〔『国』1-74〕
- ・初入部 同年6月19日 公儀の御暇許可は同年5月11日 表記：「若殿様」〔『国』2-349〕
- ・婚礼 寛文元年（1661）4月26日 25歳〔『国』1-83、『佐』〕
表記：「義勉公様」〔『国』1-83〕 正室：松平直政（出雲国松江城主）女（12歳）〔『佐』〕
- ・侍従 寛文9年（1669）12月25日 33歳〔『国』2-151、『佐』、『寛』〕
表記：「若殿様」〔『国』2-151〕
- ・遺領襲封 寛文12年（1672）2月9日 36歳〔『国』2-111、『佐』、『寛』〕
- ・家督御礼（将軍徳川家綱へ） 同年2月21日〔『国』2-114、『寛』〕

表記：「屋形様」〔『国』2 - 114〕

・家督後初入部 同年6月 公儀の御暇許可は同年5月14日 表記：「屋形様」〔『国』2 - 436〕

・左近衛権少将 元禄11年(1698)12月9日 62歳〔『国』2 - 142、『寛』〕

表記：「屋形様」

・没 元禄16年(1703)6月23日 67歳〔『佐』、『寛』〕

⑤義苗^{よしなつ}(義処嫡子、襲封前死去)

・懐妊 寛文11年(1671)4月 表記：「若御前様」〔『国』1 - 4〕

・誕生 同年12月29日〔『国』1 - 2、『佐』〕 於、江戸浅草邸(下屋敷)〔『佐』〕

父：佐竹義処 母：松平直政(出雲国松江城主)女(正室)〔『佐』、『寛』〕

表記：「若君様」「御曹司様」 父は「殿様」 母は「御前様」「御台様」〔『国』1 - 2〕

臺目役：梅津茂右衛門 矢取役：藤井甚左衛門 同役後見：今村喜兵衛

御膳奉役：菊地新藏人 同役後見：江橋善兵衛〔『国』1 - 4〕

・産屋明祝儀 寛文12年(1672)正月20日 「御台様」産屋より出る〔『国』1 - 2〕

・七夜の祝儀 同年3月12日(祖父義隆死去のため忌中につき延引) 幼名「徳寿丸」と名付け 表記：「若君様」
「御曹司様」〔『国』1 - 7〕

・宮参 同年3月16日 神田明神へ参詣 表記：「徳寿丸様」〔『国』1 - 11〕

・髪置 延宝元年(1673)11月15日 3歳 表記：「御曹司様」〔『国』1 - 17〕

髪置役：佐竹左衛門義明(北家)

・袴着 延宝5年(1677)2月23日 7歳〔『国』1 - 21〕

表記：袴着前は「徳寿丸様」「御曹司様」、袴着後は「御曹司様」「若殿様」〔『国』1 - 21〕

袴着役：佐竹左衛門義明・太田九郎左右衛門 介添：宇留野源兵衛〔『国』1 - 21〕

・下帯(禪)召初 延宝7年(1679)2月24日 9歳 表記：「御曹司様」〔『国』1 - 45〕

・元服 天和元年(1681)2月23日 11歳〔『国』1 - 24、『佐』〕

表記：元服前は「徳寿丸様」「御曹司様」「若殿様」、元服後は「次郎様」「若殿様」 義処は「大屋形様」
〔『国』1 - 24 ~ 28〕

加冠役：佐竹左衛門義明〔『国』1 - 24、『佐』〕

通称「次郎」実名「義林」^{よししげ}〔『国』1 - 24、26、『佐』、『寛』〕

・乗出(将軍徳川綱吉に初御目見得) 同年4月11日〔『国』2 - 99、『佐』、『寛』〕

表記：「若殿様」〔『国』2 - 99〕

・従四位下 貞享元年(1684)12月25日 14歳〔『国』1 - 160、『佐』、『寛』〕

表記：「若殿様」〔『国』1 - 160〕

・修理大夫 同年12月28日〔『国』1 - 162、『佐』〕

※12月27日「次郎様御名之義御老中江御伺之処、修理大夫と御改之旨議定ス」〔『国』2 - 161〕

※12月28日「歳暮之為御礼 若殿様今日御登 城 御名をも御改 修理大夫様ニ被為 成候」〔『国』2 - 162〕

・縁組 貞享2年(1685)2月25日 15歳 公儀より和歌山城主徳川中納言光貞息女との縁組仰付

表記：「修理大夫様」「若殿様」 義処は「屋形様」〔『国』1 - 65、66〕

・袖留 貞享3年(1686)11月12日 16歳 表記：「若殿様」〔『国』1 - 36〕

・結納 貞享4年(1687)6月3日 17歳 表記：「若殿様」〔『国』1 - 76〕

・前髪取 同年(1687)12月晦日 表記：「若殿様」〔『国』1 - 39〕

・婚礼 元禄2年(1689)2月11日 19歳〔『国』1 - 90、『佐』〕

表記：「若殿様」〔『国』 - 84 ~ 146〕 正室：徳川大納言光貞(和歌山城主)女「育」〔『佐』〕

・疱瘡仕舞祝儀 元禄3年(1690)8月22日、9月2・14日 20歳

表記：若殿様〔『国』1 - 549、550〕

・麻疹仕舞祝儀 元禄4年(1691)9月24日 11月3日 21歳

表記：「若殿様」〔『国』1 - 553〕

- ・初入部 元禄7年(1694)6月19日 24歳 公儀の御暇許可は同年5月18日
表記:「若殿様」〔『国』2-365〕
- ・義苗と改名 元禄9年(1696)12月28日 26歳〔『国』1-31〕
翌日、幕府老中戸田山城守忠政に断り、「義苗」を名乗り始める
※義林の名は宝鏡院が調べたが、「御名乗字反り悪く」と義処はかねがね思っていたので、同年2月8日、新しい名乗を調えるよう一乗院に申しつける〔『国』1-30〕
- ・没 元禄12年(1699)6月18日 29歳〔『佐』、『寛』〕

⑥^{よしただ}義格(義処3男、義苗死後嫡子、第4代藩主)

- ・誕生 元禄7年(1694)12月11日(11月11日とする記録もあり)〔『国』1-333、『佐』〕
於:江戸下谷邸(上屋敷)〔『佐』〕
父:佐竹義処 母:布施氏「おりう(隆)」(侍妾)〔『国』1-333、『佐』〕
幼名「千代之助」〔『国』1-333、『佐』、『寛』〕
- ・宮参 元禄8年(1695)3月13日 浅草鳥越明神へ参詣〔『国』1-345〕
- ・髪置・袴着 元禄9年(1696)11月27日 3歳 「千代丸」と改名〔『国』1-349、『佐』〕
- ・縁組 元禄10年(1697)閏2月 4歳 公儀より和歌山城主徳川大納言光貞の息女との縁組仰付
表記:「若殿様」 義処は「屋形様」〔『国』1-66〕
- ・水痘仕舞祝儀 元禄11年(1698)2月22日 5歳 表記:「千代丸様」〔『国』1-556〕
- ・嫡子成の宮参 元禄12年(1699)11月26日 6歳 神田明神・浅草観音へ参詣
表記:「千代丸様」〔『国』1-13〕
※「御嫡子ニ被為 成候ニ付花色御十文字からの頭御道具為 御持被成候」〔『国』1-13〕
※生母「おりう」は同年8月3日に「お町つばね」に移り、祝儀〔『国』1-564〕
- ・紐解・嫡子成り披露 元禄13年(1700)11月15日 7歳〔『国』1-9、22、『佐』、『寛』〕
※「千代丸様御事向後 御曹司様と可申よし諸士江被 仰付」〔『国』1-9〕
※前年の義処下国発駕前に千代丸を嫡子にすることを公儀に申し出ていたが、江戸・国元の家中には紐解祝儀の節に披露
- ・下帯(褌)召初 元禄15年(1702)6月19日 9歳〔『国』1-45、『佐』〕
※「屋形様」より六字宗光小サ刀一腰と長上下を「御曹司様」に進ぜらる〔『国』1-44〕
※同年7月13日、生母の「おりう」を「御曹司様御母儀故」をもって、以後「お袋様」と唱えるよう江戸在番の諸士へ仰せ渡す〔『国』1-564、565〕
- ・長上下召初 同年11月15日 表記:「御曹司様」〔『国』1-45〕
- ・御判・名乗初 同年12月11日 実名「義格」を名乗る 表記:「御曹司様」〔『国』1-31〕
※「御名乗御判之義秋田宝鏡院ニ被 仰付候、八幡宝殿御圖を以差上候」〔『国』1-31〕
※宝永元年(1704)3月19日、新御判を湯島天神延命院法印源説に命じて調べさせ、今日吉日に御判初
- ・乗出(将軍徳川綱吉に初御目見得) 元禄16年(1703)4月1日 10歳 「源次郎」と改名〔『国』1-8、『国』2-103、『佐』〕
表記:「御曹司様」「若殿様」 義処は「屋形様」
- ・遺領襲封 同年8月12日〔『国』2-120、『佐』、『寛』〕
※天明けにて老中より家督を仰せ付けられる〔『国』2-120〕
※「源次郎様御事 屋形様可奉申由御家老申渡之」〔『国』2-120〕
- ・家督御礼(将軍徳川綱吉へ) 同年8月28日〔『国』2-122〕
- ・読書初 元禄17年(1704)2月26日 11歳 表記:「屋形様」〔『国』1-51〕
※林大学頭門弟の太田勝五郎を師範とし『大学』を講釈〔『国』1-51〕
- ・弓初 宝永4年(1707)正月11日 14歳 表記:「御前」〔『国』1-51〕
- ・麻疹仕舞祝儀 宝永5年(1708)10月26日、11月12日 15歳

表記：「若殿様」〔『国』1 - 554〕

- ・従四位下・侍従 同年12月18日〔『佐』、『寛』〕
- ・大膳大夫 同年12月19日〔『寛』〕
- ・東帯召初 宝永6年(1709)5月1日 16歳 表記：「屋形様」〔『国』1 - 44〕
※將軍宣下につき東帯で衛府太刀を帯して登城、藩邸に帰って東帯召初の祝儀として、家老・番頭・元方奉行・御用人・御膳番・徒頭に料理を振る舞い、帷子を一つずつ下す〔『国』1 - 44〕
- ・表へ出初 同年6月27日〔『国』1 - 58〕
※「御先代之通今日より表江被為 出、昼之内ハ毎日被為 出被成御座候筈ニ御座候」、「向後朝御前ハ陰之間、夕飯ハ御座之間ニ而被 召上候筈ニ候」〔『国』1 - 58〕
- ・袖留・額直 同年7月19日 表記：「屋形様」〔『国』1 - 37〕
- ・前髪取 同年11月6日 表記：「屋形様」〔『国』1 - 41〕
※正徳2年(1712)3月16日、前髪を八幡宮に納める吉日の選定を宝鏡院に命じ、3月19日に収める〔『国』1 - 43〕
- ・切合初 宝永7年(1710)2月8日 17歳 柳生流〔『国』1 - 52〕
- ・馬稽古初 同年9月13日〔『国』1 - 52〕
※「御稽古初と申故、陰之間ニ而木馬御召被遊候」〔『国』1 - 52〕
- ・初入部 正徳元年(1711)5月19日 18歳 表記：「屋形様」〔『国』2 - 258 ~ 305〕
- ・没 正徳5年(1715)7月19日 22歳〔『佐』、『寛』〕

B 庶子

史料で人生儀礼の判明する者のみを記す

①^{よしやす}義慰(2代藩主義隆4男)

- ・誕生 正保2年(1645)9月21日〔『国』1 - 330、『佐』〕
於：江戸上屋敷〔『国』1 - 30〕
父：佐竹義隆 母：佐竹義章(南家)女(正室) 幼名「松之助」〔『佐』〕
表記：「若子様」母「御台様」〔『国』1 - 331〕
- ・名乗初 明暦3年(1657)11月15日 13歳〔『国』1 - 355、『佐』〕
実名「義慰」を名乗る〔『佐』〕
※「松之助様従 大殿様御名乗被遣之御祝儀有之」〔『国』1 - 355〕
- ・袖留 万治3年(1660)11月15日 16歳 表記：「松之助様」〔『国』1 - 354〕
- ・名改 寛文8年(1668)3月3日 24歳 松之助を「玄蕃」(通称)に改める〔『国』1 - 343、『佐』〕
- ・没 寛文13年(1673)4月20日 29歳〔『佐』〕

②^{よしなが}義長(2代藩主義隆5男)

- ・誕生 明暦元年(1655)9月4日〔『国』1 - 330、『佐』〕 於：江戸邸
父：佐竹義隆 母：佐竹義章(南家)女(正室) 幼名「千代松」〔『佐』、『寛』〕
表記：「御男子様」父「殿様」母「御台様」「奥様」
- ・七夜の祝儀 同年9月10日 名づけの記載なし〔『国』1 - 330〕
- ・産屋明・枕直祝儀 同年9月24日 「御台様」産屋より出て枕直〔『国』1 - 331〕
- ・宮参 同年10月5日 神田明神へ参詣〔『国』1 - 344〕
- ・髪置 明暦3年(1657)11月15日 3歳 表記：「千代松様」〔『国』1 - 349〕
- ・御判・名乗初 寛文8年(1668)9月22日 14歳〔『国』1 - 355、『佐』〕
表記：「千代松様」〔『国』1 - 355〕
御判を調べ、実名「義知」を名乗る〔『国』1 - 355 ~ 356〕
通称「左近」

- ・ 將軍へ初御目見得（徳川家綱へ） 同年〔『佐』〕
- ・ 袖留 寛文10年（1670）11月10日 16歳 表記：「左近様」〔『国』1 - 354〕
- ・ 従五位下・左近将監 同年12月28日〔『佐』〕
- ・ 峯岐守 延宝4年（1676）12月16日 22歳 実名を「義長」に改める〔『佐』〕
- ・ 婚礼 延宝6年（1678）12月13日 正室：相馬昌胤（陸奥国中村藩主）女
のち松浦鎮信（平戸藩主）養女を娶る〔『佐』〕
- ・ 分家 元禄14年（1701）2月11日 47歳 義処の領知より新田2万石を分知され、大名に列す〔『佐』〕
- ・ 致仕 享保3年（1718）9月6日 64歳〔『佐』〕
- ・ 兵部少輔 同年12月7日〔『佐』〕
- ・ 没 元文5年（1740）12月7日 86歳

③^{よしほる}義珍（3代藩主義処2男）

- ・ 誕生 延宝5年（1677）4月4日〔『国』1 - 332、『佐』〕 於、江戸下屋敷〔『国』1 - 332〕
父：佐竹義処 母：松平直政（松江城主）女（正室） 幼名「仁寿丸」〔『佐』、『寛』〕
表記：「御男子様」「若子様」 父「屋形様」 母「御前様」〔『国』1 - 332、333〕
- ・ 産屋明祝儀 同年4月24日〔『国』1 - 332〕
- ・ 宮参 同年5月23日 神田明神へ参詣 表記：「仁寿丸様」〔『国』1 - 344〕
- ・ 箸初 同年8月12日 表記：「仁寿丸様」〔『国』1 - 348〕
- ・ 髪置 延宝6年（1678）12月2日 2歳 表記：「仁寿丸様」〔『国』1 - 349〕
- ・ 屋形様と初対顔 延宝7年（1679）2月7日 3歳 表記：「仁寿丸様」〔『国』1 - 333〕
※「屋形様初而 御対顔被遊、付而御祝儀有之御太刀銀馬両種一荷 仁寿丸様より 屋形様江被為進」
- ・ 袴着 天和元年（1681）4月9日 5歳 表記：「仁寿丸様」〔『国』1 - 351〕
- ・ 元服・帯直・中剃 天和3年（1683）11月27日 7歳 表記：「仁寿丸様」〔『国』1 - 351〕
加冠役：小野崎藤兵衛
- ・ 庖廬仕舞祝儀 貞享3年（1686）2月 10歳〔『国』1 - 556〕
- ・ 名改 元禄5年（1692）11月2日 16歳〔『佐』〕
仁寿丸を「求馬」（通称）に改め〔『国』1 - 343、356、『佐』〕、実名「義珍」を名乗る〔『佐』〕
表記：「仁寿丸」〔『国』1 - 343、356〕
- ・ 將軍へ初御目見得（徳川綱吉へ） 同年12月15日〔『国』1 - 357、『佐』〕
表記：「求馬様」〔『国』1 - 357〕
- ・ 袖留・額直 元禄7年（1684）8月13日 18歳
- ・ 前髪取 元禄8年（1695）6月22日 19歳 表記：「求馬様」〔『国』1 - 355〕
- ・ 養子成 元禄9年（1696）7月25日 相馬弾正少弼昌胤の養子となる 20歳〔『国』1 - 358、『佐』〕
表記：「求馬様」 義処は「屋形様」〔『国』1 - 358〕
7月27日、実名を「^{のふたね}叙胤」に改める〔『国』1 - 358、『佐』〕
- ・ 従五位下・図書頭 同年12月22日〔『国』1 - 359、『佐』〕
表記：「求馬様」〔『国』1 - 359〕
求馬を「**図書頭**」に改名〔『国』1 - 359〕
- ・ 婚礼 元禄10年（1697）正月15日 21歳 正室：相馬昌胤女〔『国』1 - 359、『佐』〕
同日、相馬邸に移る〔『国』1 - 359、『佐』〕
- ・ 奥州中村に初入部 元禄13年（1700）24歳〔『佐』〕
- ・ 中村藩領襲封（生前相続） 元禄14年（1701）2月 25歳〔『佐』〕
- ・ 長門守任官 宝永6年（1709）6月5日 33歳 のち病にて辞す〔『佐』〕
図書頭を「**長門守**」に改名〔『国』1 - 359〕
- ・ 没 宝永8年（1711）4月20日 35歳

C 女子

史料で人生儀礼の判明する者のみを記す

①市^{いち} (3代藩主義処長女)

- ・帯祝 寛文8年(1668)5月4日、「若御前様御懐胎弥紛無御座ニ付 御台様頼御申仮之御帯御結被成候由」、国元に知らせの飛脚到着、その後、小野崎大蔵内儀に「御新造様御懐胎之帯」を調える申しつけ、宝鏡院に吉日を選考させ、宝鏡院に帯へ加持祈祷させたうえで正式の帯祝をする〔『国』1-318、319〕
※7月9日、暮目御用を梅津茂右衛門に申し付け、江戸に上らせる〔『国』1-367〕
- ・産屋移初祝儀 同年9月7日 表記:「御新造様」〔『国』1-320〕
※「今朝は 御新造様御産屋江御移初被遊候御祝儀御座候」〔『国』1-320〕
- ・誕生 寛文8年(1668)10月3日〔『国』1-360、『佐』〕 於.江戸邸〔『佐』〕
父:佐竹義処 母:松平直政(松江城主)女(正室) 名前「市(一)」のち「吉(幾知)」〔『佐』〕
表記:「御姫様」 母親「若御前様」〔『国』1-360〕
暮目役:梅津茂右衛門 矢取役:藤井甚左衛門 後見:今村喜兵衛〔『国』1-367〕
- ・七夜の祝儀 同年10月9日 名づけの記載なし 表記:「御姫様」〔『国』1-360〕
※「若御前様一産屋之御祝儀」と表記、「御姫様」へ「屋形様」や暮目役の梅津茂右衛門など「方々より御樽・肴・御産着数多上り申候」〔『国』1-360〕
- ・産屋明祝儀 同年10月23日 「若御前様」産屋より出る〔『国』1-361〕
※「今朝 若御前様三七夜之御祝儀相済表御座敷江被為出御祝儀之御振舞共御座候」〔『国』1-361〕
- ・宮参 同年11月5日 神田明神へ参詣 表記:「市姫様」〔『国』1-373〕
- ・没 寛文12年(1672)8月28日 5歳〔『佐』〕

②鍋^{なべ} (3代藩主義処3女)

- ・御帯祝 延宝2年(1674)8月12日 表記:「御台様」〔『国』1-318〕
- ・誕生 延宝3年(1675)正月22日〔『国』1-362、『佐』〕
父:佐竹義処 母:松平直政(松江城主)女(正室)
表記:「御女子様」「御姫様」 母「御台様」「御前様」 名前「鍋」〔『佐』〕
※家老の梅津半右衛門忠宴が仰せ付けられて胞衣刀(「御衣那刀」と表記)を差し上げ、産湯もかけ、「先例を引替」誕生の「御姫様」を「娘分」(養女)にされて〔『国』1-362〕、名前を付けせられる〔『佐』〕
- ・七夜の祝儀 同年正月26日(28日は涼月院の命日のため繰り上げ) 表記:「おなへ様」〔『国』1-362〕
- ・産屋明祝儀 同年2月12日〔『国』1-363〕
※「おなへ様御臍帯包候紙」を梅津半右衛門が調べ、光聚院と御台の御前にまかり出て臍帯を包む〔『国』1-363〕
- ・宮参 同年3月9日 下屋敷より神田明神へ参詣 表記:「お鍋様」〔『国』1-373〕
※梅津半右衛門が「私養子分」により紋梅鉢付幕を神田明神へ持参、お鍋は帰りに梅津の私宅に立ち寄り、馳走を受ける〔『国』1-373〕
- ・箸初 同年4月27日 表記:「お鍋様」〔『国』1-372〕
※梅津半右衛門が奥に罷り出て「お鍋様江我等御箸差上故、於御座之間御吸物被下、拙者盃 お鍋様江献上、御盃拙者ニ被下候」
- ・没 延宝4年(1676)10月18日 2歳〔『佐』〕

③弥^{いよ} (3代藩主義処5女)

- ・誕生 延宝8年(1680)12月22日〔『国』1-364、『佐』〕 於.江戸邸〔『佐』〕
父:佐竹義処 母:松平直政(松江城主)女(正室)〔『佐』〕
名前「弥」〔『国』375、379、『佐』は「弁』〕
表記:「御姫様」 母「御前様」

- ・宮参 天和元年(1681)正月25日 神田明神へ参詣 表記:「いよ姫様」〔『国』1-375〕
- ・髪置 天和2年(1682)2月24日 3歳 「いよ姫様」〔『国』1-377〕
- ・帯直 貞享3年(1686)11月16日 7歳 「御帯解之御祝儀」
表記:「御姫様」〔『国』1-379〕
- ・没 貞享4年(1687)4月21日 8歳 〔『佐』〕

④岩 (3代藩主義処6女)

- ・誕生 貞享4年(1687)4月19日 〔『国』1-364、〔『佐』〕〕 於、江戸邸〔『佐』〕
父:佐竹義処 母:谷氏「お清」(側室)〔『国』1-364、〔『佐』〕〕
表記:「御姫様」 母「お清殿」〔『国』1-364〕 名前「岩」〔『佐』〕
- ・産屋明祝儀 同年5月12日 表記:「おいわ様」 母「お清との」〔『国』1-563、564〕
※「おいわ様より為御祝儀御肴代百疋被下置、お清とのよりも箱肴一種給候」
- ・箸初 同年8月19日 〔『国』1-372〕
※「直々表局江被為 入御箸初被遊候」
- ・宮参 同年8月12日 神田明神へ参詣 表記:「お岩様」〔『国』1-375〕
※元禄元年(1688)5月、生母「お清」を「お岩様段々御成長被遊候ニ付」、以後「御袋様」と唱えるよう江戸の諸士へ仰せ渡す〔『国』1-564〕
- ・髪置 元禄2年(1689)正月10日 3歳 表記:「お岩様」 母「お袋様」〔『国』1-377〕
- ・帯直 元禄6年(1693)2月14日 7歳 「御紐解之御祝儀」
表記:「岩姫様」〔『国』1-379〕
- ・琴初 同年(1693)2月14日 7歳 表記:「岩姫様」〔『国』1-383〕
※師匠は鈴都勾当、鈴都が勾当に任官した際の費用は「御姫様」と「御前」から下す
- ・手習初 同年2月23日 表記:「岩姫様」〔『国』1-383〕
※手習師匠を大嶋小助に仰せ付け、大嶋より手本献上
- ・縁組 元禄11年(1698)12月5日 12歳
公儀より松平備前守長矩(美作国津山城主家)との縁組許可 表記:「岩姫様」〔『国』1-384〕
※縁組願いは同年7月18日
- ・結納 元禄12年(1699)2月27日 13歳 表記:「岩姫様」〔『国』1-405〕
- ・婚礼 元禄16年(1703)11月9日 17歳 〔『佐』〕
- ・没 宝永6年(1709)正月26日 23歳 〔『佐』〕

⑤久 (3代藩主義処7女)

- ・誕生 元禄2年(1689)6月20日 於、江戸中屋敷〔『国』1-365、〔『佐』〕〕
父:佐竹義処 母:谷氏「お清」(側室)〔『国』1-365、〔『佐』〕〕
表記:「御姫様」 母「お清殿」「御袋様」〔『国』1-365〕
- ・七夜祝儀 同年6月27日 表記:「お久様」 母「御袋様」〔『国』1-365〕
兄の仁寿丸(当時13歳)が「久」と名付け〔『国』1-369〕
※「從 仁寿丸様此度御出生之 御姫様江御名 久姫様と被仰遣候」
- ・宮参 同年7月23日 中屋敷より鳥越明神へ参詣
表記:「お久様」「御姫様」 母「御袋様」〔『国』1-375〕
- ・箸初 同年11月15日 表記:「久姫様」〔『国』1-372〕
- ・髪置 元禄4年(1691)11月15日 3歳 表記:「お久様」〔『国』1-377〕
- ・帯直 元禄8年(1695)2月2日 7歳 「御紐解之御祝儀」 表記:「久姫様」〔『国』1-379〕
- ・縁組 元禄15年(1702)6月27日 14歳
公儀より黒田隠岐守長範(筑前国秋月城主家)との縁組許可 表記:「久姫様」〔『国』1-385〕
- ・結納 元禄16年(1703)4月23日 15歳 〔『国』1-405〕

- ・婚礼 宝永4年(1707)7月21日 19歳〔『佐』〕
- ・没 享保16年(1731)7月10日 43歳〔『佐』〕

⑥順^{じゅん}(3代藩主義処9女)

- ・誕生 元禄16年(1703)7月10日〔『国』1-365〕
父：佐竹義処 母：布施氏「智清院」(側室)〔『国』1-365、『佐』〕
表記：「御女子」母「御袋様」〔『国』1-365〕
- ・名付 同年9月12日 家老の梅津半右衛門忠昭が「親分」になって「順」と名付ける
表記：「御姫様」〔『国』1-369〕
- ・宮詣 宝永元年(1704)8月29日 2歳 鳥越明神へ参詣 表記：「順姫様」〔『国』1-376〕
- ・髪置 宝永2年(1705)11月15日 3歳 表記：「順姫様」
※名付け親の梅津半右衛門も祝儀の品を献上
- ・麻疹仕舞祝儀 宝永5年(1708)9月 6歳 表記：「順姫様」〔『国』1-557〕
- ・縁組 同年12月21日 公儀より松平庄五郎(出雲国松江城主松平出羽守嫡子)との縁組許可
表記：「順姫様」〔『国』1-385〕
※縁組願いは同年11月2日
- ・疱瘡仕舞祝儀 宝永6年(1709)2月 7歳 表記：「順姫様」〔『国』1-557〕
- ・帯直 同年4月29日 7歳 「御紐解之祝儀」 表記：「順姫様」〔『国』1-379〕
- ・手習初 正徳元年(1711)2月13日〔『国』1-383〕
- ・結納 正徳2年(1712)6月21日 10歳 表記：「順姫様」〔『国』1-406〕
- ・鉄漿初 正徳3年(1713)2月9日 11歳 表記：「順姫様」〔『国』1-382〕
鉄漿付役：家老小野崎権太夫妻(於小野崎宅)
- ・婚礼 享保5年(1720)9月21日 18歳 松平出羽守宣維(松江城主)に嫁す〔『国』1-465、』佐』〕
表記：「順姫」〔『国』1-465〕
※「浅草御屋敷」(下屋敷)より出興〔『国』1-465〕
- ・没 享保6年(1721)5月14日 19歳〔『佐』〕

Life Ceremonies and Naming of the Children of The Satake Family in Akita Han : A Comparison to The Tokugawa Family

ŌTOU Osamu

This paper explores the birth ceremony, the raising ceremony, and the coming-of-age ceremony of the children of The Satake Family in Akita Han in the first half of the early modern period, and it compares the ceremonies to those of the Tokugawa family. First, this study considers how a son of Daimyo family was socialized and became a political being through several kinds of initiation ceremonies. The family was integrated in the Baku-han system and was placed, as a family of kōgi, with the delegated public authority to rule its fief from the Shogunate. The main characteristics of this process can be extracted by focusing on the differences between a legitimate son and an illegitimate son, including the problem of naming, and this is compared to the cases of the Tokugawa family. Second, this paper considers initiation ceremonies and naming of daughters to analyze gender differences in early modern Japan.

In previous studies, life ceremonies were examined separately. This paper attempts to consider systemically those ceremonies as a whole, placing and focusing the meaning of each ceremony, including the problem of naming. This study shows, first, how ceremonies of sons of the Tokugawa and the Satake, both families of kōgi, were scheduled by political intention, while daughters' ceremonies were not. Second, a son's attaining of manhood was divided into political, social and physical categories. A legitimate son was supposed to attain political and social manhood in haste, but he could only move from oku to omote and enter his fief after he had grown up physically and mentally at his Han's house in Edo. Third, the coming-of-age ceremony for a daughter was only limited physically, not politically, nor did she need a name changing ceremony. Finally, a son's name indicated his membership and genealogical relationship in the family and the clan, his life cycle, and his position (class) in the family, society and state, while a daughter's name did not.